

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
札幌市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	—

評価実施機関名
札幌市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】
公表日

項目一覧
I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容 ※	札幌市では、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及びこれに基づく条例により、国民健康保険の資格管理、給付、保険料の賦課徴収等の事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の44の項により個人番号を利用することができるのは、「国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている。 つについては、特定個人情報ファイルを主務省令に定める以下の事務で取り扱う。 1 資格に関する事務 ① 国民健康保険資格に関する届出(取得、喪失、住所変更、氏名変更、世帯変更、修学、病院・施設入所等)の受理、審査及び処理 ② 国民健康保険資格の管理 ③ 被保険者に対する資格確認書及び資格情報のお知らせ(以下、「資格確認書等」という。)の交付、返還受理又は更新(再発行も含む) ④ 被保険者からの基準収入額適用申請の受理、審査及び処理 2 保険給付に関する事務 ① 医療機関等からのレセプトの審査及び支払い ② 各種保険給付(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等)の支給又は管理 ③ 被保険者の所得区分及び自己負担限度額の判定 ④ 各種認定証(限度額適用認定証等)及び特定疾病療養受療証の交付又は管理 ⑤ 保険給付費の返還又は管理に関する業務 ⑥ 医療費適正化に関する業務 3 保健事業に関する事務 特定健診、特定保健指導等に関する業務 4 国民健康保険料(以下「保険料」という。)の賦課に関する事務 ① 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を把握し、管理する業務 ② 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を元に保険料を計算し、納付すべき保険料や納期限を納付義務者に通知する業務 ③ 他市町村への賦課状況・課税状況等の照会を行う業務 ④ 保険料の減免申請の受理、審査及び減免処理 ⑤ 非自発的失業者に係る保険料軽減の届出の受理、審査及び処理 ⑥ 産前産後軽減の届出の受理、審査及び処理 5 保険料の収納・滞納整理に関する事務 ① 納付義務者の納付状況の管理、納付義務者への還付・充当を行う業務 ② 納期限内に納付がない納付義務者に督促状を送付し、自主的に納付されない場合は財産の差押えなどの滞納整理を行う業務 ③ 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。 6 オンライン資格確認に関する事務 オンライン資格確認とは、個人番号カードを資格確認書等として利用できるようにすることで、被保険者が医療機関等を受診した際に、医療機関等が被保険者の最新の正しい資格情報をオンライン資格確認等システムで効率的に確認できるようにする仕組みである。以下の処理を行う。 ①本市の保有する被保険者の資格情報を国保情報集約システムを経由して医療保険者等向け中間サーバーへ提供する処理 ②提供した被保険者の資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けする処理 ≪左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)≫ 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日号外特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更もしくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。
③対象人数	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [30万人以上]

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民健康保険システム標準化前に使用するシステム
②システムの機能	(別紙1)国民健康保険システム標準化前に使用するシステム一覧のとおり
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	国民健康保険システム(以下「国保システム」という。)
②システムの機能	国民健康保険法及びこれに基づく条例により、被保険者情報の管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 資格に係る機能 ① 資格の取得、喪失、変更等の情報の登録・管理 ② 資格確認書等の作成及び資格確認書等交付履歴の管理 ③ 70歳以上75歳未満の被保険者に対する負担割合の決定及び資格確認書等の作成 ④ 滞納世帯の情報を集約し、減免・軽減情報や不現住情報の照会 2 賦課に係る機能 ① 保険料の決定及び保険料決定通知書の作成 ② 保険料の減免申請情報の登録及び変更決定 ③ 保険料の特別徴収に関する管理 3 給付に係る機能 ① 被保険者からの療養費等の申請情報の登録及び支給決定 ② 各種認定証(限度額適用認定証等)、特定疾病療養受療証の発行 4 北海道国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)とのデータ連携機能 ① 国保情報集約システムに提供するデータの作成 ② 国保情報集約システムから提供されるデータの取込 ※データ連携は、データ連携用PC(データ連携のみを行う専用端末)を介して行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (国保情報集約システム、統合収納・滞納システム、システム基盤(市中間サーバー)、特定健診・特定保健指導システム、庁内各業務システム)
システム3	
①システムの名称	国保・介護・後期 統合収納システム・統合滞納システム
②システムの機能	国民健康保険法、介護保険法(平成9年法律第123号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びこれらの法律に基づく条例により賦課された保険料の収納管理または滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。 <収納管理> 1 国保・介護・後期高齢システムからの情報連携 2 金融機関・収納代行業者等からの収納情報連携 3 統合滞納システムからの情報連携

	<滞納整理> 1 滞納者情報の管理 2 各滞納処分書類の作成 3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 4 統計・決算情報の作成 5 延滞金の計算 6 統合収納システムとの情報連携
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 国保システム、庁内各業務システム ）
システム4	
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 ※(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 ※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム
	☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ システム基盤(市中間サーバー、個人基本、税宛名、社会保障宛名) ）
システム5	
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバー)
	札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1 中間サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。

システム7	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。 1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 機構(※)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。 3 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム8	
①システムの名称	国保情報集約システム(以下「情報集約システム」という。)
②システムの機能	国保連合会のシステムで、被保険者の資格や高額療養費の該当回数(以下「高額該当回数」という。)を都道府県単位で管理するシステムである。国保連合会に設置するサーバーと市区町村に設置するクライアント端末(以下「国保総合PC」という。)で構成され、札幌市では国保総合PCの以下の機能を活用する。(国保総合PCは個人番号を利用せず、データも保持しない) 1 資格継続業務に係る機能 国保連合会から配信された帳票(資格継続情報)を出力する。 2 世帯継続判定業務に係る機能 (1)国保連合会から配信された帳票(世帯継続性判定)を出力する。 (2)世帯継続性の判定における確定処理を行う。 3 高額該当回数の引継業務 国保連合会から配信された帳票(高額該当回数の情報)を出力する。 4 オンライン資格確認に係る医療保険者等向け中間サーバー等システムへの被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 被保険者資格異動に関するデータを市区町村からデータ連携用PCを介して国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等システムへの被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村から受領した被保険者異動情報を医療保険者等向け中間サーバー等システムへ送信する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (国保システム(データ連携用PCを介した連携))
システム9	
①システムの名称	特定健診・特定保健指導システム
②システムの機能	特定健診・特定保健指導に係る機能 ① 特定健診対象者情報の登録、受診券の発行 ② 健診結果情報の登録 ③ 保健指導対象者情報の登録、利用券の発行

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（国保システム(FTP連携)）
システム10	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー
②システムの機能	医療保険者等全体又は医療保険制度横断で個人番号カードを用いた資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、以下の機能を有する。 なお、本システムは、国民健康保険中央会及び社会保険診療報酬支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が運営する。 1 資格履歴管理事務に係る機能 (1)資格履歴管理 医療保険者等が、加入者等の基本4情報（又はその一部）、資格情報及び各種証情報（個人番号含む。）を委託区画に登録する。 (2)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供（個人番号を含まない。） 2 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能（国民健康保険に関する事務においてははこの機能は用いない。） 3 本人確認事務に係る機能（同上）
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（
3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険事務情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、適正な賦課及び給付に資することとなる。また、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、被保険者の給付や保険料決定時の手続に添付書類を省略できるなど、住民の負担軽減及び事務の効率化が図れる。
②実現が期待されるメリット	1 番号制度の導入により、税情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に被保険者等の情報を把握することが可能となり、より公平な国民健康保険事務に資することが期待される。 2 市外転入者の所得等の確認について、紙媒体による確認よりも事務負担の削減が可能となる。 3 市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民負担の軽減（証明書等入手する金銭的、時間的コストの節約）につながる。 4 オンライン資格確認等システムを用いることで、①資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、②高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、③被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、④後続開発システムとの連携による保健医療データ活用の仕組みを実現する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例（平成27年札幌市条例第42号。以下「利用条例」という。） 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 住民基本台帳法第30条の9 別表第一項番73の2（J-LIS照会による本人確認）
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	☐ 実施する ☐ <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく〈利用特定個人情報の提供に関する命令〉主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」及び「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、55の2、55の3、56、65、69、70、81、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173、173の2の項) (情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(69、70、71、160の項)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課
②所属長の役職名	保険企画課長
8. 他の評価実施機関	
—	

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
(別紙1) 国保システム標準化前に使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国保システム
②システムの機能	国民健康保険法及びこれに基づく条例により、被保険者情報の管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 資格に係る機能 ① 資格の取得、喪失、変更等の情報の登録・管理 ② 資格確認書等の作成及び資格確認書等交付履歴の管理 ③ 70歳以上75歳未満の被保険者に対する負担割合の決定及び資格確認書等の作成 2 賦課に係る機能 ① 保険料の決定及び保険料決定通知書の作成 ② 保険料の減免申請情報の登録及び変更決定 ③ 保険料の特別徴収に関する管理 3 給付に係る機能 ① 被保険者からの療養費等の申請情報の登録及び支給決定 ② 各種認定証(限度額適用認定証等)、特定疾病療養受療証の発行 4 北海道国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)とのデータ連携機能 ① 国保情報集約システムに提供するデータの作成 ② 国保情報集約システムから提供されるデータの取込 ※データ連携は、データ連携用PC(データ連携のみを行う専用端末)を介して行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム、国保情報集約システム)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システム
②システムの機能	国民健康保険法、介護保険法(平成9年法律第123号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びこれらの法律に基づく条例により賦課された保険料の収納管理及び滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。 <収納管理> 1 国保・介護・後期高齢システムからの賦課情報連携 2 システム基盤(社会保障宛名)から国保・介護・後期高齢システムの送付先情報を連携 3 金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携 <滞納整理> 1 滞納者情報の管理 2 各滞納処分書類の作成 3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 4 統計・決算情報の作成 5 延滞金の計算
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (金融機関・財務連携代行システム、庁内各業務システム)

システム3	
①システムの名称	金融機関・財務連携代行システム
②システムの機能	札幌市のシステムであり、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収納情報を送受信するシステムで、国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムとの連携においては、以下の機能を活用する。 1 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへ、口座振替依頼の情報を提供する。 2 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへ、口座振替結果及び日々の介護保険料の収納情報を提供する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システム）
システム4	
①システムの名称	システム基盤(社会保障宛名)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し社会保障業務(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務)で活用する。また、個人(及び法人)の宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 システム基盤(税宛名)からの課税情報連携 システム基盤(税宛名)から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。 3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 4 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務で把握した対象者について、社会保障業務で管理している番号を連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （システム基盤(団体内統合宛名、個人基本、税宛名)、庁内各業務システム）
システム5	
①システムの名称	システム基盤(税宛名)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用する。また、個人(及び法人)の納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住基異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。 4 システム基盤(社会保障宛名)への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報をシステム基盤(社会保障宛名)へ情報連携する。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (システム基盤(団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名)、庁内各業務システム)
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、情報システム部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (システム基盤(市中間サーバー、団体内統合宛名、税宛名)、庁内各業務システム)
システム7	
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 ※(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 ※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (システム基盤(市中間サーバー、個人基本、税宛名、社会保障宛名))

システム8

①システムの名称	システム基盤(市中間サーバー)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と市内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが³、市内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1 中間サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や市内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。 3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、市内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を市内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から市内各業務システムで管理している番号を取得する。 4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を市内各業務システムとの間で連携する。 ※中間サーバー・プラットフォーム…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」を含む。)のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。 (参考) 中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」を含む。)のソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない。))。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [○] その他 (中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、) 市内各業務システム [] 市内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム

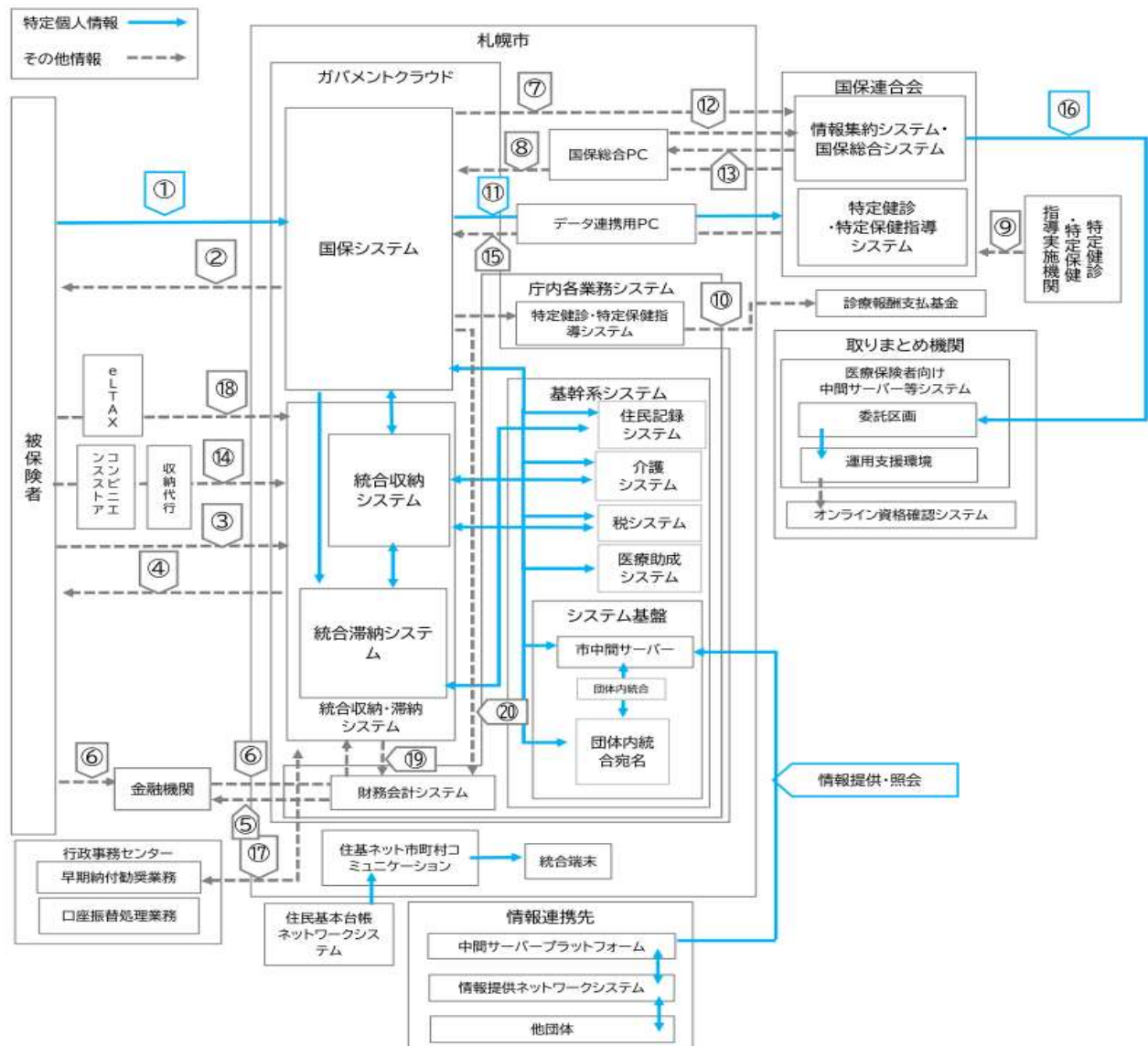
システム9

①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム
②システムの機能	国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。 1 符号管理 符号と団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。 3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。 4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。 5 情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。 7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム(※))と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 (※)インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム ＜参考＞コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム 8 セキュリティ管理 ①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ②送信するデータに対して署名(そのファイルの正当性を示すデータ)を付与する。 ③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ④データの暗号化や複合に必要なデータ暗号化鍵の管理を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報(システムを利用するためにあらかじめ登録が 必要な基本的な情報)の管理を行う。 9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (システム基盤(市中間サーバー))
システム10	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。 1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 機構(※)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。 3 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (なし)
システム11～15	
システム11	
①システムの名称	国保情報集約システム(以下「情報集約システム」という。)
②システムの機能	国保連合会のシステムで、被保険者の資格や高額療養費の該当回数(以下「高額該当回数」という。)を都道府県単位で管理するシステムである。国保連合会に設置するサーバーと市区町村に設置するクライアント端末(以下「国保総合PC」という。)で構成され、札幌市では国保総合PCの以下の機能を活用する。(国保総合PCは個人番号を利用せず、データも保持しない) 1 資格継続業務に係る機能 国保連合会から配信された帳票(資格継続情報)を出力する。 2 世帯継続判定業務に係る機能 (1)国保連合会から配信された帳票(世帯継続性判定)を出力する。 (2)世帯継続性の判定における確定処理を行う。 3 高額該当回数の引継業務 国保連合会から配信された帳票(高額該当回数の情報)を出力する。 4 オンライン資格確認に係る医療保険者等向け中間サーバー等システムへの被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 被保険者資格異動に関するデータを市区町村からデータ連携用PCを介して国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等システムへの被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村から受領した被保険者異動情報を医療保険者等向け中間サーバー等システムへ送信する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (国保システム(データ連携用PCを介した連携))
システム12	
①システムの名称	特定健診・特定保健指導システム
②システムの機能	特定健診・特定保健指導に係る機能 ① 特定健診対象者情報の登録、受診券の発行 ② 健診結果情報の登録 ③ 保健指導対象者情報の登録、利用券の発行

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ システム基盤、国保システム(FTP連携))
システム13	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー
②システムの機能	医療保険者等全体又は医療保険制度横断で個人番号カードを用いた資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、以下の機能を有する。 なお、本システムは、国民健康保険中央会及び社会保険診療報酬支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が運営する。 1 資格履歴管理事務に係る機能 (1)資格履歴管理 医療保険者等が、加入者等の基本4情報（又はその一部）、資格情報及び各種証情報（個人番号含む。）を委託区画に登録する。 (2)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供（個人番号を含まない。） 2 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能（国民健康保険に関する事務においてはこの機能は用いない。） 3 本人確認事務に係る機能（同上）
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ①被保険者より保険資格に関わる届出、保険料減免・保険給付に関わる申請を受け付け、確認を行う。
- ②資格情報より資格確認書等を交付する。資格情報・所得情報に基づき賦課額を決定し、又は減免申請により審査し減免を行い保険料を通知する。被保険者からの申請により各種給付を行う。対象者を抽出し受診券を発行する。
- ③被保険者からの納付相談を受け付ける。口座振替依頼書を受け付ける。
- ④過誤納が発生した場合は保険料の還付・充当を行い、被保険者に通知する。被保険者からの請求により納付確認書を発行する。納付の遅延により延滞金が発生した場合は、対象の被保険者に対し延滞金の請求を行う。保険料未納者に対し督促状及び催告書を送付する。
- ⑤金融機関へ口座振替依頼を行う
- ⑥被保険者が金融機関へ支払った保険料を領収済通知書として受け取る、また、口座振替結果を受け取る。
- ⑦特別徴収(年金からの天引きをいう。以下同じ。)の依頼を行う。
- ⑧特別徴収の結果を受け取る。医療機関情報、レセプト情報を受け取る。
- ⑨特定健診・特定保健指導の実施報告を受ける。
- ⑩特定健診・特定保健指導の実績報告を行う。
- ⑪資格継続情報・高額該当回数の情報をデータ連携する。
- ⑫情報集約システムから示された世帯の継続性の判定について、確定処理を行う。
- ⑬情報集約システムで処理された資格継続情報や高額該当回数の情報に係る処理帳票を配信する。
- ⑭コンビニエンスストアで納付した情報を受け取る。
- ⑮資格情報をデータ連携する。
- ⑯オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、情報集約システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。
- ⑰行政事務センターが口座振替処理業務及び保険料早期納付勧奨に係る業務に関する被保険者情報を取扱う。
- ⑱納税者がeLTAXを利用して納付した情報(電子納付情報)を受け取る。
- ⑲統合収納システムから「財務会計システム」へ納付データを送信(連動)し、格納する。
- ⑳給付の支給データを受け取る。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険事務情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	札幌市が行う国民健康保険の被保険者(資格喪失者も含む)、擬制世帯主(国保未加入の世帯主)及び特定同一世帯所属者(後期高齢者医療の資格取得により国民健康保険を資格喪失した者のうち、その資格喪失時点から継続して国民健康保険に加入している被保険者が同一世帯内に存在している者)	
	その必要性	正確かつ公平・公正な資格決定と給付・賦課を行うに当たり、上記の範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報…市民税申告における所得情報に基づき、保険料や医療費の自己負担割合、被保険者の所得区分、自己負担限度額を把握するために保有 ② 健康・医療関係情報…保険給付(特定疾病療養受療証の交付等)、特定健診、医療費適正化業務のために保有 ③ 医療保険関係情報…国民健康保険の資格管理や各種給付、賦課、徴収等を行うために保有 ④ 児童福祉・子育て・障害者福祉関係情報…医療助成受給者について受給者の医療費を把握し、各種保険給付を行うために保有 ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報…生活保護に関する情報に基づき、国民健康保険の資格喪失処理、保険料の減免及び各種認定証等の交付のために保有 ⑥ 介護・高齢者福祉関係情報…介護保険の第2号被保険者の保険料の計算及び高額介護合算療養費等の適正な支給のために保有 ⑦ 雇用・労働関係情報…非自発的失業者に対する保険料の軽減措置を行うため。また、被保険者の所得区分、自己負担限度額、労働災害情報を把握し、各種保険給付を行うために保有 ⑧ 年金関係情報…特別徴収による保険料の徴収の医療費を把握し各種補助金の交付申請のために保有
	全ての記録項目	別添2を参照。

⑤保有開始日		平成28年1月1日	
⑥事務担当部署		札幌市 保健福祉局保険医療部保険企画課、各区保健福祉部保険年金課	
3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (各区の戸籍住民課、保護担当課及び保健福祉課、各市税事務所の市民税課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構その他公的年金等支払者) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市区町村) ☐ 民間事業者 (健康保険適用事業所) ☐ その他 (国保連合会)	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (システム基盤)	
③入手の時期・頻度		1 識別情報:随時(変更時等) 2 連絡先等情報:随時(変更時等) 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報…随時及び月次(加入時、変更時等) ② 健康・医療関係情報…随時(変更時等) ③ 医療保険関係情報…随時(届出受理時等、変更時等) ④ 児童福祉・子育て・障害者福祉関係情報…随時(変更時等) ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報…随時(保護担当課からの連絡受付時等) ⑥ 介護・高齢者福祉関係情報…随時(年齢到達時、届出受理時、変更時等) ⑦ 雇用・労働関係情報…随時(届出受理時等、変更時等) ⑧ 年金関係情報…随時(届出受理時等)、月次(年金給付対象者情報受理時) ⑨ 国保連合会とのデータ連携情報…日次(資格継続情報等)、月次(高額該当回数情報等)	
④入手に係る妥当性		国民健康保険の資格管理、保険給付、賦課徴収及び保健事業事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申請等の情報、税情報等の収集を行う必要がある。 また、国民健康保険において被保険者資格や保険給付等の管理を都道府県単位で適切に実施するにあたり、国民健康保険法第113条の3に基づき、個人番号利用事務の一部(資格情報や給付情報の収集・整理等)を国保連合会に委託しているため、本事務の遂行において同連合会から当該情報を入手することは妥当である。なお、入手する情報は事務の遂行上、必要最小限の範囲に限定している。	
⑤本人への明示		国民健康保険法第9条及び命令第2条の表69、70、71、160項の規定による。庁内連携による入手は利用条例において明示されている。	
⑥使用目的 ※		行政運営の効率化と公平・公正な国民健康保険に関する事務のため。	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	札幌市 保健福祉局保険医療部保険企画課、各区保健福祉部保険年金課、篠路出張所	
	使用者数	<選択肢> [500人以上1,000人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
		1 資格に関する事務 ① 個人番号により本人確認を行う。 ② 申請・届出や登録された被保険者情報等から、資格の管理を行うために使用する。 ③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供に対応できるよう被保険者資格関係情報を中間サーバーに記録する。 ④ 情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、申請の審査や資格管理等を行うための基礎資料として使用する。 2 保険給付に関する事務 ① 被保険者の所得情報を基に適正な保険給付を行うために使用する。 ② 情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、各種給付の基礎情報として使用する。 ③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供に対応できるよう被保険者医療保険情報を中間サーバーに記録する。	

⑧使用方法 ※	3 保健事業に関する事務 健康・医療関係情報から特定健診や特定保健指導を行うために使用する。	
	4 保険料の賦課に関する事務 ① 被保険者の所得情報を把握し、管理するための基礎情報として使用する。 ② 被保険者の所得情報等を元に保険料の賦課を行うために使用する。 ③ 情報提供ネットワークシステムを通じて他市町村へ照会を行い、保険料計算等の基礎情報として使用する。	
	5 保険料の収納に関する事務 ① 被保険者情報と納付情報を照合し、収納管を行うための基礎情報として使用する。 ② 納付情報や賦課情報等を元に、過誤納金の還付・充当事務を行うために使用する。 ③ 口座振替等において、被保険者情報と金融機関口座情報の管理を行うために使用する。	
	6 保険料の滞納整理に関する事務 ① 滞納情報等を把握・管理し、滞納者に対する督促や催告のために使用する。 ② 滞納者の財産調査や、情報提供ネットワークシステム等を通じた他機関への資産照会・連携を行い、滞納処分を行うための基礎情報として使用する。	
	情報の突合 ※	1 個人番号カード等により、正確に本人確認をして個人番号の真正性を確認する。 2 内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
	情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については実施しない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	1 資格に関する事務 ・被保険者の資格取得や資格喪失の認定等 ・資格確認書等の交付等 2 保険給付に関する事務 ・各種保険給付の支給決定等 ・各種保険給付を行うための所得計算、自己負担限度額の判定等 3 保険料の賦課に関する事務 ・保険料額決定等 4 保険料の収納・滞納整理に関する事務 ・保険料の徴収 ・保険料の還付
⑨使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> (6) 件 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		データ入力業務
①委託内容		紙媒体の情報をシステムへ取り込むため、記載された内容をデータ化する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	短期間でデータ入力業務を実施できる知識及び技術を保有する民間事業者に委託する。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()

[illegible]

		3. 後発医薬品(ジェネリック)差額通知等に関わるデータ作成業務 被保険者への医療費啓発、及び各種通知書(ジェネリック差額通知、医療費通知等)の作成に伴うデータ加工・整理業務。 4. 第三者行為事案に係る損害賠償請求事務(求償事務) 交通事故等の第三者行為による給付事案に係る損害賠償請求(関係書類の受付・審査、過失割合の交渉、求償額の算定等)に関する業務。 5. 国民健康保険資格継続・高額医療費共同処理事務等 中間サーバー及び国保情報集約システム等を介した国民健康保険の資格管理(都道府県単位)及び高額療養費等の共同処理に関わるシステム運用・データ連携業務。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	国民健康保険法第85条第3項において、各業務を都道府県単位で組織される国保連合会に委託することができる旨が規定されている。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		業務担当課への問い合わせ
⑥委託先名		国保連合会
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	資格継続業務及び高額該当回数の引継業務で使用する情報集約システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など
委託事項4		国保システムの運用・保守委託
①委託内容		国保システムの運用・保守作業の実施
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	国保システムの安定した稼働のため、特定個人情報ファイルの全体をシステム運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者に委託する。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (個人情報取扱を許可している事務室内でのシステム操作)
⑤委託先名の確認方法		札幌市ホームページ入札等契約結果一覧にて公表する。
⑥委託先名		競争入札により決定する。
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	・運用・保守管理プロセス基準書に基づく作業 ・運用・保守メニューに基づく作業、軽微な改修作業
委託事項5		医療保険者等向け中間サーバー等システムにおける資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等システムにおいて、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、特定個人情報ファイルの全体について、加入者の資格履歴情報の管理を行う。
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑤委託先名の確認方法		業務担当課への問い合わせ
⑥委託先名		国保連合会 (国保連合会は、国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)に再委託する)
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等システムにおける資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等システムの運用・保守業務」を含む)
委託事項6～10		
委託事項6		情報集約システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容		情報集約システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部

	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(※):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、本市に住所を有する者 ・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 ※国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、本市に加入資格が適用される者をいう
	その妥当性	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・国民健康保険法第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(情報集約システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		業務担当課への問い合わせ
⑥委託先名		国保連合会 (国保連合会は、国保中央会に再委託する)
再委託	⑦再委託の有無 ※	[☐] 再委託する [☐] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約書に基づき、委託内容(業務の範囲)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)
	⑨再委託事項	情報集約システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[☐] 提供を行っている (32) 件 [☐] 移転を行っている (12) 件 [☐] 行っていない
提供先1		命令第2条の表に定める情報照会者(別紙2参照)
①法令上の根拠		命令第2条の表
②提供先における用途		命令第2条の表に定める各事務
③提供する情報		医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下、「医療保険給付関係情報」という。))であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。

	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 （	)
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度	
移転先1	保健福祉局保健所感染症総合対策課、各区保健福祉部健康・子ども課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項、命令第2条の表第27項	
②移転先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって命令第29条で定めるもの	
③移転する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって命令第29条で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
	[] 庁内連携システム	[☐] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 （	)
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報に変更が発生した都度、随時	
移転先2～5		
移転先2	保健福祉局総務部保護課、各区保健福祉部保護課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項、命令第2条の表第42項	
②移転先における用途	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって命令第44条で定めるもの	
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって命令第44条で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
	[] 庁内連携システム	[☐] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 （	)
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時	
移転先3	財政局税政部(税制課・市民税課・固定資産税課・納税指導課)、各市税事務所(納税課・市民税課・諸税課・固定資産税課)	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項、命令第2条の表第48項	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって命令第50条で定めるもの	

③移転する情報	医療保険給付関係情報であって命令第50条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [○] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時
移転先4	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課、各区保健福祉部保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項、命令第2条の表第87項
②移転先における用途	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による費用の徴収に関する事務であって命令第89条で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって命令第89条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [○] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時
移転先5	保健福祉局保険医療部保険企画課、各区保健福祉部保険年金課、北区市民部篠路出張所
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項、命令第2条の表第115項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって命令第117条で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって命令第117条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [○] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時
移転先6～10	

移転先6	保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項、命令第2条の表第125項
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時
移転先7	保健福祉局高齢保健福祉部(介護保険課・高齢福祉課)、各区保健福祉部(保健福祉課・保険年金課)、北 区市民部篠路出張所
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項、命令第2条の表131項
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時
移転先8	財政局税政部納税指導課、各市税事務所納税課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第3項別表2(第1項)
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する 事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()

⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時
移転先9	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課、各区保健福祉部保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第3項別表2(第9項)
②移転先における用途	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)による相談、指導及び助言、通報を受けた場合の措置又は立入調査に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [○] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時
移転先10	保健福祉局高齢保健福祉部(介護保険課・高齢福祉課)、各区保健福祉部(保健福祉課・保険年金課)、北 区市民部篠路出張所
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第3項別表2(第11項)
②移転先における用途	介護保険法による地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [○] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時
移転先11～15	
移転先11	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課、各区保健福祉部保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第3項別表2(第12項)
②移転先における用途	札幌市介護保険条例(平成12年札幌市条例第25号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時
移転先12	子ども未来局子育て支援部子育て支援課、各区保健福祉部保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第3項別表2(第29項)
②移転先における用途	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時
6. 特定個人情報の保管・消去	
①保管場所 ※	<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。国保システム標準化後はガバメントクラウドに保存する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。国保システム標準化後はID及びパスワードによる認証に加え、FIDO規格準拠(FIDO U2FまたはFIDO2)のハードウェアMFAデバイス等による認証を必要とする。 3 データ連携用PCは、業務主管部門(「Ⅱ.2. ⑥事務担当部署」の所属長)の執務室内の施錠可能なラックで保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <オンライン申請における措置> サービス事業者が提供するクラウドサービス上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等は、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。クラウドは、事業者によりセキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	国民健康保険法ほか法令では、データ保管期間の定めはなく、各業務で過去の情報を必要とする事務処理に対応できるようにする必要があるため。
③消去方法		<札幌市における措置> 1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報は、システムにて自動判別し、消去する。 2 ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。 3 札幌市が定めた保管期間を経過した紙書類については、外部業者による裁断処理を行う。 4. USBメモリ等の記憶媒体利用は、個人持込を禁止し管理品に限定する。貸出・返却時は所属長の承認と台帳記録、施錠管理を徹底。個人情報の運搬時は、施錠バッグ等を用い、運搬記録の作成と第三者によるデータ消去確認を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 特定個人情報は地方公共団体からの操作によって消去されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考		
—		

(別紙2) 命令第2条の表に定める情報提供者一覧

法令上の根拠(命令第2条の表における項番)	提供先	提供先における用途	提供する情報
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって命令第4条で定めるもの	医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって命令第4条で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって命令第5条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって命令第5条で定めるもの
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって命令第8条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって命令第8条で定めるもの
13	都道府県知事	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって命令第15条で定めるもの	医療給付関係情報であって命令第15条で定めるもの
16	市町村長	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって命令第18条で定めるもの	児童福祉法第21条の5第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって命令第18条で定めるもの
19	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって命令第21条で定めるもの	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって命令第21条で定めるもの
27	市町村長	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって命令第29条で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって命令第29条で定めるもの
38	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による入院措置に関する事務であって命令第40条で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって命令第40条で定めるもの
42	都道府県知事等	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって命令第44条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって命令第44条で定めるもの
48	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって命令第50条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって命令第50条で定めるもの
55の2	法務大臣	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第390号)による外国人の在留資格にかかる許可に関する事務であって命令第57条の2で定めるもの	医療給付関係情報であって命令第57条の2で定めるもの
55の3	出入国在留管理庁長官	出入国管理及び難民認定法による外国人の出入国又は在留の管理に関する事務であって第五十七条の三で定めるもの	医療保険給付関係情報であって命令第57条の3で定めるもの
56	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)による短期給付の支給に関する事務であって命令第58条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって命令第58条で定めるもの
65	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)による短期給付の支給に関する事務であって命令第67条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって命令第67条で定めるもの
69	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって命令第71条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって命令第71条で定めるもの
70	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって命令第72条で定めるもの	国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって命令第72条で定めるもの
81	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって命令第83条で定めるもの	医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報であって命令第83条で定めるもの

83	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による短期給付の支給に関する事務であって命令第85条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって命令第85条で定めるもの
87	市町村長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による費用の徴収に関する事務であって命令第89条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって命令第89条で定めるもの
115	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって命令第117条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって命令第117条で定めるもの
125	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付の支給に関する事務であって命令第127条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって命令第127条で定めるもの
131	市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって命令第133条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって命令第133条で定めるもの
137	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって命令第139条で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって命令第139条で定めるもの
141	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって命令第143条で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって命令第143条で定めるもの
145	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって命令第147条で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって命令第147条で定めるもの
158	都道府県知事等	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって命令第160条で定めるもの	医療給付関係情報であって命令第160条で定めるもの
161	都道府県知事等	昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮するものに係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって命令第163条で定めるもの	医療給付関係情報であって命令第163条で定めるもの
164	都道府県知事等	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327102号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業にかかる陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって命令第166条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって命令第166条で定めるもの
165	都道府県知事等	「感染症対策特別推進事業について」(平成20年3月11日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって命令第167条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって命令第167条で定めるもの
166	都道府県知事等	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって命令第168条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって命令第168条で定めるもの
173	都道府県知事等	「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって命令第175条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって命令第175条で定めるもの
173の2	都道府県知事等	「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」(平成元年7月24日付け健発第896号厚生省保健医療局長通知)の先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱に基づく先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施に関する事務であって命令第175条の2で定めるもの	医療保険給付関係情報であって命令第175条の2で定めるもの

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

〈国保〉

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1	市区町村コード	61	異動年月日	121	連絡先住所 市区郡町村名
2	宛名番号	62	宛名世帯主氏名	122	連絡先住所 町字
3	履歴番号	63	宛名世帯主氏名 読み仮名	123	連絡先住所 番地号表記
4	世帯番号	64	短期滞在者フラグ	124	連絡先漢字方書
5	住民種別	65	操作者ID	125	連絡先電子メールアドレス
6	個人番号	66	操作年月日	126	電話番号1
7	異動年月日 処理日 日付	67	操作時刻	127	登録年月日
8	異動年月日 処理日 処理時刻	68	市区町村コード	128	電話番号区分1
9	氏名	69	宛名番号	129	備考
10	氏 日本人	70	国保業務詳細コード	130	操作者ID
11	名 日本人	71	開始年月日	131	操作年月日
12	氏名 外国人ローマ字	72	終了年月日	132	操作時刻
13	氏名 外国人漢字	73	送付先住所	133	市区町村コード
14	氏名 振り仮名(フリガナ)	74	送付先住所 市区町村コード	134	国保業務詳細コード
15	氏 日本人 振り仮名	75	送付先住所 町字コード	135	メモ区分
16	名 日本人 振り仮名	76	送付先住所 都道府県	136	公開対象区分
17	旧氏	77	送付先住所 市区郡町村名	137	公開対象コード
18	旧氏 振り仮名	78	送付先住所 町字	138	公開期限
19	通称	79	送付先住所 番地号表記	139	登録年月日
20	通称 フリガナ	80	送付先住所 方書	140	重要度
21	性別	81	送付先住所 方書カナ	141	メモタイトル
22	性別表記	82	送付先住所 郵便番号	142	メモ内容
23	生年月日 元号	83	送付先名称	143	操作者ID
24	生年月日	84	送付先名称カナ	144	操作年月日
25	生年月日 不詳フラグ	85	指定都市 行政区等コード	145	操作時刻
26	生年月日 不詳表記	86	備考	146	市区町村コード
27	続柄コード1	87	操作者ID	147	宛名番号
28	続柄コード2	88	操作年月日	148	抑止区分
29	続柄コード3	89	操作時刻	149	抑止動作区分
30	続柄コード4	90	市区町村コード	150	抑止理由コード
31	世帯主氏名	91	宛名番号	151	抑止開始年月日
32	世帯主氏名 フリガナ	92	国保業務詳細コード	152	抑止終了年月日
33	住所 市区町村コード	93	履歴番号	153	備考
34	住所 町字コード	94	口座登録区分	154	操作者ID
35	指定都市 行政区等コード	95	振替区分	155	操作年月日
36	住所	96	振替開始年月日	156	操作時刻
37	住所 都道府県	97	振替終了年月日	157	市区町村コード
38	住所 市区郡町村名	98	口座停止開始年月日	158	返送管理番号
39	住所 町字	99	口座停止終了年月日	159	履歴番号
40	住所 番地号表記	100	金融機関コード	160	宛名番号
41	住所 方書コード	101	店舗番号	161	帳票ID
42	住所 方書	102	口座番号	162	帳票名
43	住所 方書 フリガナ	103	通帳連番	163	登録日
44	住所 郵便番号	104	口座種別コード	164	賦課年度
45	宛名氏名 氏名	105	口座名義人 カナ	165	対象年度
46	宛名氏名 氏名 フリガナ	106	口座名義人 漢字	166	期別
47	住所 国名コード	107	掲載希望区分	167	月
48	住所 国外住所	108	口座申請年月日	168	国保業務詳細コード
49	在留資格コード	109	備考	169	通知書番号
50	在留資格名称	110	操作者ID	170	発送日
51	在留期間等コード 月	111	操作年月日	171	返送日
52	在留期間等コード 日	112	操作時刻	172	再発送日
53	在留期間の満了の年月日	113	市区町村コード	173	公示送達日
54	注意情報	114	宛名番号	174	返送理由
55	番号法更新区分	115	連絡先名称漢字	175	返送状態
56	真正性確認フラグ	116	連絡先郵便番号	176	住所
57	真正性確認年月日	117	連絡先住所	177	郵便番号
58	共有者人数	118	連絡先住所 市区町村コード	178	住所 市区町村コード
59	備考年月日	119	連絡先住所 町字コード	179	住所 町字コード
60	備考	120	連絡先住所 都道府県	180	住所 都道府県

181	住所 市区郡町村名	241	市区町村コード	301	市区町村コード
182	住所 町字	242	名寄元 宛名番号	302	宛名番号
183	住所 番地号表記	243	名寄先 宛名番号	303	被保険者履歴番号
184	住所 方書	244	操作者ID	304	国保記号番号
185	備考	245	操作年月日	305	マル学マル遠区分
186	氏名	246	操作時刻	306	遠隔地該当日
187	氏	247	市区町村コード	307	遠隔地該当届出日
188	名	248	金融機関コード	308	遠隔地非該当予定日
189	居所判明フラグ	249	金融機関名 カナ	309	遠隔地非該当日
190	居所判明日	250	金融機関名 漢字	310	遠隔地非該当届出日
191	状況区分	251	郵便番号	311	遠隔証有効期限日
192	帳票種類判定	252	電話番号	312	住所地特例区分
193	追跡番号	253	内線番号	313	学校/施設名称
194	受付場所	254	金融機関有効終了日	314	学校/施設区分
195	操作者ID	255	操作者ID	315	住所地特例事由
196	操作年月日	256	操作年月日	316	操作者ID
197	操作時刻	257	操作時刻	317	操作年月日
198	市区町村コード	258	市区町村コード	318	操作時刻
199	納税組合コード	259	宛名番号	319	市区町村コード
200	納組名称	260	被保険者履歴番号	320	宛名番号
201	設立年月日	261	国保記号番号	321	履歴番号
202	送付先郵便番号	262	構成員番号	322	特定同一世帯所属者該当年月日
203	送付先住所	263	資格区分	323	特定同一世帯所属者該当入力年月日
204	送付先住所 市区町村コード	264	資格適用開始日	324	特定同一世帯所属者非該当年月日
205	送付先住所 町字コード	265	資格適用開始届出日	325	特定同一世帯所属者非該当入力年月日
206	送付先住所 都道府県	266	資格適用開始事由	326	世帯主 宛名番号
207	送付先住所 市区郡町村名	267	資格適用終了日	327	国保記号番号
208	送付先住所 町字	268	資格適用終了届出日	328	申請年月日
209	送付先住所 番地号表記	269	資格適用終了事由	329	発効日
210	送付先方書カナ	270	市区町村国保加入日	330	操作者ID
211	送付先方書漢字	271	取得国保異動区分	331	操作年月日
212	電話番号	272	喪失国保異動区分	332	操作時刻
213	内線番号	273	続柄コード1	333	市区町村コード
214	納組会長 宛名番号	274	記載順位	334	国保記号番号
215	就任年月日	275	資格区コード	335	宛名番号
216	操作者ID	276	国籍等 国名コード	336	対象年度
217	操作年月日	277	国籍名等	337	連番
218	操作時刻	278	第30条45規定区分	338	開始年月日
219	市区町村コード	279	国籍喪失年月日	339	負担割合
220	宛名番号	280	操作者ID	340	負担区分1
221	履歴番号	281	操作年月日	341	負担区分2
222	納税組合コード	282	操作時刻	342	負担区分3
223	加入年月日	283	市区町村コード	343	負担区分4
224	脱退年月日	284	宛名番号	344	負担区分5
225	備考	285	被保険者履歴番号	345	負担区分6
226	操作者ID	286	退職履歴番号	346	負担区分7
227	操作年月日	287	国保記号番号	347	負担区分8
228	操作時刻	288	退職区分	348	負担区分9
229	市区町村コード	289	退職本人紐付け情報	349	負担区分10
230	宛名番号	290	退職該当日	350	負担区分11
231	納付管理人区分	291	退職該当届出日	351	負担区分12
232	納付管理人 宛名番号	292	退職該当異動事由	352	判定負担区分
233	国保業務詳細コード	293	退職非該当日	353	判定事由区分
234	履歴番号	294	退職非該当届出日	354	判定事由該当年月日
235	開始年月日	295	退職非該当事由	355	申請区分
236	終了年月日	296	国保扶養事由区分	356	申請年月日
237	備考	297	扶養開始日	357	世帯非課税区分
238	操作者ID	298	操作者ID	358	世帯内最高所得額
239	操作年月日	299	操作年月日	359	住民税合計所得金額
240	操作時刻	300	操作時刻	360	住民税課税所得額 年少扶養控除後

361	低所得用合計所得額	421	適用開始年月日	481	長期入院該当終了日
362	被保険者数16歳未満	422	有効期限日	482	回収日
363	被保険者数19歳未満	423	交付方法	483	申請日
364	住民税課税所得金額_年少扶養控除前	424	証交付状況	484	限度額状態(申請受理、却下、認定等)
365	旧ただし書き所得	425	高齢者負担割合	485	限度額認定日
366	高齢者旧ただし書き所得合計	426	限度額認定証区分	486	限度額認定理由
367	生年月日	427	短期証該当月数	487	却下理由(滞納、適用区分による認定対象外等)
368	登録日	428	回収日	488	高齢者該当非該当フラグ
369	操作者ID	429	回収理由	489	特定疾病認定区分
370	操作年月日	430	証回収場所	490	特定疾病状態(申請受理、却下、認定等)
371	操作時刻	431	退職区分	491	特定疾病認定日
372	市区町村コード	432	特定疾病名区分	492	自己負担額
373	宛名番号	433	長期入院該当年月日	493	特定疾病認定理由
374	連番	434	履歴番号	494	特定疾病終了日(解除日)
375	旧被扶養該当日	435	保険証形態区分	495	操作者ID
376	旧被扶養非該当日	436	交付理由区分	496	操作年月日
377	発効日	437	回収方法区分	497	操作時刻
378	申請年月日	438	判定負担区分	498	市区町村コード
379	操作者ID	439	減額認定申請国保履歴番号	499	国保記号番号
380	操作年月日	440	交付氏名_カナ	500	宛名番号
381	操作時刻	441	交付氏_カナ	501	履歴番号
382	市区町村コード	442	交付名_カナ	502	国保資格取得届出日
383	宛名番号	443	交付氏名_漢字	503	国保資格取得年月日
384	連番	444	交付氏_漢字	504	国保資格取得事由
385	離職該当日	445	交付名_漢字	505	国保資格喪失届出日
386	離職事由	446	証交付場所	506	国保資格喪失年月日
387	給付軽減終了日	447	生年月日	507	国保資格喪失事由
388	賦課軽減終了日	448	特定疾病自己負担限度額	508	操作者ID
389	発効期年月日	449	資格区コード	509	操作年月日
390	申請年月日	450	操作者ID	510	操作時刻
391	操作者ID	451	操作年月日	511	市区町村コード
392	操作年月日	452	操作時刻	512	国保記号番号
393	操作時刻	453	市区町村コード	513	対象年月
394	市区町村コード	454	国保記号番号	514	特例対象世帯フラグ
395	国保記号番号	455	対象年度	515	操作者ID
396	課税対象年度	456	負担区分1	516	操作年月日
397	連番	457	負担区分2	517	操作時刻
398	課税区分1	458	負担区分3	518	市区町村コード
399	課税区分2	459	負担区分4	519	国保記号番号
400	課税区分3	460	負担区分5	520	宛名番号
401	課税区分4	461	負担区分6	521	対象年月
402	課税区分5	462	負担区分7	522	特例対象フラグ
403	課税区分6	463	負担区分8	523	操作者ID
404	課税区分7	464	負担区分9	524	操作年月日
405	課税区分8	465	負担区分10	525	操作時刻
406	課税区分9	466	負担区分11	526	市区町村コード
407	課税区分10	467	負担区分12	527	国保記号番号
408	課税区分11	468	操作者ID	528	宛名番号
409	課税区分12	469	操作年月日	529	市区町村保険者番号
410	操作者ID	470	操作時刻	530	データ区分
411	操作年月日	471	市区町村コード	531	被保険者証記号
412	操作時刻	472	対象年度	532	被保険者証番号
413	市区町村コード	473	国保記号番号	533	世帯番号
414	国保記号番号	474	宛名番号	534	資格情報(個人)ファイル_宛名番号
415	宛名番号	475	国保履歴番号	535	予備
416	保険証種類区分	476	申請区分	536	市区町村被保険者ID
417	発行連番	477	発効期日	537	行政区保険者番号
418	マル学マル遠区分	478	該当終了日	538	旧市区町村保険者変更日
419	証交付日	479	長期入院該当年月日	539	旧市区町村保険者番号
420	発効期日	480	長期入院該当申請日	540	旧被保険者証記号

541	旧被保険者証番号	601	施設入所区分	661	有効期限
542	旧世帯番号	602	住居地市区町村保険者番号	662	発効期日
543	旧宛名番号	603	原爆区分	663	回収日
544	旧番号有効日	604	操作者ID	664	回収事由
545	旧個人番号有効日	605	操作年月日	665	限度額適用区分
546	旧行政区保険者番号	606	操作時刻	666	限度額適用区分(開始年月日)
547	氏名(カナ)	607	市区町村コード	667	限度額適用区分(終了年月日)
548	氏名(漢字)	608	国保記号番号	668	長期入院該当年月日
549	通称名(カナ)	609	宛名番号	669	自己負担限度額
550	通称名(漢字)	610	履歴番号	670	認定疾病名コード
551	本名通称名区分	611	国保適用開始届出日	671	減免等証明
552	氏名(カナ)の文字数・未登録外字有無	612	国保適用開始年月日	672	減免等証明(割合)
553	氏名(漢字)の文字数・未登録外字有無	613	国保適用開始事由	673	減免等証明(開始年月日)
554	通称名(カナ)の文字数・未登録外字有無	614	国保適用終了届出日	674	減免等証明(終了年月日)
555	通称名(漢字)の文字数・未登録外字有無	615	国保適用終了年月日	675	有効終了年月日
556	生年月日	616	国保適用終了事由	676	操作者ID
557	性別	617	国保適用変更届出日	677	操作年月日
558	続柄	618	国保適用変更年月日	678	操作時刻
559	氏名(カナ)(発送用)	619	国保適用変更事由	679	市区町村コード
560	氏名(漢字)(発送用)	620	保険証回収日	680	国保記号番号
561	氏名(カナ)(発送用)文字数・未登録外字有無	621	回収事由	681	作成年月日
562	氏名(漢字)(発送用)文字数・未登録外字有無	622	給付終了年月日	682	送付年月日
563	郵便番号(発送用)	623	制度	683	市区町村保険者番号
564	住所(発送用)	624	退職本人コード	684	データ区分
565	番地(発送用)	625	本人との続柄	685	被保険者証記号
566	方書(発送用)	626	操作者ID	686	被保険者証番号
567	電話番号(発送用)	627	操作年月日	687	世帯番号
568	住所(発送用)文字数・未登録外字有無	628	操作時刻	688	行政区保険者番号
569	方書(発送用)文字数・未登録外字有無	629	市区町村コード	689	旧市区町村保険者変更日
570	住基転入前コード	630	国保記号番号	690	旧市区町村保険者番号
571	住基転出先コード	631	宛名番号	691	旧被保険者証記号
572	住登外フラグ	632	履歴番号	692	旧被保険者証番号
573	性別抑止フラグ	633	証区分	693	旧世帯番号
574	送付物抑止フラグ(個人単位)	634	交付年月日	694	旧番号有効日
575	在留資格コード	635	有効期限	695	旧行政区保険者番号
576	在留期限日	636	適用年月日	696	世帯主氏名(カナ)
577	枝番	637	回収日	697	世帯主氏名(漢字)
578	被保険者証記号券面	638	回収事由	698	世帯主氏名(カナ)文字数・未登録外字有無
579	被保険者証番号券面	639	操作者ID	699	世帯主氏名(漢字)文字数・未登録外字有無
580	氏名漢字券面	640	操作年月日	700	郵便番号(管理用)
581	氏名カナ券面	641	操作時刻	701	住所(管理用)
582	氏名漢字その他	642	市区町村コード	702	番地(管理用)
583	氏名カナその他	643	国保記号番号	703	方書(管理用)
584	氏名券面(漢字)の文字数・未登録外字有無	644	宛名番号	704	電話番号(管理用)
585	氏名券面(カナ)の文字数・未登録外字有無	645	履歴番号	705	住所(管理用)文字数・未登録外字有無
586	氏名その他(漢字)の文字数・未登録外字有無	646	交付年月日	706	方書(管理用)文字数・未登録外字有無
587	氏名その他(カナ)の文字数・未登録外字有無	647	有効期限	707	世帯主氏名(カナ)(発送用)
588	性別裏面フラグ	648	発効期日	708	世帯主氏名(漢字)(発送用)
589	自己情報提供不可フラグ	649	一部負担金割合	709	世帯主氏名(カナ)(発送用)文字数・未登録外字有無
590	操作者ID	650	回収日	710	世帯主氏名(漢字)(発送用)文字数・未登録外字有無
591	操作年月日	651	回収事由	711	郵便番号(発送用)
592	操作時刻	652	操作者ID	712	住所(発送用)
593	市区町村コード	653	操作年月日	713	番地(発送用)
594	国保記号番号	654	操作時刻	714	方書(発送用)
595	宛名番号	655	市区町村コード	715	電話番号(発送用)
596	履歴番号	656	国保記号番号	716	住所(発送用)の文字数・未登録外字有無
597	異動届出日	657	宛名番号	717	方書(発送用)の文字数・未登録外字有無
598	異動年月日	658	履歴番号	718	地区統計コード(リスト出力用)
599	異動事由	659	証区分	719	行政区コード(リスト出力用)
600	学遠該当	660	交付年月日	720	世帯区分

721	操作者ID	781	宛名番号	841	所得割額
722	操作年月日	782	枝番	842	資産税額
723	操作時刻	783	発送年月日	843	資産割額
724	市区町村コード	784	操作者ID	844	賦課被保険者数
725	国保記号番号	785	操作年月日	845	均等割額
726	履歴番号	786	操作時刻	846	平等割額
727	異動届出日	787	市区町村コード	847	軽減判定総所得
728	異動年月日	788	宛名番号	848	軽減区分
729	異動事由	789	提供不可理由コード	849	軽減均等割額
730	国保適用開始届出日	790	申請年月日	850	軽減平等割額
731	国保適用開始年月日	791	操作者ID	851	限度超過額
732	国保適用開始事由	792	操作年月日	852	年算出額
733	国保適用終了届出日	793	操作時刻	853	月割増減額
734	国保適用終了年月日	794	市区町村コード	854	減免額
735	国保適用終了事由	795	国保記号番号	855	端数
736	国保適用変更届出日	796	宛名番号	856	賦課額
737	国保適用変更年月日	797	履歴番号	857	現年度賦課期別額1
738	国保適用変更事由	798	対象年度	858	現年度賦課期別納期限1
739	世帯主宛名番号	799	証区分	859	現年度賦課期別額2
740	世帯主区分	800	交付年月日	860	現年度賦課期別納期限2
741	旧世帯主宛名番号	801	有効期限	861	現年度賦課期別額3
742	操作者ID	802	発行年月日	862	現年度賦課期別納期限3
743	操作年月日	803	限度額適用区分	863	現年度賦課期別額4
744	操作時刻	804	開始年月	864	現年度賦課期別納期限4
745	市区町村コード	805	終了年月	865	現年度賦課期別額5
746	国保記号番号	806	境界層区分	866	現年度賦課期別納期限5
747	宛名番号	807	境界層適用開始年月日	867	現年度賦課期別額6
748	履歴番号	808	境界層適用終了年月日	868	現年度賦課期別納期限6
749	申請日	809	措置後基準	869	現年度賦課期別額7
750	受付年月日	810	操作者ID	870	現年度賦課期別納期限7
751	申請者 宛名番号	811	操作年月日	871	現年度賦課期別額8
752	申請理由コード	812	操作時刻	872	現年度賦課期別納期限8
753	申請理由詳細	813	市区町村コード	873	現年度賦課期別額9
754	発病年月日	814	宛名番号	874	現年度賦課期別納期限9
755	傷病名称	815	通称名	875	現年度賦課期別額10
756	医療機関県番号	816	操作者ID	876	現年度賦課期別納期限10
757	医療機関点数区分	817	操作年月日	877	現年度賦課期別額11
758	医療機関番号	818	操作時刻	878	現年度賦課期別納期限11
759	申請減免区分	819	市区町村コード	879	現年度賦課期別額12
760	申請減額割合	820	国保記号番号	880	現年度賦課期別納期限12
761	申請期間月数	821	宛名番号	881	現年度賦課期別額13
762	申請減免開始日	822	履歴番号	882	現年度賦課期別納期限13
763	申請減免終了日	823	開始年月日	883	普徴現年度賦課額計
764	決定年月日	824	開始届出年月日	884	過年度賦課年度1
765	決定内容コード	825	終了年月日	885	過年度賦課期別1
766	決定理由詳細	826	終了届出年月日	886	過年度賦課期別額1
767	決定減免区分	827	操作者ID	887	過年度賦課期別納期限1
768	決定減額割合	828	操作年月日	888	過年度賦課年度2
769	決定期間月数	829	操作時刻	889	過年度賦課期別2
770	決定減免開始年月日	830	市区町村コード	890	過年度賦課期別額2
771	決定減免終了年月日	831	国保記号番号	891	過年度賦課期別納期限2
772	取消年月日	832	世帯主 宛名番号	892	過年度賦課年度3
773	取消理由詳細	833	対象年度	893	過年度賦課期別3
774	備考	834	履歴番号	894	過年度賦課期別額3
775	一部負担金減免等状態(申請受理、却下、認定)	835	賦課レコード区分	895	過年度賦課期別納期限3
776	操作者ID	836	賦課更正年月日	896	過年度賦課年度4
777	操作年月日	837	賦課更正事由	897	過年度賦課期別4
778	操作時刻	838	徴収番号	898	過年度賦課期別額4
779	市区町村コード	839	世帯主資格区分	899	過年度賦課期別納期限4
780	国保記号番号	840	賦課基準額	900	過年度賦課年度5

901	過年度賦課期別5	961	賦課区コード	1021	退職過年度賦課期別8
902	過年度賦課期別額5	962	操作者ID	1022	退職過年度賦課期別額8
903	過年度賦課期別納期限5	963	操作年月日	1023	退職過年度賦課年度9
904	過年度賦課年度6	964	操作時刻	1024	退職過年度賦課期別9
905	過年度賦課期別6	965	市区町村コード	1025	退職過年度賦課期別額9
906	過年度賦課期別額6	966	国保記号番号	1026	退職過年度賦課年度10
907	過年度賦課期別納期限6	967	世帯主 宛名番号	1027	退職過年度賦課期別10
908	過年度賦課年度7	968	対象年度	1028	退職過年度賦課期別額10
909	過年度賦課期別7	969	履歴番号	1029	退職特徴賦課期別額1
910	過年度賦課期別額7	970	賦課退職レコード区分	1030	退職特徴賦課期別額2
911	過年度賦課期別納期限7	971	退職賦課基準額	1031	退職特徴賦課期別額3
912	過年度賦課年度8	972	退職所得割額	1032	退職特徴賦課期別額4
913	過年度賦課期別8	973	退職資産税額	1033	退職特徴賦課期別額5
914	過年度賦課期別額8	974	退職資産割額	1034	退職特徴賦課期別額6
915	過年度賦課期別納期限8	975	退職賦課被保険者数	1035	退職14期期別調定額
916	過年度賦課年度9	976	退職均等割額	1036	退職15期期別調定額
917	過年度賦課期別9	977	退職平等割額	1037	退職16期期別調定額
918	過年度賦課期別額9	978	退職軽減均等割額	1038	退職17期期別調定額
919	過年度賦課期別納期限9	979	退職軽減平等割額	1039	退職18期期別調定額
920	過年度賦課年度10	980	退職限度超過額	1040	退職19期期別調定額
921	過年度賦課期別10	981	退職年算出額	1041	退職20期期別調定額
922	過年度賦課期別額10	982	退職月割増減額	1042	退職算出額
923	過年度賦課期別納期限10	983	退職減免額	1043	退職算定額
924	過年度賦課額計	984	退職端数	1044	退職単身平等割額
925	特徴賦課期別額1	985	退職賦課額	1045	退職期別調定額差引額
926	特徴賦課期別額2	986	退職現年度賦課期別額1	1046	操作者ID
927	特徴賦課期別額3	987	退職現年度賦課期別額2	1047	操作年月日
928	特徴賦課期別額4	988	退職現年度賦課期別額3	1048	操作時刻
929	特徴賦課期別額5	989	退職現年度賦課期別額4	1049	市区町村コード
930	特徴賦課期別額6	990	退職現年度賦課期別額5	1050	国保記号番号
931	特徴賦課額計	991	退職現年度賦課期別額6	1051	世帯主 宛名番号
932	特定同一対象区分	992	退職現年度賦課期別額7	1052	宛名番号
933	離職軽減対象区分	993	退職現年度賦課期別額8	1053	対象年度
934	期別14期調定額	994	退職現年度賦課期別額9	1054	個人賦課履歴番号
935	期別15期調定額	995	退職現年度賦課期別額10	1055	総所得金額
936	期別16期調定額	996	退職現年度賦課期別額11	1056	離職軽減後総所得金額
937	期別17期調定額	997	退職現年度賦課期別額12	1057	賦課基準額
938	期別18期調定額	998	退職現年度賦課期別額13	1058	離職軽減後賦課基準額
939	期別19期調定額	999	退職過年度賦課年度1	1059	資産税額
940	期別20期調定額	1000	退職過年度賦課期別1	1060	軽減判定総所得
941	期別14納期限	1001	退職過年度賦課期別額1	1061	離職軽減後軽減判定総所得
942	期別15納期限	1002	退職過年度賦課年度2	1062	医療賦課資格区分
943	期別16納期限	1003	退職過年度賦課期別2	1063	介護賦課資格区分
944	期別17納期限	1004	退職過年度賦課期別額2	1064	旧国保資格区分
945	期別18納期限	1005	退職過年度賦課年度3	1065	旧被扶養者区分
946	期別19納期限	1006	退職過年度賦課期別3	1066	離職賦課資格区分
947	期別20納期限	1007	退職過年度賦課期別額3	1067	所得履歴番号
948	算出額	1008	退職過年度賦課年度4	1068	操作者ID
949	算定額	1009	退職過年度賦課期別4	1069	操作年月日
950	介護区分	1010	退職過年度賦課期別額4	1070	操作時刻
951	介護退職区分	1011	退職過年度賦課年度5	1071	市区町村コード
952	失業者合計決定保険税額	1012	退職過年度賦課期別5	1072	対象年度
953	仮徴収通知書番号	1013	退職過年度賦課期別額5	1073	宛名番号
954	本徴収通知書番号	1014	退職過年度賦課年度6	1074	所得履歴番号
955	単身平等割額	1015	退職過年度賦課期別6	1075	所得更正年月日
956	国保退職区分	1016	退職過年度賦課期別額6	1076	申告区分
957	未申告該当非該当	1017	退職過年度賦課年度7	1077	申告把握区分
958	条例減免額	1018	退職過年度賦課期別7	1078	課税非課税区分
959	期別調定額差引額	1019	退職過年度賦課期別額7	1079	総所得金額
960	仮算本算区分	1020	退職過年度賦課年度8	1080	賦課基準額

1081	市区町村民税所得割額	1141	医療費控除額	1201	株式譲渡割控除額
1082	市区町村民税均等割額	1142	社会保険料控除額	1202	住宅借入金特別控除可能額
1083	住民税額	1143	小規模共済控除額	1203	分離配当課税額
1084	課税標準額 住民税	1144	生命保険料控除額	1204	山林純損失額
1085	営業所得	1145	個人年金保険料支払額	1205	公的年金所得額
1086	農業所得	1146	損害保険料控除額	1206	長期一般所得額
1087	不動産所得	1147	長期損害保険料支払額	1207	条約適用特例適用利子等所得額
1088	利子所得	1148	寄附金控除額	1208	長期特定所得額
1089	配当所得	1149	控対配区分	1209	長期軽減所得額
1090	給与収入	1150	配偶者区分	1210	長期特別控除額
1091	給与所得	1151	配偶者特別控除額	1211	長期一般差引額
1092	給与特定支出控除額	1152	配特有無区分	1212	条約適用特例適用配当等所得額
1093	公的年金収入	1153	扶養一般該当人数	1213	長期特定差引額
1094	雑所得その他分	1154	扶養年少該当人数	1214	長期軽減差引額
1095	総合譲渡短期所得	1155	扶養特定該当人数	1215	短期一般所得額
1096	総合譲渡短期所得特別控除前	1156	扶養老人該当人数	1216	短期軽減所得額
1097	総合譲渡長期所得	1157	扶養同居老人該当人数	1217	短期特別控除額
1098	総合譲渡長期所得特別控除前	1158	扶養特障該当人数	1218	短期一般差引額
1099	一時所得	1159	扶養同居特障該当人数	1219	短期軽減差引額
1100	一時所得特別控除前	1160	扶養普障該当人数	1220	資産入力年月日
1101	分離譲渡所得	1161	未成年区分	1221	退職課税額
1102	分離譲渡特別控除前	1162	老年者区分	1222	非課税所得額
1103	山林所得	1163	寡婦区分	1223	短期一般特別控除額
1104	山林特別控除前	1164	障害者区分	1224	短期軽減特別控除額
1105	専従者給与収入	1165	勤労学生区分	1225	長期特定特別控除額
1106	専従者給与控除	1166	住民税申告区分	1226	長期軽減特別控除額
1107	譲渡益	1167	本専区分	1227	条約適用特例適用課税額
1108	商品先物取引	1168	配専区分	1228	株式譲渡特別控除額
1109	上場株式等譲渡益	1169	青色専従該当人数	1229	山林特別控除額
1110	居住用損失額	1170	白色専従該当人数	1230	退職所得額
1111	上場株式配当	1171	譲渡繰越損失額	1231	退職所得控除額
1112	繰越純損失額	1172	居住用特定譲渡所得額	1232	退職支払額
1113	繰越雑損失額	1173	繰越損失軽減譲渡損失額	1233	市区町村源泉退職所得割額
1114	繰越株式損失額	1174	都道府県端数切捨所得割額	1234	都道府県源泉退職所得割額
1115	繰越居住用損失額	1175	都道府県均等割額	1235	総合退職所得控除額
1116	繰越先物損失額	1176	個人分税額	1236	平均課税対象金額
1117	繰越配当損失額	1177	共有分税額	1237	所得税株式譲渡上場所得額
1118	免税対象肉用牛所得	1178	分離配当所得額	1238	所得税株式譲渡所得額
1119	免税対象外肉用牛所得	1179	失業給与所得額	1239	住民税未申告該当コード
1120	繰越損失 軽減判定用	1180	失業総所得金額	1240	所得データ区分
1121	その他所得	1181	長期一般特別控除額	1241	資産データ区分
1122	合計所得額	1182	寄付控除額	1242	失業者該当非該当フラグ
1123	調整控除対象者数1	1183	合計控除額	1243	所得把握区分
1124	調整控除対象者数2	1184	配偶者合計所得金額	1244	特定中小株式損失額
1125	固定資産税額	1185	総所得課税額	1245	上場株式繰越損失額
1126	資産割算定基礎額	1186	短期一般課税額	1246	海外転入区分
1127	稼得区分	1187	短期軽減課税額	1247	基礎控除額
1128	公募外貨配当所得額	1188	長期一般課税額	1248	基礎控除判定用合計所得金額
1129	公募他配当所得額	1189	長期特定課税額	1249	所得金額調整控除額
1130	その他配当所得額	1190	長期軽減課税額	1250	所得金額調整控除子ども等該当フラグ
1131	従たる給与支払額	1191	株式課税額	1251	給与所得者等該当非該当フラグ
1132	総合譲渡分特別控除額	1192	商品先物取引課税額	1252	失業基礎控除額
1133	土地等雑所得額	1193	山林課税額	1253	失業基礎控除判定用合計所得金額
1134	超短期所得額	1194	市区町村所得割減免額	1254	特定支出額
1135	総合退職所得額	1195	市区町村均等割減免額	1255	操作者ID
1136	変動所得額	1196	都道府県所得割減免額	1256	操作年月日
1137	臨時所得額	1197	都道府県均等割減免額	1257	操作時刻
1138	免税所得額	1198	株式上場課税額	1258	市区町村コード
1139	肉用牛売却価格	1199	肉牛軽減課税額	1259	宛名番号
1140	雑損控除額	1200	配当割控除額	1260	特徴停止事由

1261	特徴停止年月	1321	市区町村コード	1381	国保退職区分4
1262	停止継続フラグ	1322	国保記号番号	1382	退職被保険数4
1263	特徴停止申請年月日	1323	世帯主 宛名番号	1383	軽減区分4
1264	理由	1324	対象年度	1384	単身世帯軽減区分4
1265	国保記号番号	1325	履歴番号	1385	未申告該当非該当フラグ4
1266	操作者ID	1326	賦課更正事由	1386	旧国保被保険数4
1267	操作年月日	1327	世帯区分0	1387	旧被扶養者数4
1268	操作時刻	1328	被保険数0	1388	介護区分4
1269	市区町村コード	1329	国保退職区分0	1389	介護被保険数4
1270	対象年度	1330	退職被保険数0	1390	介護退職区分4
1271	国保記号番号	1331	軽減区分0	1391	介護退職被保険数4
1272	世帯主 宛名番号	1332	単身世帯軽減区分0	1392	世帯区分5
1273	徴収世帯主 宛名番号	1333	未申告該当非該当フラグ0	1393	被保険数5
1274	徴収区分2分の1判定結果	1334	旧国保被保険数0	1394	国保退職区分5
1275	判定時更正履歴番号	1335	旧被扶養者数0	1395	退職被保険数5
1276	特徴開始月	1336	介護区分0	1396	軽減区分5
1277	特徴開始期	1337	介護被保険数0	1397	単身世帯軽減区分5
1278	年金支給額	1338	介護退職区分0	1398	未申告該当非該当フラグ5
1279	介護引落額	1339	介護退職被保険数0	1399	旧国保被保険数5
1280	国保引落額1	1340	世帯区分1	1400	旧被扶養者数5
1281	国保引落額2	1341	被保険数1	1401	介護区分5
1282	医療引落額1	1342	国保退職区分1	1402	介護被保険数5
1283	医療引落額2	1343	退職被保険数1	1403	介護退職区分5
1284	介護引落額1	1344	軽減区分1	1404	介護退職被保険数5
1285	介護引落額2	1345	単身世帯軽減区分1	1405	世帯区分6
1286	後期高齢者支援金引落額1	1346	未申告該当非該当フラグ1	1406	被保険数6
1287	後期高齢者支援金引落額2	1347	旧国保被保険数1	1407	国保退職区分6
1288	医療退職引落額1	1348	旧被扶養者数1	1408	退職被保険数6
1289	医療退職引落額2	1349	介護区分1	1409	軽減区分6
1290	介護退職引落額1	1350	介護被保険数1	1410	単身世帯軽減区分6
1291	介護退職引落額2	1351	介護退職区分1	1411	未申告該当非該当フラグ6
1292	後期高齢者支援金退職引落額1	1352	介護退職被保険数1	1412	旧国保被保険数6
1293	後期高齢者支援金退職引落額2	1353	世帯区分2	1413	旧被扶養者数6
1294	特徴依頼結果	1354	被保険数2	1414	介護区分6
1295	年金コード	1355	国保退職区分2	1415	介護被保険数6
1296	特別徴収義務者コード	1356	退職被保険数2	1416	介護退職区分6
1297	操作者ID	1357	軽減区分2	1417	介護退職被保険数6
1298	操作年月日	1358	単身世帯軽減区分2	1418	世帯区分7
1299	操作時刻	1359	未申告該当非該当フラグ2	1419	被保険数7
1300	市区町村コード	1360	旧国保被保険数2	1420	国保退職区分7
1301	対象年度	1361	旧被扶養者数2	1421	退職被保険数7
1302	被扶養者 宛名番号	1362	介護区分2	1422	軽減区分7
1303	扶養者 宛名番号	1363	介護被保険数2	1423	単身世帯軽減区分7
1304	操作者ID	1364	介護退職区分2	1424	未申告該当非該当フラグ7
1305	操作年月日	1365	介護退職被保険数2	1425	旧国保被保険数7
1306	操作時刻	1366	世帯区分3	1426	旧被扶養者数7
1307	市区町村コード	1367	被保険数3	1427	介護区分7
1308	宛名番号	1368	国保退職区分3	1428	介護被保険数7
1309	履歴番号	1369	退職被保険数3	1429	介護退職区分7
1310	特例開始事由区分	1370	軽減区分3	1430	介護退職被保険数7
1311	特例開始年月日	1371	単身世帯軽減区分3	1431	世帯区分8
1312	特例開始届出年月日	1372	未申告該当非該当フラグ3	1432	被保険数8
1313	特例終了事由区分	1373	旧国保被保険数3	1433	国保退職区分8
1314	特例終了年月日	1374	旧被扶養者数3	1434	退職被保険数8
1315	特例終了届出年月日	1375	介護区分3	1435	軽減区分8
1316	介護2号適用除外国保備考欄	1376	介護被保険数3	1436	単身世帯軽減区分8
1317	特例施設区分	1377	介護退職区分3	1437	未申告該当非該当フラグ8
1318	操作者ID	1378	介護退職被保険数3	1438	旧国保被保険数8
1319	操作年月日	1379	世帯区分4	1439	旧被扶養者数8
1320	操作時刻	1380	被保険数4	1440	介護区分8

1441	介護被保数8	1501	世帯主課税対応方式区分	1561	減免後介護決定額
1442	介護退職区分8	1502	医療単身平等割額	1562	審査結果区分
1443	介護退職被保数8	1503	医療単身4分の1平等割額	1563	減免審査理由コード
1444	世帯区分9	1504	後期高齢者支援金単身平等割額	1564	減免審査理由
1445	被保数9	1505	後期高齢者支援金単身4分の1平等割額	1565	減免認定状態
1446	国保退職区分9	1506	月別04月納期限	1566	減免開始日
1447	退職被保数9	1507	月別05月納期限	1567	減免終了日
1448	軽減区分9	1508	月別06月納期限	1568	審査結果登録日
1449	単身世帯軽減区分9	1509	月別07月納期限	1569	通知書発送日
1450	未申告該当非該当フラグ9	1510	月別08月納期限	1570	操作者ID
1451	旧国保被保数9	1511	月別09月納期限	1571	操作年月日
1452	旧被扶養者数9	1512	月別10月納期限	1572	操作時刻
1453	介護区分9	1513	月別11月納期限	1573	市区町村コード
1454	介護被保数9	1514	月別12月納期限	1574	審査年月
1455	介護退職区分9	1515	月別01月納期限	1575	給付番号
1456	介護退職被保数9	1516	月別02月納期限	1576	給付種別
1457	世帯区分10	1517	月別03月納期限	1577	本人家族入院外来区分
1458	被保数10	1518	操作者ID	1578	点数表
1459	国保退職区分10	1519	操作年月日	1579	法別番号
1460	退職被保数10	1520	操作時刻	1580	診療年月
1461	軽減区分10	1521	市区町村コード	1581	医療機関コード
1462	単身世帯軽減区分10	1522	国保記号番号	1582	診療科コード
1463	未申告該当非該当フラグ10	1523	世帯主 宛名番号	1583	国保記号番号
1464	旧国保被保数10	1524	対象年度	1584	性別
1465	旧被扶養者数10	1525	履歴番号	1585	開始日
1466	介護区分10	1526	賦課レコード区分	1586	終了日
1467	介護被保数10	1527	減免申請事由	1587	診療実日数
1468	介護退職区分10	1528	減免申請日	1588	決定金額
1469	介護退職被保数10	1529	減免率	1589	本人負担額
1470	世帯区分11	1530	減免金額	1590	減免金額
1471	被保数11	1531	減免区分	1591	食事療養費実日数
1472	国保退職区分11	1532	端数処理コード	1592	食事療養費
1473	退職被保数11	1533	退職減免額	1593	食事療養費標準負担額
1474	軽減区分11	1534	退職減免率	1594	公費法制1
1475	単身世帯軽減区分11	1535	減免前決定額	1595	公費府県1
1476	未申告該当非該当フラグ11	1536	退職減免前決定額	1596	公費負担者番号1
1477	旧国保被保数11	1537	減免理由	1597	公費受給者番号1
1478	旧被扶養者数11	1538	医療減免額	1598	公費実日数1
1479	介護区分11	1539	医療退職減免額	1599	公費点数1
1480	介護被保数11	1540	介護減免額	1600	公費患者負担額1
1481	介護退職区分11	1541	介護退職減免額	1601	公費対象一部負担金1
1482	介護退職被保数11	1542	後期高齢者支援金減免額	1602	公費食事療養費実日数1
1483	世帯区分12	1543	後期高齢者支援金退職減免額	1603	公費食事療養費1
1484	被保数12	1544	医療減免率	1604	公費食事療養費標準負担額1
1485	国保退職区分12	1545	医療退職減免率	1605	公費法制2
1486	退職被保数12	1546	介護減免率	1606	公費府県2
1487	軽減区分12	1547	介護退職減免率	1607	公費負担者番号2
1488	単身世帯軽減区分12	1548	後期高齢者支援金減免率	1608	公費受給者番号2
1489	未申告該当非該当フラグ12	1549	後期高齢者支援金退職減免率	1609	公費実日数2
1490	旧国保被保数12	1550	減免前合計決定額	1610	公費点数2
1491	旧被扶養者数12	1551	減免前医療決定額	1611	公費患者負担額2
1492	介護区分12	1552	減免前後期高齢者支援金決定額	1612	公費対象一部負担金2
1493	介護被保数12	1553	減免前介護決定額	1613	公費食事療養費実日数2
1494	介護退職区分12	1554	減免額合計	1614	公費食事療養費2
1495	介護退職被保数12	1555	減免額医療	1615	公費食事療養費標準負担額2
1496	操作者ID	1556	減免額後期高齢者支援金	1616	公費法制3
1497	操作年月日	1557	減免額介護	1617	公費府県3
1498	操作時刻	1558	減免後合計決定額	1618	公費負担者番号3
1499	市区町村コード	1559	減免後医療決定額	1619	公費受給者番号3
1500	対象年度	1560	減免後後期高齢者支援金決定額	1620	公費実日数3

1621	公費点数3	1681	貸付情報 支払先	1741	不当督促発付日
1622	公費患者負担額3	1682	貸付情報 支払区分	1742	不当督促納期限
1623	公費対象一部負担金3	1683	貸付情報 支給決定額	1743	不当催告発付日
1624	公費食事療養費実日数3	1684	貸付情報 差引支給額	1744	不当催告納期限
1625	公費食事療養費3	1685	操作者ID	1745	不当決定額
1626	公費食事療養費標準負担額3	1686	操作年月日	1746	不当領収日
1627	給付割合	1687	操作時刻	1747	不当収納日
1628	特記1	1688	市区町村コード	1748	不当納付額
1629	特記2	1689	国保記号番号	1749	分納回数
1630	特記3	1690	該当者 宛名番号	1750	不当区分
1631	特記4	1691	申請受付日	1751	診療年月
1632	特記5	1692	死亡年月日	1752	医療機関コード
1633	割引	1693	申請者 氏名	1753	診療実日数
1634	転帰1	1694	申請者 氏	1754	請求年月
1635	転帰2	1695	申請者 名	1755	給付番号
1636	転帰3	1696	住所 市区町村コード	1756	決定点数
1637	初診回数	1697	住所 町字コード	1757	徴収区分
1638	再診回数	1698	住所 郵便番号	1758	備考
1639	入院年月日	1699	住所 都道府県	1759	宛名番号
1640	処方箋交付医療機関	1700	住所 市区郡町村名	1760	給付割合
1641	調剤技術基本料有無	1701	住所 町字	1761	入外区分
1642	宛名番号	1702	住所 番地号表記	1762	本扶区分
1643	生年月日	1703	住所 方書	1763	国保一部負担額
1644	過誤再審査区分	1704	葬祭年月日	1764	保険制度区分
1645	特定疾病区分	1705	葬祭執行者 氏名	1765	課税区分
1646	療養費受付日	1706	葬祭執行者 氏	1766	負担区分
1647	支給決定日	1707	葬祭執行者 名	1767	療養費種別
1648	支給処理日	1708	支給決定日	1768	保険者負担額
1649	充当日	1709	支給処理日	1769	実患者負担額
1650	支払先	1710	充当日	1770	指定公費負担額
1651	支払区分	1711	支払先	1771	高額現物給付額
1652	支給決定額	1712	支払区分	1772	食事基準額
1653	充当額	1713	支給決定額	1773	食事保険者負担額
1654	差引支給額	1714	充当額	1774	食事患者負担額
1655	支払医療機関コード	1715	金融機関コード	1775	公費負担額
1656	高額計算対象区分	1716	店舗番号	1776	公費食事患者負担額
1657	操作者ID	1717	口座種別コード	1777	公費食事負担額
1658	操作年月日	1718	口座番号	1778	公費食事保険者負担額
1659	操作時刻	1719	口座名義人 カナ	1779	公費1公費負担者番号
1660	市区町村コード	1720	口座名義人 漢字	1780	公費2公費負担者番号
1661	国保記号番号	1721	文字列型予備項目	1781	公費3公費負担者番号
1662	出産一時金区分	1722	死亡者氏名漢字	1782	不当理由
1663	分娩者 宛名番号	1723	支払承認区分	1783	国保異動事由
1664	出産連番	1724	不支給理由	1784	国保異動年月日
1665	直接支払区分	1725	支払有無	1785	国保届出年月日
1666	受付日	1726	支払額	1786	納付書発行日
1667	出生日	1727	増減調整額	1787	時効日
1668	出生児 宛名番号	1728	申請者 宛名番号	1788	振替先回答結果
1669	支給決定日	1729	受付区コード	1789	保険者番号
1670	支給処理日	1730	操作者ID	1790	保険者名称
1671	充当日	1731	操作年月日	1791	歳入歳出区分
1672	支払先	1732	操作時刻	1792	現金現物区分
1673	支払区分	1733	市区町村コード	1793	不納欠損事由
1674	支給決定額	1734	国保記号番号	1794	不納欠損年月日
1675	充当額	1735	不当通知番号	1795	操作者ID
1676	差引支給額	1736	不当賦課年度	1796	操作年月日
1677	支払医療機関コード	1737	不当相当年度	1797	操作時刻
1678	貸付情報 貸付申請日	1738	返還科目	1798	市区町村コード
1679	貸付情報 支給決定日	1739	不当通知発付日	1799	国保記号番号
1680	貸付情報 支給処理日	1740	不当通知納期限	1800	該当者 宛名番号

1801	第三者登録日	1861	口座名義人 カナ	1921	申請者 名
1802	第三者登録事由	1862	医療機関略称	1922	申請者 市区町村コード
1803	第三者開始日	1863	医療機関略称カナ	1923	申請者 町字コード
1804	第三者事故発生日	1864	医療機関区分	1924	申請者 郵便番号
1805	第三者事故発生事由	1865	医療機関所在地区区分	1925	申請者 住所 都道府県
1806	第三者求償割合	1866	住所 市区町村コード	1926	申請者 住所 市区郡町村名
1807	第三者終了日	1867	住所 町字コード	1927	申請者 住所 町字
1808	求償先区分1	1868	振込先医療機関県番号	1928	申請者 住所 番地号表記
1809	住所 市区町村コード1	1869	振込先医療機関点数区分	1929	申請者 住所 方書
1810	住所 町字コード1	1870	振込先医療機関番号	1930	限度額適用区分
1811	住所 郵便番号1	1871	操作者ID	1931	受付区コード
1812	住所 都道府県1	1872	操作年月日	1932	操作者ID
1813	住所 市区郡町村名1	1873	操作時刻	1933	操作年月日
1814	住所 町字1	1874	市区町村コード	1934	操作時刻
1815	住所 番地号表記1	1875	償還種類	1935	市区町村コード
1816	住所 方書1	1876	国保記号番号	1936	支給申請書整理番号
1817	求償先電話番号1	1877	宛名番号	1937	申請年月日
1818	求償額1	1878	診療年月	1938	申請対象年度
1819	領収日1	1879	償還受付日	1939	国保記号番号
1820	収納日1	1880	医療機関コード	1940	申請形態区分
1821	納付額1	1881	支給決定日	1941	自己負担額証明書交付申請有無
1822	分納回数	1882	支給処理日	1942	郵便番号
1823	審査年月	1883	支払先	1943	住所 市区町村コード
1824	給付番号	1884	支払区分	1944	住所 町字コード
1825	徴収停止状況	1885	支給決定額	1945	住所 都道府県
1826	操作者ID	1886	充当額	1946	住所 市区郡町村名
1827	操作年月日	1887	差引支給額	1947	住所 町字
1828	操作時刻	1888	療養費種別	1948	住所 番地号表記
1829	市区町村コード	1889	医療機関区分	1949	住所 方書
1830	国保記号番号	1890	診療科目	1950	申請者電話番号
1831	申請日	1891	本扶区分	1951	計算開始年月日
1832	支給決定日	1892	本人家族区分	1952	計算終了年月日
1833	支給処理日	1893	課税区分	1953	金融機関コード
1834	支払先	1894	世帯負担区分	1954	店舗番号
1835	支払区分	1895	傷病コード	1955	口座種別コード
1836	金融機関コード	1896	発病負傷年月日	1956	口座番号
1837	店舗番号	1897	療養期間開始年月日	1957	口座名義人 漢字
1838	口座種別コード	1898	療養期間終了年月日	1958	口座名義人 カナ
1839	口座番号	1899	診療実日数	1959	操作者ID
1840	口座名義人 漢字	1900	総医療費	1960	操作年月日
1841	口座名義人 カナ	1901	負担割合	1961	操作時刻
1842	操作者ID	1902	指定公費負担額	1962	市区町村コード
1843	操作年月日	1903	高額現物	1963	支給申請書整理番号
1844	操作時刻	1904	実患者負担額	1964	被保険者 宛名番号
1845	市区町村コード	1905	公費負担者番号	1965	被保険者開始年月日
1846	医療機関コード	1906	受給者番号	1966	被保険者終了年月日
1847	医療機関名カナ	1907	公費総医療費	1967	被保険者 氏名カナ
1848	医療機関名	1908	公費限度額	1968	被保険者 氏カナ
1849	住所 郵便番号	1909	公費指定公費負担額	1969	被保険者 名カナ
1850	住所 都道府県	1910	公費患者負担額	1970	申請者 氏名
1851	住所 市区郡町村名	1911	支払済額	1971	申請者 氏
1852	住所 町字	1912	負担金額	1972	申請者 名
1853	住所 番地号表記	1913	月中特例該当コード	1973	被保険者 氏名
1854	住所 方書	1914	支払承認区分	1974	被保険者 氏
1855	電話番号	1915	支払有無	1975	被保険者 名
1856	金融機関コード	1916	不支給理由	1976	生年月日
1857	店舗番号	1917	増減調整額	1977	性別コード
1858	口座種別コード	1918	申請者 宛名番号	1978	世帯所得区分
1859	口座番号	1919	申請者 氏名	1979	世帯所得区分(高齢)
1860	口座名義人 漢字	1920	申請者 氏	1980	被保険者資格喪失年月日

1981	被保険者資格喪失事由	2041	事業区分	2101	再審査年月日
1982	国保世帯番号	2042	処理区分	2102	再審査理由コード
1983	国保資格区分	2043	返戻区分	2103	再審査フラグ
1984	後期保険者番号	2044	保険制度区分	2104	再審査回答日
1985	後期被保険者番号	2045	保険種別区分	2105	再審査減点数
1986	後期被保険者開始年月日	2046	本扶区分	2106	月中特例該当コード
1987	後期被保険者終了年月日	2047	マル公区分	2107	負担区分
1988	介護証記載保険者番号	2048	長処フラグ	2108	国保一部負担額
1989	介護被保険者番号	2049	マル交区分	2109	算定国保保険者負担額
1990	介護被保険者開始年月日	2050	原爆区分	2110	算定国保患者負担額
1991	介護被保険者終了年月日	2051	継続療養費区分	2111	算定公費保険者負担額1
1992	支払方法区分	2052	限度額適用区分	2112	算定公費公費負担額1
1993	口座管理番号	2053	福祉区分	2113	算定公費高額現物給付額1
1994	本店名漢字	2054	減額割合	2114	算定公費指定公費負担額1
1995	支店名漢字	2055	減免区分	2115	算定公費保険者負担額2
1996	振込先口座管理番号	2056	算定区分1	2116	算定公費公費負担額2
1997	保険者加入歴情報備考	2057	算定区分2	2117	算定公費高額現物給付額2
1998	送信年月日	2058	算定区分3	2118	算定公費指定公費負担額2
1999	申請者 宛名番号	2059	初診料の算定有無	2119	算定公費保険者負担額3
2000	受付区コード	2060	乳幼児加算区分	2120	算定公費公費負担額3
2001	操作者ID	2061	入院計画加算フラグ	2121	算定公費高額現物給付額3
2002	操作年月日	2062	入院基本料初期加算	2122	算定公費指定公費負担額3
2003	操作時刻	2063	補綴時診断フラグ	2123	算定国保高額現物給付額
2004	市区町村コード	2064	特定疾患療養フラグ	2124	算定国保指定公費負担額
2005	支給申請書整理番号	2065	老人慢性フラグ	2125	算定公費食事公費負担額1
2006	被保険者 宛名番号	2066	歯周疾患継続フラグ	2126	算定公費食事患者負担額1
2007	履歴連番	2067	特定薬剤治療フラグ	2127	算定公費食事公費負担額2
2008	保険者番号	2068	悪性腫瘍治療フラグ	2128	算定公費食事患者負担額2
2009	開始日	2069	小児治療フラグ	2129	算定公費食事公費負担額3
2010	終了日	2070	てんかん指導フラグ	2130	算定公費食事患者負担額3
2011	添付証明書整理番号	2071	難病外来指導フラグ	2131	過誤再審査結果
2012	操作者ID	2072	皮膚科特定疾患フラグ	2132	診療開始年月日2
2013	操作年月日	2073	在宅指導フラグ	2133	診療開始年月日3
2014	操作時刻	2074	歯科補綴ChBフラグ	2134	資格チェックエラー項目情報
2015	市区町村コード	2075	歯科補綴GoAフラグ	2135	資格チェックエラーコード
2016	保険者番号	2076	歯科補綴PTGフラグ	2136	給付チェックエラーコード
2017	保険者名	2077	寝たきり老人訪問フラグ	2137	柔整団体機関コード
2018	郵便番号	2078	退院時指導フラグ	2138	過誤再審査理由番号
2019	住所 市区町村コード	2079	薬剤管理指導フラグ	2139	DPC区分
2020	住所 町字コード	2080	特定疾患査定フラグ	2140	処方箋料算定有無
2021	住所 都道府県	2081	老人慢性査定フラグ	2141	過誤区分
2022	住所 市区郡町村名	2082	訪問リハ医科フラグ	2142	算定国保食事保険者負担額
2023	住所 町字	2083	訪問薬剤医科フラグ	2143	算定国保食事患者負担額
2024	住所 番地号表記	2084	訪問栄養医科フラグ	2144	負担割合
2025	住所 方書	2085	老人訪問口腔フラグ	2145	海外療養費区分
2026	保険者電話番号	2086	訪問歯科衛生フラグ	2146	保険者番号
2027	保険制度コード	2087	訪問薬剤歯科フラグ	2147	操作者ID
2028	被保険者記号	2088	訪問薬剤調剤フラグ	2148	操作年月日
2029	名称1	2089	基本療養費訪看フラグ	2149	操作時刻
2030	名称2	2090	管理療養費訪看フラグ	2150	市区町村コード
2031	操作者ID	2091	寝たきり老人在総診フラグ	2151	審査年月
2032	操作年月日	2092	疾病コード1	2152	給付番号
2033	操作時刻	2093	疾病コード2	2153	文字列型予備項目
2034	市区町村コード	2094	総医療費	2154	療養費種別
2035	審査年月	2095	保険者負担額	2155	医療機関区分
2036	給付番号	2096	公費負担額	2156	入外区分
2037	文字列型予備項目	2097	公費患者負担額	2157	本扶区分
2038	電算管理番号	2098	高額現物給付額	2158	課税区分
2039	電算管理番号枝番	2099	指定公費負担額	2159	世帯負担区分
2040	レセプトデータ区分	2100	過誤保留フラグ	2160	傷病コード

2161	発病負傷日	2221	医療機関番号	2281	申請者 住所 町字
2162	指定公費負担額	2222	高齢者負担区分	2282	申請者 住所 番地号表記
2163	高額現物	2223	診療科目	2283	申請者 方書
2164	公費点数	2224	本扶区分	2284	支払額
2165	公費限度額	2225	本人家族区分	2285	充当額
2166	公費指定公費負担額	2226	マル交区分	2286	増減調整額
2167	月中特例該当コード	2227	マル公区分	2287	審査年月
2168	支払承認区分	2228	マル長区分	2288	給付番号
2169	不支給理由	2229	長処フラグ	2289	申請簡素化区分
2170	支払有無	2230	診療実日数	2290	福祉公費負担額
2171	増減調整額	2231	総医療費	2291	なお残る負担額
2172	申請者 宛名番号	2232	保険者負担額	2292	なお残る負担額被保険者分
2173	申請者 氏名	2233	実患者負担額	2293	なお残る負担額福祉公費分
2174	申請者 氏	2234	法制区分	2294	金融機関コード
2175	申請者 名	2235	公費負担額	2295	店舗番号
2176	申請者 住所 市区町村コード	2236	公費患者負担額	2296	口座番号
2177	申請者 住所 町字コード	2237	高額現物給付額	2297	口座種別コード
2178	申請者 郵便番号	2238	合計一部負担額	2298	口座名義人 カナ
2179	申請者 住所 都道府県	2239	高齢外来限度額	2299	口座名義人 漢字
2180	申請者 住所 市区郡町村名	2240	高齢外来高額	2300	受付区コード
2181	申請者 住所 町字	2241	高齢外来貸付額	2301	操作者ID
2182	申請者 住所 番地号表記	2242	高齢外来償還額	2302	操作年月日
2183	申請者 方書	2243	高齢世帯合算対象額	2303	操作時刻
2184	限度額適用区分	2244	高齢世帯限度額	2304	市区町村コード
2185	法制区分	2245	高齢世帯高額	2305	国保記号番号
2186	レセプト取込対象フラグ	2246	高齢世帯貸付額	2306	申請日
2187	負担割合	2247	高齢世帯償還額	2307	明細連番
2188	処方箋交付機関番号	2248	世帯合算対象額	2308	宛名番号
2189	保険者番号	2249	世帯限度額	2309	医療機関県コード
2190	受付区コード	2250	世帯高額	2310	医療機関点数区分
2191	操作者ID	2251	世帯貸付額	2311	医療機関番号
2192	操作年月日	2252	世帯償還額	2312	本人家族区分
2193	操作時刻	2253	個人合算対象額	2313	支払貸付区分
2194	市区町村コード	2254	個人合算限度額	2314	文字列型予備項目1
2195	国保記号番号	2255	個人合算高額	2315	承認番号
2196	診療年月	2256	個人合算貸付額	2316	受付年月日
2197	高額該当フラグ	2257	個人合算償還額	2317	診療科目
2198	強制修正区分	2258	限度額	2318	本扶区分
2199	高額該当情報登録年月日	2259	高額療養費	2319	診療期間開始年月日
2200	高額該当情報取込年月日	2260	貸付額	2320	診療期間終了年月日
2201	操作者ID	2261	支払確定額	2321	月中特例該当コード
2202	操作年月日	2262	月中特例該当コード	2322	総医療費
2203	操作時刻	2263	福祉振替額	2323	実患者負担額
2204	市区町村コード	2264	支払方法区分	2324	限度額
2205	国保記号番号	2265	振込先区分	2325	高額療養費
2206	診療年月	2266	支払承認区分	2326	支給決定額
2207	履歴番号	2267	不支給理由	2327	支払承認区分
2208	履歴番号連番	2268	支払有無	2328	不支給理由
2209	文字列型予備項目	2269	申請年月日	2329	支払有無フラグ
2210	高額療養情報最新フラグ	2270	承認年月日	2330	申請者 宛名番号
2211	明細書件数	2271	支払年月日	2331	申請者 氏名
2212	高額明細件数	2272	申請者 宛名番号	2332	申請者 氏
2213	課税区分	2273	申請者 氏名	2333	申請者 名
2214	世帯負担区分	2274	申請者 氏	2334	申請者 住所 市区町村コード
2215	年間該当回数	2275	申請者 名	2335	申請者 住所 町字コード
2216	多数該当フラグ	2276	申請者 住所 市区町村コード	2336	申請者 郵便番号
2217	請求年月	2277	申請者 住所 町字コード	2337	申請者 住所 都道府県
2218	宛名番号	2278	申請者 郵便番号	2338	申請者 住所 市区郡町村名
2219	医療機関県コード	2279	申請者 住所 都道府県	2339	申請者 住所 町字
2220	医療機関点数区分	2280	申請者 住所 市区郡町村名	2340	申請者 住所 番地号表記

2341	申請者 方書	2401	産科医療補償制度対象分娩区分	2461	対象年度06月自己負担額2
2342	受付区コード	2402	分娩区分	2462	対象年度06月摘要
2343	操作者ID	2403	死産区分	2463	対象年度07月自己負担額1
2344	操作年月日	2404	入院料	2464	対象年度07月自己負担額2
2345	操作時刻	2405	室料差額	2465	対象年度07月摘要
2346	市区町村コード	2406	分娩介助料	2466	対象年度08月自己負担額1
2347	国保記号番号	2407	分娩料	2467	対象年度08月自己負担額2
2348	出産一時金区分	2408	新生児管理保育料	2468	対象年度08月摘要
2349	分娩者 宛名番号	2409	検査薬剤料	2469	対象年度09月自己負担額1
2350	出産連番	2410	処置手当料	2470	対象年度09月自己負担額2
2351	文字列型予備項目	2411	産科医療補償制度額	2471	対象年度09月摘要
2352	出生児 氏名	2412	その他額	2472	対象年度10月自己負担額1
2353	出生児 氏	2413	一部負担金	2473	対象年度10月自己負担額2
2354	出生児 名	2414	妊婦合計負担額	2474	対象年度10月摘要
2355	妊娠週数	2415	代理受取額	2475	対象年度11月自己負担額1
2356	多胎区分	2416	備考	2476	対象年度11月自己負担額2
2357	産科医療補償制度対象分娩区分	2417	過誤保留フラグ	2477	対象年度11月摘要
2358	支払承認区分	2418	操作者ID	2478	対象年度12月自己負担額1
2359	不支給理由	2419	操作年月日	2479	対象年度12月自己負担額2
2360	支払有無	2420	操作時刻	2480	対象年度12月摘要
2361	増減調整額	2421	市区町村コード	2481	翌年01月自己負担額1
2362	申請者 宛名番号	2422	支給申請書整理番号	2482	翌年01月自己負担額2
2363	申請者 氏名	2423	保険者番号	2483	翌年01月摘要
2364	申請者 氏	2424	国保記号番号	2484	翌年02月自己負担額1
2365	申請者 名	2425	自己負担額状態区分	2485	翌年02月自己負担額2
2366	申請者 住所 市区町村コード	2426	保険制度コード	2486	翌年02月摘要
2367	申請者 住所 町字コード	2427	被保険者記号	2487	翌年03月自己負担額1
2368	申請者 郵便番号	2428	被保険者番号	2488	翌年03月自己負担額2
2369	申請者 住所 都道府県	2429	被保険者 宛名番号	2489	翌年03月摘要
2370	申請者 住所 市区郡町村名	2430	被保険者 氏名 カナ	2490	翌年04月自己負担額1
2371	申請者 住所 町字	2431	被保険者 氏 カナ	2491	翌年04月自己負担額2
2372	申請者 住所 番地号表記	2432	被保険者 名 カナ	2492	翌年04月摘要
2373	申請者 方書	2433	生年月日	2493	翌年05月自己負担額1
2374	死産区分	2434	性別コード	2494	翌年05月自己負担額2
2375	受付区コード	2435	被保険者 氏名	2495	翌年05月摘要
2376	操作者ID	2436	被保険者 氏	2496	翌年06月自己負担額1
2377	操作年月日	2437	被保険者 名	2497	翌年06月自己負担額2
2378	操作時刻	2438	世帯所得区分	2498	翌年06月摘要
2379	市区町村コード	2439	世帯所得区分(高齢)	2499	翌年07月自己負担額1
2380	国保記号番号	2440	自己負担額証明書整理番号	2500	翌年07月自己負担額2
2381	出産一時金区分	2441	突合用後期保険者番号	2501	翌年07月摘要
2382	分娩者 宛名番号	2442	突合用後期被保険者番号	2502	宛先 氏名 漢字
2383	出産連番	2443	突合用国保保険者番号	2503	宛先 氏 漢字
2384	取込年月	2444	突合用国保被保険者番号	2504	宛先 名 漢字
2385	請求区分	2445	国保被保険者 宛名番号	2505	宛先 住所 市区町村コード
2386	保険者番号	2446	異動区分	2506	宛先 住所 町字コード
2387	請求年月	2447	補正済自己負担額送付区分	2507	宛先 郵便番号
2388	医療機関県コード	2448	証明対象年度	2508	宛先 住所 都道府県
2389	医療機関点数区分	2449	計算開始年月日	2509	宛先 住所 市区郡町村名
2390	医療機関番号	2450	計算終了年月日	2510	宛先 住所 町字
2391	分娩機関管理番号	2451	被保険者開始年月日	2511	宛先 住所 番地号表記
2392	加入制度区分	2452	被保険者終了年月日	2512	宛先 住所 方書
2393	本人家族区分	2453	申請年月日	2513	証明書発行年月日
2394	妊婦 氏名	2454	対象年度04月自己負担額1	2514	証明書発行者氏名
2395	妊婦 氏	2455	対象年度04月自己負担額2	2515	証明書発行者氏
2396	妊婦 名	2456	対象年度04月摘要	2516	証明書発行者名
2397	生年月日	2457	対象年度05月自己負担額1	2517	証明書発行者住所 市区町村コード
2398	在胎週数	2458	対象年度05月自己負担額2	2518	証明書発行者住所 町字コード
2399	出産数	2459	対象年度05月摘要	2519	証明書発行者郵便番号
2400	入院日数	2460	対象年度06月自己負担額1	2520	証明書発行者住所 都道府県

2521	証明書発行者住所 市区郡町村名	2581	計算開始年月日	2641	備考欄記載負担額2
2522	証明書発行者住所 町字	2582	計算終了年月日	2642	世帯負担額合計
2523	証明書発行者住所 番地号表記	2583	世帯負担総額	2643	世帯支給額合計
2524	証明書発行者住所 方書	2584	一部負担金世帯合算額	2644	世帯負担額合計2
2525	問合せ先住所 市区町村コード	2585	一部負担金世帯合算額2	2645	世帯負担額総合計額
2526	問合せ先住所 町字コード	2586	世帯所得区分	2646	世帯支給額合計2
2527	問合せ先郵便番号	2587	世帯所得区分(高齢)	2647	世帯支給総合計額
2528	問合せ先住所 都道府県	2588	合算算定基準額	2648	操作者ID
2529	問合せ先住所 市区郡町村名	2589	合算算定基準額2	2649	操作年月日
2530	問合せ先住所 町字	2590	世帯支給総額	2650	操作時刻
2531	問合せ先住所 番地号表記	2591	世帯支給総額2	2651	市区町村コード
2532	問合せ先住所 方書	2592	按分後支給額	2652	支給申請書整理番号
2533	問合せ先名称1	2593	按分後支給額2	2653	帳票関連付け番号
2534	問合せ先名称2	2594	介護低所得者再計算実施有無	2654	自己負担額証明書整理番号
2535	問合せ先電話番号	2595	備考	2655	保険制度コード
2536	計算結果送付先住所 市区町村コード	2596	計算結果連絡先 郵便番号	2656	宛先住所 市区町村コード
2537	計算結果送付先住所 町字コード	2597	計算結果連絡先住所 市区町村コード	2657	宛先住所 町字コード
2538	計算結果送付先 郵便番号	2598	計算結果連絡先住所 町字コード	2658	宛先 郵便番号
2539	計算結果送付先 住所 都道府県	2599	計算結果連絡先 住所 都道府県	2659	宛先 住所 都道府県
2540	計算結果送付先 住所 市区郡町村名	2600	計算結果連絡先 住所 市区郡町村名	2660	宛先 住所 市区郡町村名
2541	計算結果送付先 住所 町字	2601	計算結果連絡先 住所 町字	2661	宛先 住所 町字
2542	計算結果送付先 住所 番地号表記	2602	計算結果連絡先 住所 番地号表記	2662	宛先 住所 番地号表記
2543	計算結果送付先 住所 方書	2603	計算結果連絡先 住所 方書	2663	宛先 住所 方書
2544	計算結果送付先名称1	2604	計算結果連絡先 連絡先名称1	2664	宛先 氏名
2545	計算結果送付先名称2	2605	計算結果連絡先 連絡先名称2	2665	宛先 氏
2546	計算結果送付先電話番号	2606	計算結果連絡先 通知年月日	2666	宛先 名
2547	窓口払対象者判定コード	2607	発行者 氏名	2667	被保険者 氏名
2548	支払場所	2608	発行者 氏	2668	被保険者 氏
2549	支払開始年月日	2609	発行者 名	2669	被保険者 名
2550	支払終了年月日	2610	連絡票発行者 郵便番号	2670	保険者番号
2551	支払開始時間	2611	連絡票発行者住所 市区町村コード	2671	被保険者記号
2552	支払終了時間	2612	連絡票発行者住所 町字コード	2672	被保険者番号
2553	備考欄	2613	連絡票発行者 住所 都道府県	2673	計算開始年月日
2554	受信年月日	2614	連絡票発行者 住所 市区郡町村名	2674	計算終了年月日
2555	送信年月日	2615	連絡票発行者 住所 町字	2675	申請年月日
2556	外来年間合算支給申請書整理番号	2616	連絡票発行者 住所 番地号表記	2676	決定年月日
2557	外来年間合算算定状態区分	2617	連絡票発行者 住所 方書	2677	自己負担総額
2558	外来年間合算支給額	2618	計算結果問い合わせ先 郵便番号	2678	支給・不支給区分
2559	操作者ID	2619	計算結果問い合わせ先住所 市区町村コード	2679	支給額
2560	操作年月日	2620	計算結果問い合わせ先住所 町字コード	2680	給付種類
2561	操作時刻	2621	計算結果問い合わせ先 住所 都道府県	2681	不支給理由
2562	市区町村コード	2622	計算結果問い合わせ先 住所 市区郡町村名	2682	備考
2563	連絡票整理番号	2623	計算結果問い合わせ先 住所 町字	2683	支払方法区分
2564	連絡票整理番号枝番	2624	計算結果問い合わせ先 住所 番地号表記	2684	支払場所
2565	明細番号	2625	計算結果問い合わせ先 住所 方書	2685	支払開始年月日
2566	保険制度コード	2626	問合せ先名称1	2686	支払終了年月日
2567	対象年度	2627	問合せ先名称2	2687	支払開始時間
2568	自己負担額証明書整理番号	2628	問合せ先電話番号	2688	支払終了時間
2569	氏名 カナ	2629	被保険者 氏名	2689	金融機関コード
2570	氏 カナ	2630	被保険者 氏	2690	金融機関名
2571	名 カナ	2631	被保険者 名	2691	店舗番号
2572	氏名	2632	負担金額	2692	支店名
2573	氏	2633	支給額按分率	2693	口座種別コード
2574	名	2634	支給額	2694	口座番号
2575	生年月日	2635	負担金額2	2695	口座名義人 カナ
2576	性別コード	2636	負担金額計	2696	通知書発行者 氏名
2577	保険者番号	2637	支給額按分率2	2697	通知書発行者 氏
2578	保険者名称	2638	支給額2	2698	通知書発行者 名
2579	被保険者記号	2639	支給額合計	2699	通知書発行者住所 市区町村コード
2580	被保険者番号	2640	備考欄記載負担額	2700	通知書発行者住所 町字コード

2701	通知書発行者 郵便番号	2761	症状固定日	2821	本扶区分
2702	通知書発行者 住所 都道府県	2762	加害者 宛名番号	2822	入外区分
2703	通知書発行者 住所 市区郡町村名	2763	加害者氏名カナ	2823	福祉区分
2704	通知書発行者 住所 町字	2764	加害者氏名漢字	2824	給付割合
2705	通知書発行者 住所 番地号表記	2765	加害者郵便番号	2825	国保実日数
2706	通知書発行者 住所 方書	2766	加害者住所	2826	国保食事実日数
2707	問合せ先郵便番号	2767	加害者生年月日	2827	総医療費
2708	問合せ先住所 市区町村コード	2768	加害者電話番号	2828	事故外金額
2709	問合せ先住所 町字コード	2769	加害者職業	2829	事故金額
2710	問合せ先住所 都道府県	2770	保有者 宛名番号	2830	保険給付額
2711	問合せ先住所 市区郡町村名	2771	保有者氏名漢字	2831	実患者負担額
2712	問合せ先住所 町字	2772	保有者郵便番号	2832	国保食事基準額
2713	問合せ先住所 番地号表記	2773	保有者住所	2833	食事療養費
2714	問合せ先住所 方書	2774	保有者生年月日	2834	療養分損害賠償額
2715	問合せ先名称1	2775	保有者電話番号	2835	食事分損害賠償額
2716	問合せ先名称2	2776	加害者との関係	2836	高額分損害賠償額
2717	問合せ先電話番号	2777	医療機関県コード	2837	福祉分損害賠償額
2718	不服の申し立て先名称	2778	医療機関点数区分	2838	療養分請求額
2719	申請対象年度	2779	医療機関番号	2839	食事分請求額
2720	作成年月日	2780	転医先医療機関県コード	2840	高額分請求額
2721	国保連合会名	2781	転医先医療機関点数区分	2841	福祉分請求額
2722	支払承認区分	2782	転医先医療機関番号	2842	葬祭分損害賠償額
2723	支払有無	2783	自賠責保険有無	2843	葬祭分請求額
2724	支払年月日	2784	自賠責保険会社名	2844	送付年月日
2725	充当額	2785	自賠責保険会社支店名	2845	審査年月
2726	増減調整額	2786	自賠責保険会社課名	2846	給付年度
2727	支払額	2787	自賠責保険会社担当者名	2847	返還請求年度
2728	受付区コード	2788	自賠責保険会社電話番号	2848	給付番号
2729	操作者ID	2789	自賠責保険証明書番号	2849	受付区コード
2730	操作年月日	2790	自賠責保険登録車両番号	2850	歳入歳出区分
2731	操作時刻	2791	自賠責保険加入開始年月日	2851	操作者ID
2732	市区町村コード	2792	自賠責保険加入終了年月日	2852	操作年月日
2733	国保記号番号	2793	自賠責保険契約者氏名漢字	2853	操作時刻
2734	該当者 宛名番号	2794	自賠責保険契約者郵便番号	2854	市区町村コード
2735	第三者登録日	2795	自賠責保険契約者住所	2855	国保記号番号
2736	第三者登録事由	2796	任意保険有無	2856	宛名番号
2737	明細番号	2797	任意保険会社名	2857	給付連番
2738	備考	2798	任意保険会社支店名	2858	給付種別名称
2739	処理状況	2799	任意保険会社課名	2859	支給決定額
2740	委託区分	2800	任意保険会社担当者名	2860	充当額
2741	仮受付年月日	2801	任意保険会社電話番号	2861	増減調整額
2742	委託年月日	2802	任意保険証明書番号	2862	支払額
2743	除外年月日	2803	任意保険登録車両番号	2863	支払方法区分
2744	決定年月日	2804	任意保険加入開始年月日	2864	振込先区分
2745	完了年月日	2805	任意保険加入終了年月日	2865	支払承認区分
2746	事故発生時刻時	2806	任意保険契約者氏名漢字	2866	不支給理由
2747	事故発生時刻分	2807	任意保険契約者郵便番号	2867	支払有無
2748	事故場所	2808	任意保険契約者住所	2868	申請年月日
2749	交通手段(被害者)	2809	保険会社の支援の有無	2869	承認年月日
2750	交通手段(加害者)	2810	連合会整理番号	2870	支払年月日
2751	労災該当	2811	連合会担当者名	2871	申請者 宛名番号
2752	負傷部位1	2812	義務者氏名漢字	2872	申請者 氏名
2753	負傷部位2	2813	負傷原因照会書作成日	2873	申請者 氏
2754	負傷部位3	2814	負傷原因照会書発送日	2874	申請者 名
2755	負傷種別1	2815	負傷原因回答書受付日	2875	申請者 郵便番号
2756	負傷種別2	2816	通知書番号	2876	申請者 住所 市区町村コード
2757	負傷種別3	2817	通知書発行年月日	2877	申請者 住所 町字コード
2758	自主提供の有無	2818	納期限	2878	申請者 住所 都道府県
2759	診療期間開始年月日	2819	給付種別	2879	申請者 住所 市区郡町村名
2760	診療期間終了年月日	2820	診療年月	2880	申請者 住所 町字

2881	申請者 住所 番地号表記	2941	翌年04月自己負担額	3001	備考欄
2882	申請者 方書	2942	年度04月福祉公費負担額	3002	操作者ID
2883	振込先 宛名番号	2943	年度04月現役並みフラグ	3003	操作年月日
2884	口座履歴番号	2944	翌年04月摘要	3004	操作時刻
2885	備考	2945	翌年05月自己負担額	3005	市区町村コード
2886	受付区コード	2946	年度05月福祉公費負担額	3006	処理区分コード
2887	操作者ID	2947	年度05月現役並みフラグ	3007	支給申請書整理番号
2888	操作年月日	2948	翌年05月摘要	3008	宛名番号
2889	操作時刻	2949	翌年06月自己負担額	3009	処理状況区分
2890	市区町村コード	2950	年度06月福祉公費負担額	3010	国保記号番号
2891	処理区分コード	2951	年度06月現役並みフラグ	3011	申請対象年度
2892	支給申請書整理番号	2952	翌年06月摘要	3012	支給申請区分
2893	自己負担額データ連番	2953	翌年07月自己負担額	3013	申請年月日
2894	被保険者番号	2954	年度07月福祉公費負担額	3014	計算開始年月日
2895	宛名番号	2955	年度07月現役並みフラグ	3015	計算終了年月日
2896	国保記号番号	2956	翌年07月摘要	3016	世帯所得区分(高齢)
2897	証明対象年度	2957	申請者 宛名番号	3017	自己負担額交付申請有無
2898	自己負担額データ区分	2958	宛先 氏名 漢字	3018	支給申請形態区分
2899	保険制度コード	2959	宛先 氏 漢字	3019	基準日保険者名称
2900	保険者番号	2960	宛先 名 漢字	3020	申請者 宛名番号
2901	保険者名	2961	宛先 住所 市区町村コード	3021	申請者 氏名
2902	被保険者記号	2962	宛先 住所 町字コード	3022	申請者 氏
2903	自己負担額証明書整理番号	2963	宛先 郵便番号	3023	申請者 名
2904	計算開始年月日	2964	宛先 住所 都道府県	3024	申請者 住所 市区町村コード
2905	計算終了年月日	2965	宛先 住所 市区郡町村名	3025	申請者 住所 町字コード
2906	被保険者開始年月日	2966	宛先 住所 町字	3026	申請者 郵便番号
2907	被保険者終了年月日	2967	宛先 住所 番地号表記	3027	申請者 住所 都道府県
2908	世帯所得区分(高齢)	2968	宛先 住所 方書	3028	申請者 住所 市区郡町村名
2909	年度08月自己負担額	2969	証明書発行年月日	3029	申請者 住所 町字
2910	年度08月福祉公費負担額	2970	証明書発行者名	3030	申請者 住所 番地号表記
2911	年度08月現役並みフラグ	2971	証明書発行者 住所 市区町村コード	3031	申請者 住所 方書
2912	対象年度08月摘要	2972	証明書発行者 住所 町字コード	3032	申請者電話番号
2913	年度09月自己負担額	2973	証明書発行者 郵便番号	3033	支払区分
2914	年度09月福祉公費負担額	2974	証明書発行者 住所 都道府県	3034	金融機関コード
2915	年度09月現役並みフラグ	2975	証明書発行者 住所 市区郡町村名	3035	店舗番号
2916	対象年度09月摘要	2976	証明書発行者 住所 町字	3036	本店名漢字
2917	年度10月自己負担額	2977	証明書発行者 住所 番地号表記	3037	支店名漢字
2918	年度10月福祉公費負担額	2978	証明書発行者 住所 方書	3038	口座種別コード
2919	年度10月現役並みフラグ	2979	問合せ先 住所 市区町村コード	3039	口座番号
2920	対象年度10月摘要	2980	問合せ先 住所 町字コード	3040	口座名義人 カナ
2921	年度11月自己負担額	2981	問合せ先 郵便番号	3041	国保資格区分
2922	年度11月福祉公費負担額	2982	問合せ先 住所 都道府県	3042	国保被保険者開始年月日
2923	年度11月現役並みフラグ	2983	問合せ先 住所 市区郡町村名	3043	国保被保険者終了年月日
2924	対象年度11月摘要	2984	問合せ先 住所 町字	3044	被保険者資格喪失事由
2925	年度12月自己負担額	2985	問合せ先 住所 番地号表記	3045	被保険者資格喪失年月日
2926	年度12月福祉公費負担額	2986	問合せ先 住所 方書	3046	加入歴01保険者名
2927	年度12月現役並みフラグ	2987	問合せ先名称1	3047	加入歴01加入開始年月日
2928	対象年度12月摘要	2988	問合せ先名称2	3048	加入歴01加入終了年月日
2929	翌年01月自己負担額	2989	問合せ先電話番号	3049	自己負担額証明書整理番号01
2930	年度01月福祉公費負担額	2990	計算結果送付先 住所 市区町村コード	3050	加入歴02保険者名
2931	年度01月現役並みフラグ	2991	計算結果送付先 住所 町字コード	3051	加入歴02加入開始年月日
2932	翌年01月摘要	2992	計算結果送付先 郵便番号	3052	加入歴02加入終了年月日
2933	翌年02月自己負担額	2993	計算結果送付先 住所 都道府県	3053	自己負担額証明書整理番号02
2934	年度02月福祉公費負担額	2994	計算結果送付先 住所 市区郡町村名	3054	加入歴03保険者名
2935	年度02月現役並みフラグ	2995	計算結果送付先 住所 町字	3055	加入歴03加入開始年月日
2936	翌年02月摘要	2996	計算結果送付先 住所 番地号表記	3056	加入歴03加入終了年月日
2937	翌年03月自己負担額	2997	計算結果送付先 住所 方書	3057	自己負担額証明書整理番号03
2938	年度03月福祉公費負担額	2998	計算結果送付先名称1	3058	加入歴04保険者名
2939	年度03月現役並みフラグ	2999	計算結果送付先名称2	3059	加入歴04加入開始年月日
2940	翌年03月摘要	3000	計算結果送付先電話番号	3060	加入歴04加入終了年月日

3061	自己負担額証明書整理番号04	3121	支給額	3181	計算結果送付先 住所 表記
3062	加入歴05保険者名	3122	福祉振替額	3182	計算結果送付先 住所 方書
3063	加入歴05加入開始年月日	3123	支払済額	3183	計算結果送付先名称1
3064	加入歴05加入終了年月日	3124	振替済額	3184	計算結果送付先名称2
3065	自己負担額証明書整理番号05	3125	差引支給額	3185	発行年月日
3066	加入歴06保険者名	3126	差引福祉振替額	3186	発行者 氏名
3067	加入歴06加入開始年月日	3127	充当額	3187	発行者 氏
3068	加入歴06加入終了年月日	3128	増減調整額	3188	発行者 名
3069	自己負担額証明書整理番号06	3129	支払額	3189	住所 市区町村コード
3070	加入歴07保険者名	3130	給付種類	3190	住所 町字コード
3071	加入歴07加入開始年月日	3131	支給・不支給区分	3191	郵便番号
3072	加入歴07加入終了年月日	3132	不支給理由	3192	住所 都道府県
3073	自己負担額証明書整理番号07	3133	支払方法区分	3193	住所 市区郡町村名
3074	加入歴08保険者名	3134	支払場所	3194	住所 町字
3075	加入歴08加入開始年月日	3135	支払開始年月日	3195	住所 番地号表記
3076	加入歴08加入終了年月日	3136	支払終了年月日	3196	住所 方書
3077	自己負担額証明書整理番号08	3137	支払開始時間	3197	問合せ先住所 市区町村コード
3078	加入歴09保険者名	3138	支払終了時間	3198	問合せ先住所 町字コード
3079	加入歴09加入開始年月日	3139	金融機関コード	3199	問合せ先郵便番号
3080	加入歴09加入終了年月日	3140	店舗番号	3200	問合せ先住所 都道府県
3081	自己負担額証明書整理番号09	3141	本店名漢字	3201	問合せ先住所 市区郡町村名
3082	加入歴10保険者名	3142	支店名漢字	3202	問合せ先住所 町字
3083	加入歴10加入開始年月日	3143	口座種別コード	3203	問合せ先住所 番地号表記
3084	加入歴10加入終了年月日	3144	口座番号	3204	問合せ先住所 方書
3085	自己負担額証明書整理番号10	3145	口座名義人 カナ	3205	問合せ先名称1
3086	保険者加入歴情報備考	3146	備考	3206	問合せ先名称2
3087	受付区コード	3147	支払承認区分	3207	問合せ先電話番号
3088	操作者ID	3148	支払有無	3208	精算対象者フラグ
3089	操作年月日	3149	支払年月日	3209	備考
3090	操作時刻	3150	受付区コード	3210	被保険者 氏名
3091	市区町村コード	3151	操作者ID	3211	被保険者 氏
3092	処理区分コード	3152	操作年月日	3212	被保険者 名
3093	支給申請書整理番号	3153	操作時刻	3213	負担金額
3094	国保記号番号	3154	市区町村コード	3214	支給額按分率
3095	申請対象年度	3155	処理区分コード	3215	支給額
3096	支給対象者 宛名番号	3156	支給申請書整理番号	3216	操作者ID
3097	支給対象者 氏名漢字	3157	宛名番号	3217	操作年月日
3098	支給対象者 氏漢字	3158	自己負担額データ連番	3218	操作時刻
3099	支給対象者 名漢字	3159	明細連番	3219	市区町村コード
3100	宛先郵便番号	3160	保険制度コード	3220	処理区分コード
3101	宛先 住所 市区町村コード	3161	国保記号番号	3221	支給申請書整理番号
3102	宛先 住所 町字コード	3162	申請対象年度	3222	宛名番号
3103	宛先 住所 都道府県	3163	自己負担額証明書整理番号	3223	自己負担額データ連番
3104	宛先 住所 市区郡町村名	3164	被保険者記号	3224	国保記号番号
3105	宛先 住所 町字	3165	被保険者番号	3225	保険制度コード
3106	宛先 住所 番地号表記	3166	保険者番号	3226	保険者番号
3107	宛先 住所 方書	3167	保険者名称	3227	申請対象年度
3108	宛先 氏名漢字	3168	計算開始年月日	3228	年度08月按分後支給額
3109	宛先 氏漢字	3169	計算終了年月日	3229	年度09月按分後支給額
3110	宛先 名漢字	3170	世帯所得区分(高齢)	3230	年度10月按分後支給額
3111	被保険者記号	3171	自己負担額合計	3231	年度11月按分後支給額
3112	自己負担額証明書整理番号	3172	自己負担限度額	3232	年度12月按分後支給額
3113	計算開始年月日	3173	世帯支給総額	3233	年度01月按分後支給額
3114	計算終了年月日	3174	按分後支給額	3234	年度02月按分後支給額
3115	申請年月日	3175	計算結果送付先 郵便番号	3235	年度03月按分後支給額
3116	決定年月日	3176	計算結果送付先 住所 市区町村コード	3236	年度04月按分後支給額
3117	発行年月日	3177	計算結果送付先 住所 町字コード	3237	年度05月按分後支給額
3118	自己負担額合計	3178	計算結果送付先 住所 都道府県	3238	年度06月按分後支給額
3119	福祉公費負担額合計	3179	計算結果送付先 住所 市区郡町村名	3239	年度07月按分後支給額
3120	高額療養費	3180	計算結果送付先 住所 町字	3240	操作者ID

3241	操作年月日	3301	訂正診療年月	3361	有効フラグ
3242	操作時刻	3302	過誤修正区分	3362	対象外開始年月日
3243	市区町村コード	3303	過誤事由コード	3363	対象外終了年月日
3244	給付番号	3304	訂正有無	3364	対象外登録理由
3245	履歴番号	3305	レセプト反映フラグ	3365	操作者ID
3246	有効フラグ	3306	備考1	3366	操作年月日
3247	請求年月	3307	備考2	3367	操作時刻
3248	調剤レセプト管理番号	3308	摘要1	3368	市区町村コード
3249	レセプトデータ区分	3309	摘要2	3369	国保業務詳細コード
3250	事業区分	3310	過誤再審査区分	3370	賦課年度
3251	処理区分	3311	過誤再審査コード	3371	対象年度
3252	データ区分	3312	過誤再審査事由	3372	通知書番号
3253	返戻区分	3313	喪失異動年月日	3373	宛名番号
3254	保険制度区分	3314	喪失届出年月日	3374	法定納期限
3255	保険種別区分	3315	徴収区分	3375	変更前納期限
3256	点数表コード	3316	操作者ID	3376	欠損年月日
3257	療養費種別	3317	操作年月日	3377	国保記号番号
3258	保険者番号	3318	操作時刻	3378	操作者ID
3259	国保記号番号	3319	市区町村コード	3379	操作年月日
3260	宛名番号	3320	給付番号	3380	操作時刻
3261	診療年月	3321	履歴番号	3381	市区町村コード
3262	医療機関県コード	3322	有効フラグ	3382	国保業務詳細コード
3263	医療機関点数区分	3323	宛名番号	3383	賦課年度
3264	医療機関番号	3324	国保記号番号	3384	対象年度
3265	診療科目	3325	受診医療機関コード	3385	通知書番号
3266	入外区分	3326	入外区分	3386	期別
3267	本扶区分	3327	請求医療費	3387	期別納期限
3268	本人家族区分	3328	請求患者負担額	3388	変更納期限
3269	性別	3329	決定医療費	3389	法定納期限
3270	生年月日	3330	決定患者負担額	3390	課税課更正日
3271	診療開始年月日	3331	減額医療費	3391	期別税 料額
3272	入院年月日	3332	減額患者負担額	3392	期別延滞金額
3273	給付割合	3333	診療年月	3393	期別督促手数料
3274	特記事項コード1	3334	取込年月	3394	期別医療一般分
3275	特記事項コード2	3335	操作者ID	3395	期別医療退職分
3276	特記事項コード3	3336	操作年月日	3396	期別介護一般分
3277	特記事項コード4	3337	操作時刻	3397	期別介護退職分
3278	特記事項コード5	3338	市区町村コード	3398	期別後期高齢者支援一般分
3279	国保実日数	3339	国保記号番号	3399	期別後期高齢者支援退職分
3280	国保請求総医療費	3340	履歴番号	3400	督促状発行日
3281	国保決定総医療費	3341	有効フラグ	3401	督促状停止日
3282	国保限度額	3342	対象外開始年月日	3402	督促状返戻日
3283	国保一部負担額	3343	対象外終了年月日	3403	督促状公示日
3284	点検年月	3344	対象外登録理由	3404	催告状停止日
3285	連合会独自区分	3345	操作者ID	3405	納税通知書返戻日
3286	申請区分	3346	操作年月日	3406	納税通知書公示日
3287	過誤種類	3347	操作時刻	3407	不納欠損年月日
3288	訂正保険者番号	3348	市区町村コード	3408	不納欠損額
3289	訂正国保記号番号	3349	宛名番号	3409	繰越年度
3290	訂正宛名番号	3350	履歴番号	3410	繰越年月日
3291	訂正氏名漢字	3351	有効フラグ	3411	決算繰越本税額
3292	訂正生年月日	3352	対象外開始年月日	3412	繰越調定額医療退職分
3293	訂正性別	3353	対象外終了年月日	3413	繰越調定額介護一般分
3294	訂正本扶区分	3354	対象外登録理由	3414	繰越調定額介護退職分
3295	訂正診療科目	3355	操作者ID	3415	繰越調定額後期高齢者支援一般分
3296	訂正本人家族区分	3356	操作年月日	3416	繰越調定額後期高齢者支援退職分
3297	訂正入外区分	3357	操作時刻	3417	時効予定日
3298	訂正月中特例該当コード	3358	市区町村コード	3418	納通発送年月日
3299	訂正総医療費	3359	医療機関コード	3419	更正届出年月日
3300	訂正国保一部負担額	3360	履歴番号	3420	過誤納金発生事由コード

3421	特別徴収義務者コード	3481	還付発生時延滞金調定額	3541	更正届出年月日
3422	決算繰越調定額設定日	3482	還付発生時督促料調定額	3542	更正内容
3423	通知書発送日	3483	還付発生時累計調定収納額	3543	繰越期別税 料額
3424	国保記号番号	3484	還付発生時累計延滞金収納額	3544	繰越医療一般分
3425	操作者ID	3485	還付発生時累計督促手数料収納額	3545	繰越医療退職分
3426	操作年月日	3486	発生時収納額	3546	繰越介護一般分
3427	操作時刻	3487	発生時延滞金収納額	3547	繰越介護退職分
3428	市区町村コード	3488	発生時督促料収納額	3548	繰越後期高齢者支援一般分
3429	国保業務詳細コード	3489	発生時報奨金	3549	繰越後期高齢者支援退職分
3430	賦課年度	3490	発生時収納年月日	3550	過誤納金発生事由コード
3431	対象年度	3491	発生時領収年月日	3551	法定納期限
3432	通知書番号	3492	繰越年月日	3552	法定納期限等
3433	期別	3493	備考	3553	操作者ID
3434	収納履歴連番	3494	還付請求年月日	3554	操作年月日
3435	還付充当区分	3495	還付先区分コード	3555	操作時刻
3436	出納区分	3496	申出フラグ	3556	市区町村コード
3437	本税収入額	3497	還付処理番号	3557	管理番号
3438	延滞金収入額	3498	歳償区分	3558	宛名番号
3439	督促手数料収入額	3499	充当済納付額	3559	処分コード
3440	収入日	3500	充当済延滞金	3560	起案年月日
3441	納付区分	3501	充当済加算金	3561	決議年月日
3442	金融機関コード	3502	発生時収納日	3562	繰上納期限
3443	店舗番号	3503	発生時領収日	3563	繰上徴収理由
3444	口座種別コード	3504	充当済日	3564	取消年月日
3445	口座番号	3505	還付発生調定額	3565	繰上徴収取消理由
3446	口座名義人_漢字	3506	還付発生時加算金	3566	整理番号
3447	口座名義人_カナ	3507	還付済納付額	3567	変更年月日
3448	前納報奨金	3508	還付済延滞金	3568	変更内容
3449	還付発生事由	3509	還付済督促料	3569	解除年月日
3450	還付加算金	3510	還付済加算金	3570	解除事由
3451	支払日	3511	還付済日	3571	登録番号
3452	還付先_宛名番号	3512	通知書再発行日	3572	登録年月日
3453	充当元先賦課年度	3513	還付口座金融機関コード	3573	配当年月日
3454	充当元先対象年度	3514	還付口座金融機関名	3574	執行機関名
3455	充当元先国保業務詳細コード	3515	還付口座店舗番号	3575	執行機関所在地
3456	充当元先通知書番号	3516	還付口座金融機関支店名	3576	備考
3457	充当元先期別	3517	還付口座種別コード	3577	事件番号
3458	歳入歳出区分	3518	還付口座番号	3578	操作者ID
3459	宛名番号	3519	還付口座名義人_漢字	3579	操作年月日
3460	帳票区分コード	3520	還付口座名義人_カナ	3580	操作時刻
3461	納税組合コード	3521	操作者ID	3581	市区町村コード
3462	納付情報_還付発生納付額	3522	操作年月日	3582	管理番号
3463	還付処理状態コード	3523	操作時刻	3583	宛名番号
3464	過誤納金発生事由コード	3524	市区町村コード	3584	処分コード
3465	更正届出年月日	3525	国保業務詳細コード	3585	国保業務詳細コード
3466	還付発生年月日	3526	賦課年度	3586	賦課年度
3467	還付情報_還付発生納付額	3527	対象年度	3587	対象年度
3468	還付発生延滞金	3528	通知書番号	3588	通知書番号
3469	還付発生督促料	3529	更正順番	3589	期別
3470	初回通知発行年月日	3530	更正年月日	3590	本税処分金額
3471	再発行年月日	3531	期別	3591	整理番号
3472	払込区分コード	3532	期別税 料額	3592	起案年月日
3473	還付決議年月日	3533	期別医療一般分	3593	決裁年月日
3474	支払決議年月日	3534	期別医療退職分	3594	滞納処分の停止事由
3475	還付時効年月日	3535	期別介護一般分	3595	備考
3476	繰越還付未済納付額	3536	期別介護退職分	3596	操作者ID
3477	繰越還付未済延滞金収納額	3537	期別後期高齢者支援一般分	3597	操作年月日
3478	繰越還付未済督促料収納額	3538	期別後期高齢者支援退職分	3598	操作時刻
3479	繰越還付未済還付加算金	3539	宛名番号	3599	市区町村コード
3480	還付発生時期別調定額	3540	納期限	3600	管理番号

3601	宛名番号	3661	分納収納年月日	3721	起案年月日
3602	処分コード	3662	分納領収年月日	3722	決裁年月日
3603	受付年月日	3663	分納取消フラグ	3723	滞納処分の停止事由
3604	誓約年月日	3664	受付年月日	3724	備考
3605	支払方法	3665	証券番号	3725	操作者ID
3606	分割回数	3666	支払人 氏名漢字	3726	操作年月日
3607	納付金額	3667	支払人 氏漢字	3727	操作時刻
3608	開始年月日	3668	支払人 名漢字	3728	市区町村コード
3609	終了年月日	3669	支払場所	3729	管理番号
3610	取消年月日	3670	振出 場所	3730	宛名番号
3611	解除年月日	3671	振出 氏名	3731	処分コード
3612	分割納付取消理由	3672	振出 氏	3732	申請年月日
3613	約束手形種別コード	3673	振出 名	3733	決議年月日
3614	整理番号	3674	組戻年月日	3734	開始年月日
3615	分納事由コード	3675	券額面金額	3735	終了年月日
3616	決議年月日	3676	券額面区分	3736	延滞金減免率
3617	納税完了年月日	3677	届出年月日	3737	取消決議年月日
3618	延滞金計算基準日	3678	支払期日	3738	延滞金減免取消理由
3619	納付書発行最終年月日	3679	操作者ID	3739	整理番号
3620	備考	3680	操作年月日	3740	備考
3621	分納計画計算方法内容	3681	操作時刻	3741	変更年月日
3622	操作者ID	3682	市区町村コード	3742	変更内容
3623	操作年月日	3683	管理番号	3743	起案年月日
3624	操作時刻	3684	宛名番号	3744	操作者ID
3625	市区町村コード	3685	処分コード	3745	操作年月日
3626	管理番号	3686	申請年月日	3746	操作時刻
3627	宛名番号	3687	開始年月日	3747	市区町村コード
3628	処分コード	3688	終了年月日	3748	管理番号
3629	国保業務詳細コード	3689	決議年月日	3749	宛名番号
3630	賦課年度	3690	取消決議年月日	3750	処分コード
3631	対象年度	3691	徴収猶予取消理由	3751	国保業務詳細コード
3632	通知書番号	3692	文書番号(整理番号)	3752	賦課年度
3633	期別	3693	備考	3753	対象年度
3634	本税処分金額	3694	変更年月日	3754	通知書番号
3635	整理番号	3695	変更内容	3755	期別
3636	起案年月日	3696	財産番号	3756	本税処分金額
3637	決裁年月日	3697	財産情報	3757	整理番号
3638	滞納処分の停止事由	3698	取消起案年月日	3758	起案年月日
3639	備考	3699	起案年月日	3759	決裁年月日
3640	操作者ID	3700	延滞金減免率	3760	滞納処分の停止事由
3641	操作年月日	3701	分納取消フラグ	3761	備考
3642	操作時刻	3702	決定年月日	3762	取消年月日
3643	市区町村コード	3703	猶予区分	3763	取消事由
3644	管理番号	3704	猶予理由	3764	操作者ID
3645	宛名番号	3705	許可区分	3765	操作年月日
3646	分割回数	3706	不許可理由	3766	操作時刻
3647	処分コード	3707	操作者ID	3767	市区町村コード
3648	納付期限	3708	操作年月日	3768	管理番号
3649	国保業務詳細コード	3709	操作時刻	3769	宛名番号
3650	賦課年度	3710	市区町村コード	3770	処分コード
3651	対象年度	3711	管理番号	3771	起案年月日
3652	通知書番号	3712	宛名番号	3772	決議年月日
3653	期別	3713	処分コード	3773	差押年月日
3654	本税分割納付金額	3714	国保業務詳細コード	3774	解除年月日
3655	督促手数料分割納付金額	3715	賦課年度	3775	差押解除(終了)理由
3656	延滞金分割納付金額	3716	対象年度	3776	差押財産区分
3657	義務者 宛名番号	3717	通知書番号	3777	整理番号
3658	分納収納額	3718	期別	3778	備考
3659	分納督促料収納額	3719	本税処分金額	3779	変更年月日
3660	分納延滞金収納額	3720	整理番号	3780	変更内容

3781	登録番号	3841	期別	3901	市区町村コード
3782	登録年月日	3842	本税処分金額	3902	管理番号
3783	配当年月日	3843	整理番号	3903	宛名番号
3784	執行機関名	3844	起案年月日	3904	送達番号
3785	執行機関所在地	3845	決裁年月日	3905	送達年月日
3786	財産番号	3846	滞納処分の停止事由	3906	捜索情報
3787	事件番号	3847	備考	3907	操作者ID
3788	操作者ID	3848	操作者ID	3908	操作年月日
3789	操作年月日	3849	操作年月日	3909	操作時刻
3790	操作時刻	3850	操作時刻	3910	市区町村コード
3791	市区町村コード	3851	市区町村コード	3911	管理番号
3792	管理番号	3852	管理番号	3912	宛名番号
3793	宛名番号	3853	宛名番号	3913	処分コード
3794	処分コード	3854	処分コード	3914	国保業務詳細コード
3795	国保業務詳細コード	3855	起案年月日	3915	賦課年度
3796	賦課年度	3856	差押執行機関	3916	対象年度
3797	対象年度	3857	執行機関差押年月日	3917	通知書番号
3798	通知書番号	3858	事件番号	3918	期別
3799	期別	3859	破産手続開始年月日	3919	本税処分金額
3800	本税処分金額	3860	破産管財人 氏名	3920	整理番号
3801	整理番号	3861	破産管財人 氏	3921	起案年月日
3802	起案年月日	3862	破産管財人 名	3922	決裁年月日
3803	決裁年月日	3863	決議年月日	3923	捜索事由
3804	滞納処分の停止事由	3864	交付要求解除(終了)理由	3924	備考
3805	備考	3865	交付要求財産区分	3925	操作者ID
3806	操作者ID	3866	交付要求種別	3926	操作年月日
3807	操作年月日	3867	整理番号	3927	操作時刻
3808	操作時刻	3868	備考	3928	市区町村コード
3809	市区町村コード	3869	変更年月日	3929	管理番号
3810	管理番号	3870	変更内容	3930	宛名番号
3811	宛名番号	3871	登録番号	3931	処分コード
3812	処分コード	3872	登録年月日	3932	起案年月日
3813	起案年月日	3873	配当年月日	3933	開始年月日
3814	決議年月日	3874	包括禁止命令年月日	3934	終了年月日
3815	参加差押年月日	3875	執行機関所在地	3935	決議年月日
3816	差押執行機関	3876	破産管財人所在地	3936	取消決議年月日
3817	解除年月日	3877	財産番号	3937	換価猶予取消理由
3818	参加差押解除(終了)理由	3878	解除年月日	3938	整理番号
3819	参加差押財産区分	3879	差押年月日	3939	備考
3820	整理番号	3880	操作者ID	3940	変更年月日
3821	備考	3881	操作年月日	3941	変更内容
3822	変更年月日	3882	操作時刻	3942	担保番号
3823	変更内容	3883	市区町村コード	3943	操作者ID
3824	登録番号	3884	管理番号	3944	操作年月日
3825	登録年月日	3885	宛名番号	3945	操作時刻
3826	配当年月日	3886	処分コード	3946	市区町村コード
3827	執行機関所在地	3887	国保業務詳細コード	3947	管理番号
3828	財産番号	3888	賦課年度	3948	宛名番号
3829	事件番号	3889	対象年度	3949	処分コード
3830	操作者ID	3890	通知書番号	3950	国保業務詳細コード
3831	操作年月日	3891	期別	3951	賦課年度
3832	操作時刻	3892	本税処分金額	3952	対象年度
3833	市区町村コード	3893	整理番号	3953	通知書番号
3834	管理番号	3894	起案年月日	3954	期別
3835	宛名番号	3895	決裁年月日	3955	本税処分金額
3836	処分コード	3896	滞納処分の停止事由	3956	整理番号
3837	国保業務詳細コード	3897	備考	3957	起案年月日
3838	賦課年度	3898	操作者ID	3958	決裁年月日
3839	対象年度	3899	操作年月日	3959	滞納処分の停止事由
3840	通知書番号	3900	操作時刻	3960	備考

3961	操作者ID	4021	管理番号	4081	賞与の支給月
3962	操作年月日	4022	回答年月日	4082	賞与の支給額
3963	操作時刻	4023	財産情報	4083	社会保険者の名称
3964	市区町村コード	4024	操作者ID	4084	保険者番号
3965	管理番号	4025	操作年月日	4085	社会保険適用開始年月日
3966	宛名番号	4026	操作時刻	4086	社会保険適用終了年月日
3967	処分コード	4027	市区町村コード	4087	操作者ID
3968	起案年月日	4028	宛名番号	4088	操作年月日
3969	決議年月日	4029	管理番号	4089	操作時刻
3970	滞納処分停止種類	4030	回答年月日	4090	市区町村コード
3971	取消決議年月日	4031	財産情報	4091	宛名番号
3972	滞納処分停止取消理由	4032	操作者ID	4092	管理番号
3973	整理番号	4033	操作年月日	4093	回答年月日
3974	即時欠損区分	4034	操作時刻	4094	財産情報
3975	操作者ID	4035	市区町村コード	4095	操作者ID
3976	操作年月日	4036	宛名番号	4096	操作年月日
3977	操作時刻	4037	管理番号	4097	操作時刻
3978	市区町村コード	4038	回答年月日	4098	市区町村コード
3979	管理番号	4039	財産情報	4099	宛名番号
3980	宛名番号	4040	操作者ID	4100	管理番号
3981	処分コード	4041	操作年月日	4101	回答年月日
3982	国保業務詳細コード	4042	操作時刻	4102	財産情報
3983	賦課年度	4043	市区町村コード	4103	操作者ID
3984	対象年度	4044	宛名番号	4104	操作年月日
3985	通知書番号	4045	管理番号	4105	操作時刻
3986	期別	4046	回答年月日	4106	市区町村コード
3987	整理番号	4047	財産情報	4107	宛名番号
3988	起案年月日	4048	調査先住所 市区町村コード	4108	管理番号
3989	決裁年月日	4049	調査先住所 町字コード	4109	回答年月日
3990	滞納処分の停止事由	4050	調査先住所 都道府県	4110	財産情報
3991	備考	4051	調査先住所 市区郡町村名	4111	債権区分
3992	取消年月日	4052	調査先住所 町字	4112	種類
3993	取消事由	4053	調査先住所 番地号表記	4113	債権名称/内容
3994	操作者ID	4054	調査先住所 方書	4114	財産詳細
3995	操作年月日	4055	調査先名称 氏名	4115	所在
3996	操作時刻	4056	調査先名称 氏	4116	分担金有無
3997	市区町村コード	4057	調査先名称 名	4117	分担金現在額
3998	宛名番号	4058	財産文書番号	4118	差し戻し済の場合の年月日
3999	管理番号	4059	現在年月日	4119	分担金交付先
4000	記入年月日	4060	照会年月日	4120	備考
4001	記入時刻	4061	財産名称	4121	操作者ID
4002	記録コード	4062	財産詳細	4122	操作年月日
4003	記録内容	4063	所在	4123	操作時刻
4004	交渉開始時刻	4064	操作者ID	4124	市区町村コード
4005	交渉終了時刻	4065	操作年月日	4125	宛名番号
4006	予定実績区分	4066	操作時刻	4126	地区コード
4007	見出し	4067	市区町村コード	4127	担当者コード
4008	備考	4068	宛名番号	4128	職業コード
4009	交渉相手	4069	管理番号	4129	役職コード
4010	連絡先	4070	回答年月日	4130	滞納原因メモ
4011	次回約束日	4071	財産情報	4131	滞納原因コード
4012	交渉方法	4072	給与振込口座金融機関コード	4132	滞納処分費
4013	交渉場所	4073	給与振込口座金融機関名	4133	滞納者の連絡先
4014	入金予定金額	4074	給与振込口座店舗番号	4134	連絡先の聴取日
4015	期限日	4075	給与振込口座支店名	4135	勤務先(給報の出所)
4016	操作者ID	4076	給与振込口座種別コード	4136	滞納者区分コード1
4017	操作年月日	4077	給与振込口座番号	4137	滞納者区分コード2
4018	操作時刻	4078	給与振込口座名義人 漢字	4138	滞納者区分コード3
4019	市区町村コード	4079	給与振込口座名義人 カナ	4139	滞納者情報コード
4020	宛名番号	4080	賞与の有無	4140	滞納者備考

4141	操作者ID	4201	処分コード	4261	宛名番号
4142	操作年月日	4202	起案年月日	4262	管理番号
4143	操作時刻	4203	決議年月日	4263	連番
4144	市区町村コード	4204	備考	4264	調査先住所_市区町村コード
4145	国保業務詳細コード	4205	処分取消年月日	4265	調査先住所_町字コード
4146	賦課年度	4206	処分解除事由コード	4266	調査先住所_都道府県
4147	対象年度	4207	変更年月日	4267	調査先住所_市区郡町村名
4148	通知書番号	4208	変更内容	4268	調査先住所_町字
4149	期別	4209	登録番号	4269	調査先住所_番地号表記
4150	宛名番号	4210	登録年月日	4270	調査先住所_方書
4151	発送回数	4211	配当年月日	4271	調査先名称_氏名
4152	帳票種別	4212	執行機関名	4272	調査先名称_氏
4153	発送税額	4213	執行機関所在地	4273	調査先名称_名
4154	発送延滞金	4214	相続人_宛名番号	4274	財産文書番号
4155	発送督促料	4215	相続税額	4275	現在年月日
4156	発送日	4216	相続督促料	4276	照会年月日
4157	備考	4217	相続延滞金	4277	物件番号
4158	操作者ID	4218	相続滞納処分費	4278	物件種類
4159	操作年月日	4219	相続割合分子	4279	地番
4160	操作時刻	4220	相続割合分母	4280	地目
4161	市区町村コード	4221	受付年月日	4281	種類
4162	国保業務詳細コード	4222	証番号	4282	物件所在地
4163	賦課年度	4223	支払人_氏名漢字	4283	物件所在地番
4164	対象年度	4224	支払人_氏漢字	4284	一棟建物番号
4165	通知書番号	4225	支払人_名漢字	4285	一棟建物床面積
4166	納付書管理番号	4226	支払場所	4286	一棟建物構造
4167	期別	4227	振出_場所	4287	家屋番号
4168	分割納付管理番号	4228	振出_氏名	4288	構造
4169	分割回数	4229	振出_氏	4289	地積
4170	帳票区分コード	4230	振出_名	4290	床面積
4171	前納報奨金	4231	組戻年月日	4291	建物の名称
4172	期別税額	4232	券額面金額	4292	専有区分の家屋番号
4173	延滞金調定額	4233	券額面区分	4293	専有区分の建物の名称
4174	督促料調定額	4234	届出年月日	4294	専有区分の種類
4175	OCR1	4235	支払期日	4295	専有区分の構造
4176	OCR2	4236	財産番号	4296	専有区分の床面積
4177	コンビニバーコード情報	4237	整理番号	4297	滞納者持分
4178	確認番号	4238	滞納処分の停止事由	4298	登記年月日
4179	納付書納付区分	4239	事件番号	4299	占有建物番号
4180	発行年月日	4240	差押年月日	4300	不動産番号
4181	支払期日	4241	操作者ID	4301	明細番号
4182	帳票名	4242	操作年月日	4302	不動産明細区分
4183	発行年月日時刻	4243	操作時刻	4303	符号
4184	帳票作成者	4244	市区町村コード	4304	区分建物用敷地権_所在地番
4185	無効ステータス	4245	宛名番号	4305	区分建物用敷地権_所在地番地目
4186	操作者ID	4246	管理番号	4306	区分建物用敷地権_所在地番地積
4187	操作年月日	4247	担当者コード	4307	区分建物用敷地権_種類
4188	操作時刻	4248	交渉終了時刻	4308	区分建物用敷地権_割合
4189	市区町村コード	4249	連絡方法コード	4309	附属建物_種類
4190	宛名番号	4250	連絡先コード	4310	附属建物_構造
4191	関連者_宛名番号	4251	交渉相手コード	4311	附属建物_床面積
4192	関連者区分コード	4252	各種期限日	4312	備考
4193	関連者備考	4253	予定実績区分	4313	権利区分
4194	名寄区分	4254	発送帳票種別	4314	権利者_氏名
4195	操作者ID	4255	次回約束年月日	4315	権利者_氏
4196	操作年月日	4256	入金予定額	4316	権利者_名
4197	操作時刻	4257	操作者ID	4317	権利者_住所_市区町村コード
4198	市区町村コード	4258	操作年月日	4318	権利者_住所_町字コード
4199	管理番号	4259	操作時刻	4319	権利者_住所_都道府県
4200	宛名番号	4260	市区町村コード	4320	権利者_住所_市区郡町村名

4321	権利者 住所 町字	4381	第三債務者送達先住所 都道府県	4441	現在年月日
4322	権利者 住所 番地号表記	4382	第三債務者送達先住所 市区郡町村名	4442	照会年月日
4323	権利者 住所 方書	4383	第三債務者送達先住所 町字	4443	電話番号
4324	設定年月日	4384	第三債務者送達先住所 番地号表記	4444	電話種類名称
4325	所有区分	4385	第三債務者送達先住所 方書	4445	取扱支店名
4326	順位番号	4386	第三債務者送達先名称 氏名	4446	加入者 氏名
4327	登記の目的	4387	第三債務者住所 市区町村コード	4447	加入者 氏
4328	受付年月日	4388	第三債務者住所 町字コード	4448	加入者 名
4329	受付番号	4389	第三債務者住所 都道府県	4449	加入者 住所 市区町村コード
4330	原因年月日	4390	第三債務者住所 市区郡町村名	4450	加入者 住所 町字コード
4331	原因	4391	第三債務者住所 町字	4451	加入者 住所 都道府県
4332	共同担保目録記号及び番号	4392	第三債務者住所 番地号表記	4452	加入者 住所 市区郡町村名
4333	権利者 備考	4393	第三債務者住所 方書	4453	加入者 住所 町字
4334	操作者ID	4394	第三債務者名称	4454	加入者 住所 番地号表記
4335	操作年月日	4395	口座利用情報文書番号	4455	加入者 住所 方書
4336	操作時刻	4396	回答年月日	4456	設置場所
4337	市区町村コード	4397	取引種類	4457	料金支払方法
4338	宛名番号	4398	入出金フラグ	4458	料金支払年月日
4339	管理番号	4399	利用年月日	4459	権利区分
4340	連番	4400	権利者 連番	4460	権利者 氏名
4341	調査先住所 市区町村コード	4401	権利区分	4461	権利者 氏
4342	調査先住所 町字コード	4402	権利者 氏名	4462	権利者 名
4343	調査先住所 都道府県	4403	権利者 氏	4463	権利者 住所 市区町村コード
4344	調査先住所 市区郡町村名	4404	権利者 名	4464	権利者 住所 町字コード
4345	調査先住所 町字	4405	権利者 住所 市区町村コード	4465	権利者 住所 都道府県
4346	調査先住所 番地号表記	4406	権利者 住所 町字コード	4466	権利者 住所 市区郡町村名
4347	調査先住所 方書	4407	権利者 住所 都道府県	4467	権利者 住所 町字
4348	調査先名称 氏名	4408	権利者 住所 市区郡町村名	4468	権利者 住所 番地号表記
4349	調査先名称 氏	4409	権利者 住所 町字	4469	権利者 住所 方書
4350	調査先名称 名	4410	権利者 住所 番地号表記	4470	設定年月日
4351	財産文書番号	4411	権利者 住所 方書	4471	順位番号
4352	現在年月日	4412	設定年月日	4472	備考
4353	照会年月日	4413	順位番号	4473	操作者ID
4354	預金有無	4414	備考	4474	操作年月日
4355	預貯金種類	4415	金融機関コード	4475	操作時刻
4356	編集口座番号	4416	店舗番号	4476	市区町村コード
4357	残高金額	4417	口座種別コード	4477	宛名番号
4358	最終取引年月日	4418	口座番号	4478	管理番号
4359	満期年月日	4419	口座残高	4479	財産区分
4360	契約年月日	4420	最終取引日	4480	連番
4361	貸付金等有無	4421	口座満期日	4481	調査先住所 市区町村コード
4362	貸付金等形式	4422	口座契約年月日	4482	調査先住所 町字コード
4363	貸付金等内容	4423	操作者ID	4483	調査先住所 都道府県
4364	貸付金等金額	4424	操作年月日	4484	調査先住所 市区郡町村名
4365	貸付金等担保区分	4425	操作時刻	4485	調査先住所 町字
4366	出資金有無	4426	市区町村コード	4486	調査先住所 番地号表記
4367	出資金口数	4427	宛名番号	4487	調査先住所 方書
4368	出資金金額	4428	管理番号	4488	調査先名称 氏名
4369	出資証券番号	4429	連番	4489	調査先名称 氏
4370	保護預りなどの有無	4430	調査先住所 市区町村コード	4490	調査先名称 名
4371	その他資産情報内容	4431	調査先住所 町字コード	4491	財産文書番号
4372	取引明細文書番号	4432	調査先住所 都道府県	4492	現在年月日
4373	取引明細回答年月日	4433	調査先住所 市区郡町村名	4493	照会年月日
4374	取引明細照会年月日	4434	調査先住所 町字	4494	職名職務
4375	取引明細現在年月日	4435	調査先住所 番地号表記	4495	在職有無
4376	取引明細期間始	4436	調査先住所 方書	4496	退職年月日
4377	取引明細期間終	4437	調査先名称 氏名	4497	年金種類内容
4378	取引内容	4438	調査先名称 氏	4498	年金番号名称
4379	第三債務者送達先住所 市区町村コード	4439	調査先名称 名	4499	前々月
4380	第三債務者送達先住所 町字コード	4440	財産文書番号	4500	前々月支給総額

4501	前々月源泉徴収所得税	4561	調査先住所_町字	4621	掛金支払額
4502	前々月源泉徴収住民税	4562	調査先住所_番地号表記	4622	解約返戻金
4503	前々月社会保険料	4563	調査先住所_方書	4623	利益配当金
4504	前月	4564	調査先名称_氏名	4624	保険料立替金
4505	前月支給総額	4565	調査先名称_氏	4625	契約者貸付金
4506	前月源泉徴収所得税	4566	調査先名称_名	4626	失効年月日
4507	前月源泉徴収住民税	4567	照会年月日	4627	即時取立可能金額
4508	前月社会保険料	4568	財産文書番号	4628	権利区分
4509	当月	4569	現在年月日	4629	権利者_氏名
4510	当月支給総額	4570	債務種類	4630	権利者_氏
4511	当月源泉徴収所得税	4571	権利区分	4631	権利者_名
4512	当月源泉徴収住民税	4572	権利者_氏名	4632	権利者_住所_市区町村コード
4513	当月社会保険料	4573	権利者_氏	4633	権利者_住所_町字コード
4514	次回	4574	権利者_名	4634	権利者_住所_都道府県
4515	次回支給総額	4575	権利者_住所_市区町村コード	4635	権利者_住所_市区郡町村名
4516	次回源泉徴収所得税	4576	権利者_住所_町字コード	4636	権利者_住所_町字
4517	次回源泉徴収住民税	4577	権利者_住所_都道府県	4637	権利者_住所_番地号表記
4518	次回社会保険料	4578	権利者_住所_市区郡町村名	4638	権利者_住所_方書
4519	賞与支給総額	4579	権利者_住所_町字	4639	設定年月日
4520	賞与源泉徴収所得税	4580	権利者_住所_番地号表記	4640	順位番号
4521	賞与源泉徴収住民税	4581	権利者_住所_方書	4641	備考
4522	賞与社会保険料	4582	設定年月日	4642	差押可能額
4523	賞与支給年月日	4583	順位番号	4643	操作者ID
4524	退職金支給総額	4584	備考	4644	操作年月日
4525	退職金源泉徴収所得税	4585	操作者ID	4645	操作時刻
4526	退職金社会保険料	4586	操作年月日	4646	市区町村コード
4527	退職金支給年月日	4587	操作時刻	4647	宛名番号
4528	給料等支給区分	4588	市区町村コード	4648	管理番号
4529	生計を一にする親族	4589	宛名番号	4649	連番
4530	支払方法	4590	管理番号	4650	調査先住所_市区町村コード
4531	日	4591	連番	4651	調査先住所_町字コード
4532	曜日	4592	調査先住所_市区町村コード	4652	調査先住所_都道府県
4533	支給日その他	4593	調査先住所_町字コード	4653	調査先住所_市区郡町村名
4534	権利区分	4594	調査先住所_都道府県	4654	調査先住所_町字
4535	権利者_氏名	4595	調査先住所_市区郡町村名	4655	調査先住所_番地号表記
4536	権利者_氏	4596	調査先住所_町字	4656	調査先住所_方書
4537	権利者_名	4597	調査先住所_番地号表記	4657	調査先名称_氏名
4538	権利者_住所_市区町村コード	4598	調査先住所_方書	4658	調査先名称_氏
4539	権利者_住所_町字コード	4599	調査先名称_氏名	4659	調査先名称_名
4540	権利者_住所_都道府県	4600	調査先名称_氏	4660	照会年月日
4541	権利者_住所_市区郡町村名	4601	調査先名称_名	4661	財産文書番号
4542	権利者_住所_町字	4602	財産文書番号	4662	現在年月日
4543	権利者_住所_番地号表記	4603	現在年月日	4663	債務種類
4544	権利者_住所_方書	4604	照会年月日	4664	債務内容
4545	設定年月日	4605	契約有無	4665	業務内容
4546	順位番号	4606	保険種類	4666	現在高1回目月
4547	備考	4607	証券番号	4667	現在高1回目金額
4548	地方税額	4608	保険契約者	4668	支払予定1回目年月日
4549	定例支給日	4609	被保険者_氏名	4669	現在高2回目月
4550	操作者ID	4610	被保険者_氏	4670	現在高2回目金額
4551	操作年月日	4611	被保険者_名	4671	支払予定2回目年月日
4552	操作時刻	4612	保険金額満期時	4672	現在高3回目月
4553	市区町村コード	4613	保険金額死亡時	4673	現在高3回目金額
4554	宛名番号	4614	保険金受取人満期時	4674	支払予定3回目年月日
4555	管理番号	4615	保険金受取人死亡時	4675	支給方法
4556	連番	4616	契約年月日	4676	反対債務有無
4557	調査先住所_市区町村コード	4617	満期年月日	4677	反対債務内容
4558	調査先住所_町字コード	4618	保険期間	4678	債権額
4559	調査先住所_都道府県	4619	掛金支払方法	4679	担保有無
4560	調査先住所_市区郡町村名	4620	掛金支払年月日	4680	権利区分

4681	権利者_氏名	4741	使用者_住所_番地号表記	4801	整理番号
4682	権利者_氏	4742	使用者_住所_方書	4802	起案年月日
4683	権利者_名	4743	所有者_氏名	4803	決裁年月日
4684	権利者_住所_市区町村コード	4744	所有者_氏	4804	滞納処分の停止事由
4685	権利者_住所_町字コード	4745	所有者_名	4805	備考
4686	権利者_住所_都道府県	4746	所有者_住所_市区町村コード	4806	取消年月日
4687	権利者_住所_市区郡町村名	4747	所有者_住所_町字コード	4807	取消事由
4688	権利者_住所_町字	4748	所有者_住所_都道府県	4808	操作者ID
4689	権利者_住所_番地号表記	4749	所有者_住所_市区郡町村名	4809	操作年月日
4690	権利者_住所_方書	4750	所有者_住所_町字	4810	操作時刻
4691	設定年月日	4751	所有者_住所_番地号表記	4811	市区町村コード
4692	順位番号	4752	所有者_住所_方書	4812	国保業務詳細コード
4693	備考	4753	権利区分	4813	賦課年度
4694	回答日	4754	権利者_氏名	4814	対象年度
4695	債務支払方法	4755	権利者_氏	4815	通知書番号
4696	反対債務担保有無	4756	権利者_名	4816	期別
4697	反対債権額	4757	権利者_住所_市区町村コード	4817	不納欠損区分
4698	操作者ID	4758	権利者_住所_町字コード	4818	不納欠損金額_保険料(税)
4699	操作年月日	4759	権利者_住所_都道府県	4819	不納欠損金額_延滞金
4700	操作時刻	4760	権利者_住所_市区郡町村名	4820	不納欠損金額_督促手数料
4701	市区町村コード	4761	権利者_住所_町字	4821	整理番号
4702	宛名番号	4762	権利者_住所_番地号表記	4822	起案年月日
4703	管理番号	4763	権利者_住所_方書	4823	決裁年月日
4704	連番	4764	設定年月日	4824	取消年月日
4705	回答年月日	4765	順位番号	4825	備考
4706	財産情報	4766	備考	4826	取消事由
4707	調査先住所_市区町村コード	4767	操作者ID	4827	操作者ID
4708	調査先住所_町字コード	4768	操作年月日	4828	操作年月日
4709	調査先住所_都道府県	4769	操作時刻	4829	操作時刻
4710	調査先住所_市区郡町村名	4770	市区町村コード	4830	市区町村コード
4711	調査先住所_町字	4771	管理番号	4831	国保業務詳細コード
4712	調査先住所_番地号表記	4772	宛名番号	4832	賦課年度
4713	調査先住所_方書	4773	処分コード	4833	対象年度
4714	調査先名称	4774	国保業務詳細コード	4834	通知書番号
4715	財産文書番号	4775	賦課年度	4835	期別
4716	現在年月日	4776	対象年度	4836	調定額
4717	照会年月日	4777	通知書番号	4837	督促手数料
4718	自動車区分	4778	期別	4838	延滞金
4719	自動車登録番号	4779	義務者_宛名番号	4839	領収年月日
4720	メーカー	4780	端数額	4840	収入年月日
4721	型式	4781	本税処分金額	4841	納付書種別
4722	初年度登録年月	4782	受付年月日	4842	収納機関番号
4723	登録年月日	4783	決定年月日	4843	納付番号
4724	車体の形状	4784	振出年月日	4844	分納回数
4725	車台番号	4785	支払期日	4845	通し番号
4726	車名	4786	決済年月日	4846	金融機関コード
4727	原動機型式	4787	返却年月日	4847	店舗番号
4728	有効期間満了日	4788	不渡年月日	4848	納付区分
4729	車体の色	4789	組戻年月日	4849	データ識別
4730	総排気量数値	4790	代金取立依頼日	4850	納税組合コード
4731	走行距離	4791	証券番号	4851	確認番号
4732	使用の本拠の位置	4792	券額面金額	4852	収納日付
4733	使用者_氏名漢字	4793	支払人_氏名漢字	4853	収納時間
4734	使用者_氏漢字	4794	支払人_氏漢字	4854	収納コンビニ店舗コード
4735	使用者_名漢字	4795	支払人_名漢字	4855	支払予定日
4736	使用者_住所_市区町村コード	4796	支払場所	4856	小売業企業コード
4737	使用者_住所_町字コード	4797	振出場所	4857	地方公共団体コード
4738	使用者_住所_都道府県	4798	振出_氏名	4858	収納代行会社企業コード
4739	使用者_住所_市区郡町村名	4799	振出_氏	4859	管理番号
4740	使用者_住所_町字	4800	振出_名	4860	操作者ID

4861	操作年月日	4921	最新フラグ	4981	削除フラグ
4862	操作時刻	4922	削除フラグ	4982	履歴番号
4863	市区町村コード	4923	最新フラグ	4983	最新フラグ
4864	宛名番号	4924	ゆうちょ銀行記号	4984	削除フラグ
4865	文書番号	4925	ゆうちょ銀行番号	4985	最新フラグ
4866	公売方法	4926	金融機関種別	4986	削除フラグ
4867	参加申込開始年月日	4927	口座廃止年月日	4987	最新フラグ
4868	参加申込開始時間帯	4928	削除フラグ	4988	照会状況
4869	参加申込開始時間時	4929	最新フラグ	4989	削除フラグ
4870	参加申込開始時間分	4930	電話番号2	4990	最新フラグ
4871	参加申込締切年月日	4931	電話番号区分2	4991	削除フラグ
4872	参加申込締切時間帯	4932	削除フラグ	4992	最新フラグ
4873	参加申込締切時間時	4933	履歴番号	4993	削除フラグ
4874	参加申込締切時間分	4934	最新フラグ	4994	最新フラグ
4875	参加申込場所	4935	宛名番号	4995	削除フラグ
4876	入札/せり売り期間開始年月日	4936	世帯番号	4996	最新フラグ
4877	入札/せり売り期間開始時間帯	4937	国保記号番号	4997	削除フラグ
4878	入札/せり売り期間開始時間時	4938	給付番号	4998	最新フラグ
4879	入札/せり売り期間開始時間分	4939	登録時刻	4999	削除フラグ
4880	入札/せり売り期間締切年月日	4940	登録ユーザー	5000	最新フラグ
4881	入札/せり売り期間締切時間帯	4941	削除フラグ	5001	適用区分
4882	入札/せり売り期間締切時間時	4942	最新フラグ	5002	削除フラグ
4883	入札/せり売り期間締切時間分	4943	削除フラグ	5003	最新フラグ
4884	入札/せり売り期間場所	4944	最新フラグ	5004	削除フラグ
4885	開札年月日	4945	削除フラグ	5005	最新フラグ
4886	開札時間帯	4946	最新フラグ	5006	削除フラグ
4887	開札時間時	4947	削除フラグ	5007	最新フラグ
4888	開札時間分	4948	最新フラグ	5008	削除フラグ
4889	開札場所	4949	削除フラグ	5009	最新フラグ
4890	公売公告揭示年月日	4950	最新フラグ	5010	削除フラグ
4891	公売公告揭示場所	4951	削除フラグ	5011	最新フラグ
4892	売却決定年月日	4952	最新フラグ	5012	削除フラグ
4893	売却決定時間帯	4953	削除フラグ	5013	最新フラグ
4894	売却決定時間時	4954	最新フラグ	5014	削除フラグ
4895	売却決定時間分	4955	住所	5015	最新フラグ
4896	売却決定場所	4956	金融機関有効開始日	5016	削除フラグ
4897	代金納付期限	4957	指定金融区分コード	5017	最新フラグ
4898	買受人の資格その他要件	4958	電子納付対応有無コード	5018	削除フラグ
4899	起案年月日	4959	削除フラグ	5019	最新フラグ
4900	決裁年月日	4960	市区町村コード	5020	削除フラグ
4901	施行年月日	4961	金融機関コード	5021	最新フラグ
4902	売却区分	4962	店舗番号	5022	削除フラグ
4903	公売保証金	4963	最新フラグ	5023	最新フラグ
4904	見積金額	4964	本店支店区分	5024	削除フラグ
4905	売却区分番号	4965	手形交換所番号	5025	最新フラグ
4906	操作者ID	4966	店舗郵便番号	5026	削除フラグ
4907	操作年月日	4967	店舗住所	5027	最新フラグ
4908	操作時刻	4968	店舗電話番号	5028	削除フラグ
4909	最新フラグ	4969	店舗名_漢字	5029	最新フラグ
4910	通称_フリガナ確認状況	4970	店舗名_カナ	5030	削除フラグ
4911	所管区コード	4971	店舗有効開始日	5031	最新フラグ
4912	住所_国名等	4972	店舗有効終了日	5032	削除フラグ
4913	在留期間等コード_年	4973	削除フラグ	5033	最新フラグ
4914	名寄せ元フラグ	4974	操作者ID	5034	削除フラグ
4915	名寄せ先宛名番号	4975	操作年月日	5035	最新フラグ
4916	統合宛名フラグ	4976	操作時刻	5036	連絡票整理番号
4917	他業務参照不可フラグ	4977	最新フラグ	5037	受給者番号
4918	独自施策システム等ID	4978	市区町村国保脱退日	5038	削除フラグ
4919	業務ID	4979	削除フラグ	5039	最新フラグ
4920	削除フラグ	4980	最新フラグ	5040	未就学児均等割軽減額

5041	現年度賦課期別賦課区コード1	5101	操作年月日	5161	金融機関種別
5042	現年度賦課期別賦課区コード2	5102	操作時刻	5162	開設年月日
5043	現年度賦課期別賦課区コード3	5103	最新フラグ	5163	廃止年月日
5044	現年度賦課期別賦課区コード4	5104	削除フラグ	5164	削除フラグ
5045	現年度賦課期別賦課区コード5	5105	最新フラグ	5165	最新フラグ
5046	現年度賦課期別賦課区コード6	5106	削除フラグ	5166	支給区分
5047	現年度賦課期別賦課区コード7	5107	最新フラグ	5167	金融機関コード
5048	現年度賦課期別賦課区コード8	5108	削除フラグ	5168	店舗番号
5049	現年度賦課期別賦課区コード9	5109	最新フラグ	5169	口座種別コード
5050	現年度賦課期別賦課区コード10	5110	削除フラグ	5170	口座番号
5051	現年度賦課期別賦課区コード11	5111	最新フラグ	5171	口座名義人_カナ
5052	現年度賦課期別賦課区コード12	5112	医療所得割率	5172	口座名義人_漢字
5053	現年度賦課期別賦課区コード13	5113	医療資産割率	5173	ゆうちょ銀行記号
5054	過年度賦課期別賦課区コード1	5114	医療均等割額	5174	ゆうちょ銀行番号
5055	過年度賦課期別賦課区コード2	5115	医療賦課限度額	5175	金融機関種別
5056	過年度賦課期別賦課区コード3	5116	後期高齢者支援金所得割率	5176	削除フラグ
5057	過年度賦課期別賦課区コード4	5117	後期高齢者支援金資産割率	5177	最新フラグ
5058	過年度賦課期別賦課区コード5	5118	後期高齢者支援金均等割額	5178	ゆうちょ銀行記号
5059	過年度賦課期別賦課区コード6	5119	後期高齢者支援金賦課限度額	5179	ゆうちょ銀行番号
5060	過年度賦課期別賦課区コード7	5120	介護所得割率	5180	金融機関種別
5061	過年度賦課期別賦課区コード8	5121	介護資産割率	5181	公金口座区分
5062	過年度賦課期別賦課区コード9	5122	介護均等割額	5182	削除フラグ
5063	過年度賦課期別賦課区コード10	5123	介護賦課限度額	5183	最新フラグ
5064	特徴賦課期別賦課区コード1	5124	削除フラグ	5184	削除フラグ
5065	特徴賦課期別賦課区コード2	5125	最新フラグ	5185	最新フラグ
5066	特徴賦課期別賦課区コード3	5126	削除フラグ	5186	削除フラグ
5067	特徴賦課期別賦課区コード4	5127	最新フラグ	5187	最新フラグ
5068	特徴賦課期別賦課区コード5	5128	支給区分	5188	削除フラグ
5069	特徴賦課期別賦課区コード6	5129	削除フラグ	5189	最新フラグ
5070	期別14期賦課区コード1	5130	最新フラグ	5190	削除フラグ
5071	期別15期賦課区コード1	5131	支給区分	5191	最新フラグ
5072	期別16期賦課区コード1	5132	海外出産の有無	5192	金融機関コード
5073	期別17期賦課区コード1	5133	削除フラグ	5193	店舗番号
5074	期別18期賦課区コード1	5134	最新フラグ	5194	口座種別コード
5075	期別19期賦課区コード1	5135	支給区分	5195	口座番号
5076	期別20期賦課区コード1	5136	ゆうちょ銀行記号	5196	口座名義人_カナ
5077	削除フラグ	5137	ゆうちょ銀行番号	5197	口座名義人_漢字
5078	最新フラグ	5138	金融機関種別	5198	ゆうちょ銀行記号
5079	退職未就学児均等割軽減額	5139	公金口座区分	5199	ゆうちょ銀行番号
5080	削除フラグ	5140	削除フラグ	5200	金融機関種別
5081	最新フラグ	5141	最新フラグ	5201	公金口座区分
5082	削除フラグ	5142	削除フラグ	5202	削除フラグ
5083	最新フラグ	5143	最新フラグ	5203	最新フラグ
5084	削除フラグ	5144	督促日	5204	削除フラグ
5085	最新フラグ	5145	催告日	5205	最新フラグ
5086	削除フラグ	5146	時効日	5206	ゆうちょ銀行記号
5087	市区町村コード	5147	不納欠損事由	5207	ゆうちょ銀行番号
5088	宛名番号	5148	不納欠損年月日	5208	金融機関種別
5089	対象年度	5149	歳入歳出区分	5209	公金口座区分
5090	履歴番号	5150	削除フラグ	5210	削除フラグ
5091	最新フラグ	5151	最新フラグ	5211	最新フラグ
5092	基礎年金番号	5152	支給区分	5212	削除フラグ
5093	特別徴収義務者コード	5153	ゆうちょ銀行記号	5213	最新フラグ
5094	年金コード	5154	ゆうちょ銀行番号	5214	金融機関コード
5095	特別徴収依頼日	5155	金融機関種別	5215	店舗番号
5096	特別徴収状態区分	5156	公金口座区分	5216	口座種別コード
5097	特別徴収開始年月	5157	削除フラグ	5217	口座番号
5098	特別徴収終了年月	5158	最新フラグ	5218	口座名義人_カナ
5099	削除フラグ	5159	ゆうちょ銀行記号	5219	口座名義人_漢字
5100	操作者ID	5160	ゆうちょ銀行番号	5220	ゆうちょ銀行記号

5221	ゆうちょ銀行番号	5281	過誤再審査申出日	5341	最新フラグ
5222	金融機関種別	5282	削除フラグ	5342	削除フラグ
5223	公金口座区分	5283	最新フラグ	5343	徴収方法区分
5224	削除フラグ	5284	削除フラグ	5344	最新フラグ
5225	最新フラグ	5285	最新フラグ	5345	削除フラグ
5226	削除フラグ	5286	削除フラグ	5346	最新フラグ
5227	最新フラグ	5287	最新フラグ	5347	削除フラグ
5228	削除フラグ	5288	削除フラグ	5348	徴収方法区分
5229	最新フラグ	5289	最新フラグ	5349	最新フラグ
5230	削除フラグ	5290	削除フラグ	5350	削除フラグ
5231	最新フラグ	5291	最新フラグ	5351	最新フラグ
5232	口座名義人 漢字	5292	徴収方法区分	5352	処分コード
5233	ゆうちょ銀行記号	5293	削除フラグ	5353	起案年月日
5234	ゆうちょ銀行番号	5294	徴収方法区分	5354	決議年月日
5235	金融機関種別	5295	最新フラグ	5355	整理番号
5236	公金口座区分	5296	収納区コード	5356	変更年月日
5237	削除フラグ	5297	削除フラグ	5357	変更内容
5238	最新フラグ	5298	徴収方法区分	5358	解除年月日
5239	督促発行年月日	5299	最新フラグ	5359	解除事由
5240	督促納期限	5300	ゆうちょ銀行記号	5360	登録番号
5241	催告発行年月日	5301	ゆうちょ銀行番号	5361	登録年月日
5242	催告納期限	5302	金融機関種別	5362	配当年月日
5243	削除フラグ	5303	還付口座 ゆうちょ銀行記号	5363	執行機関名
5244	最新フラグ	5304	還付口座 ゆうちょ銀行番号	5364	執行機関所在地
5245	金融機関コード	5305	還付口座 金融機関種別	5365	備考
5246	店舗番号	5306	公金口座区分	5366	削除フラグ
5247	本店名漢字	5307	削除フラグ	5367	徴収方法区分
5248	支店名漢字	5308	徴収方法区分	5368	最新フラグ
5249	口座種別コード	5309	最新フラグ	5369	削除フラグ
5250	口座番号	5310	削除フラグ	5370	最新フラグ
5251	口座名義人 カナ	5311	最新フラグ	5371	申請年月日
5252	口座名義人 漢字	5312	繰上時間	5372	取消起案年月日
5253	ゆうちょ銀行記号	5313	削除フラグ	5373	延滞金減免率
5254	ゆうちょ銀行番号	5314	徴収方法区分	5374	担保情報
5255	金融機関種別	5315	最新フラグ	5375	決定年月日
5256	公金口座区分	5316	削除フラグ	5376	猶予区分
5257	対象期間開始年月日	5317	最新フラグ	5377	許可区分
5258	対象期間終了年月日	5318	削除フラグ	5378	不許可理由
5259	削除フラグ	5319	徴収方法区分	5379	削除フラグ
5260	最新フラグ	5320	最新フラグ	5380	徴収方法区分
5261	削除フラグ	5321	削除フラグ	5381	最新フラグ
5262	最新フラグ	5322	徴収方法区分	5382	削除フラグ
5263	口座名義人 漢字	5323	最新フラグ	5383	最新フラグ
5264	ゆうちょ銀行記号	5324	削除フラグ	5384	削除フラグ
5265	ゆうちょ銀行番号	5325	最新フラグ	5385	徴収方法区分
5266	金融機関種別	5326	削除フラグ	5386	最新フラグ
5267	公金口座区分	5327	徴収方法区分	5387	削除フラグ
5268	削除フラグ	5328	最新フラグ	5388	最新フラグ
5269	最新フラグ	5329	削除フラグ	5389	削除フラグ
5270	口座名義人 漢字	5330	最新フラグ	5390	最新フラグ
5271	ゆうちょ銀行記号	5331	延滞金減免理由	5391	削除フラグ
5272	ゆうちょ銀行番号	5332	削除フラグ	5392	最新フラグ
5273	金融機関種別	5333	徴収方法区分	5393	削除フラグ
5274	公金口座区分	5334	最新フラグ	5394	最新フラグ
5275	削除フラグ	5335	削除フラグ	5395	削除フラグ
5276	最新フラグ	5336	最新フラグ	5396	最新フラグ
5277	削除フラグ	5337	削除フラグ	5397	削除フラグ
5278	最新フラグ	5338	徴収方法区分	5398	最新フラグ
5279	削除フラグ	5339	最新フラグ	5399	給与振込ゆうちょ銀行記号
5280	最新フラグ	5340	削除フラグ	5400	給与振込ゆうちょ銀行番号

5401	給与振込金融機関種別	5461	最新フラグ	5521	後期高齢者支援金特定世帯6割軽減平等割額
5402	削除フラグ	5462	基準収入額適用申請日	5522	後期高齢者支援金特定世帯7割軽減平等割額
5403	最新フラグ	5463	受付年月日	5523	後期高齢者支援金特定継続2割軽減平等割額
5404	削除フラグ	5464	基準収入額適用認定日	5524	後期高齢者支援金特定継続4割軽減平等割額
5405	最新フラグ	5465	基準収入額適用開始年月	5525	後期高齢者支援金特定継続5割軽減平等割額
5406	削除フラグ	5466	基準収入額適用終了年月	5526	後期高齢者支援金特定継続6割軽減平等割額
5407	最新フラグ	5467	負担割合	5527	後期高齢者支援金特定継続7割軽減平等割額
5408	削除フラグ	5468	基準収入額	5528	後期高齢者支援金2割軽減均等割額
5409	最新フラグ	5469	基準収入額適用認定状態	5529	後期高齢者支援金4割軽減均等割額
5410	処分区コード	5470	認定理由	5530	後期高齢者支援金5割軽減均等割額
5411	削除フラグ	5471	削除フラグ	5531	後期高齢者支援金6割軽減均等割額
5412	徴収方法区分	5472	操作者ID	5532	後期高齢者支援金7割軽減均等割額
5413	最新フラグ	5473	操作年月日	5533	介護2割軽減平等割額
5414	削除フラグ	5474	操作時刻	5534	介護4割軽減平等割額
5415	徴収方法区分	5475	繰越調定額医療一般分	5535	介護5割軽減平等割額
5416	最新フラグ	5476	医療平等割額	5536	介護6割軽減平等割額
5417	eL番号	5477	後期高齢者支援金平等割額	5537	介護7割軽減平等割額
5418	削除フラグ	5478	介護平等割額	5538	介護2割軽減均等割額
5419	最新フラグ	5479	不支給理由	5539	介護4割軽減均等割額
5420	削除フラグ	5480	市区町村コード	5540	介護5割軽減均等割額
5421	最新フラグ	5481	国保記号番号	5541	介護6割軽減均等割額
5422	削除フラグ	5482	宛名番号	5542	介護7割軽減均等割額
5423	最新フラグ	5483	履歴番号	5543	市区町村コード
5424	交渉日	5484	最新フラグ	5544	国保記号番号
5425	交渉開始時刻	5485	市区町村被保険者ID	5545	産前産後減免該当者 宛名番号
5426	削除フラグ	5486	削除フラグ	5546	履歴番号
5427	最新フラグ	5487	操作者ID	5547	最新フラグ
5428	削除フラグ	5488	操作年月日	5548	免除申請(届出)日
5429	最新フラグ	5489	操作時刻	5549	出産(予定)日
5430	削除フラグ	5490	産前産後所得割軽減額	5550	多胎該当区分
5431	最新フラグ	5491	産前産後均等割軽減額	5551	申請職権区分
5432	削除フラグ	5492	産前産後資格区分	5552	備考
5433	最新フラグ	5493	医療2割軽減平等割額	5553	その他理由区分
5434	削除フラグ	5494	医療4割軽減平等割額	5554	産前産後保険料免除期間開始月
5435	最新フラグ	5495	医療5割軽減平等割額	5555	産前産後保険料免除期間終了月
5436	削除フラグ	5496	医療6割軽減平等割額	5556	審査結果区分
5437	最新フラグ	5497	医療7割軽減平等割額	5557	免除審査理由コード
5438	削除フラグ	5498	医療特定世帯2割軽減平等割額	5558	免除審査理由
5439	最新フラグ	5499	医療特定世帯4割軽減平等割額	5559	免除認定状態
5440	削除フラグ	5500	医療特定世帯5割軽減平等割額	5560	世帯主 宛名番号
5441	最新フラグ	5501	医療特定世帯6割軽減平等割額	5561	削除フラグ
5442	削除フラグ	5502	医療特定世帯7割軽減平等割額	5562	操作者ID
5443	徴収方法区分	5503	医療特定継続2割軽減平等割額	5563	操作年月日
5444	最新フラグ	5504	医療特定継続4割軽減平等割額	5564	操作時刻
5445	削除フラグ	5505	医療特定継続5割軽減平等割額	5565	療養費支払日
5446	徴収方法区分	5506	医療特定継続6割軽減平等割額	5566	入外区分
5447	最新フラグ	5507	医療特定継続7割軽減平等割額	5567	収納コンビニ店舗コード
5448	削除フラグ	5508	医療2割軽減均等割額	5568	収納コンビニ支店コード
5449	徴収方法区分	5509	医療4割軽減均等割額	5569	滞納消込特定キー情報1
5450	最新フラグ	5510	医療5割軽減均等割額	5570	滞納消込特定キー情報2
5451	削除フラグ	5511	医療6割軽減均等割額	5571	市区町村コード
5452	最新フラグ	5512	医療7割軽減均等割額	5572	宛名番号
5453	削除フラグ	5513	後期高齢者支援金2割軽減平等割額	5573	クレジットカード履歴番号
5454	住所 番地枝番数値	5514	後期高齢者支援金4割軽減平等割額	5574	最新フラグ
5455	送付先登録年月日	5515	後期高齢者支援金5割軽減平等割額	5575	申込者 氏名(名称)
5456	送付先電話番号	5516	後期高齢者支援金6割軽減平等割額	5576	申込者 氏名(名称) フリガナ
5457	市区町村コード	5517	後期高齢者支援金7割軽減平等割額	5577	申込者 住所(所在地) 郵便番号
5458	国保記号番号	5518	後期高齢者支援金特定世帯2割軽減平等割額	5578	申込者 住所(所在地)
5459	宛名番号	5519	後期高齢者支援金特定世帯4割軽減平等割額	5579	申込者 住所(所在地) 市区町村コード
5460	履歴番号	5520	後期高齢者支援金特定世帯5割軽減平等割額	5580	申込者 住所(所在地) 町字コード

5581	申込者 住所(所在地) 都道府県	5621	限度額認定記載フラグ	5661	子ども・子育てで支援金7割軽減均等割額
5582	申込者 住所(所在地) 市区町村名	5622	特定疾病記載フラグ	5662	子ども・子育てで支援金18歳以上均等割額
5583	申込者 住所(所在地) 町字	5623	削除フラグ	5663	子ども・子育てで2割軽減18歳以上均等割額
5584	申込者 住所(所在地) 番地号表記	5624	操作者ID	5664	子ども・子育てで4割軽減18歳以上均等割額
5585	申込者 住所(所在地) 方書	5625	操作年月日	5665	子ども・子育てで5割軽減18歳以上均等割額
5586	申込者 電話番号	5626	操作時刻	5666	子ども・子育てで6割軽減18歳以上均等割額
5587	契約者 氏名(名称)	5627	市区町村コード	5667	子ども・子育てで7割軽減18歳以上均等割額
5588	契約者 氏名(名称) フリガナ	5628	国保記号番号	5668	子ども・子育てで支援金賦課限度額
5589	契約者 住所(所在地) 郵便番号	5629	宛名番号	5669	子ども・子育てで支援金減免額
5590	契約者 住所(所在地)	5630	履歴番号	5670	子ども・子育てで支援金減免率
5591	契約者 住所(所在地) 市区町村コード	5631	最新フラグ	5671	減免前子ども・子育てで支援金決定額
5592	契約者 住所(所在地) 町字コード	5632	保険者コード	5672	減免額子ども・子育てで支援金
5593	契約者 住所(所在地) 都道府県	5633	被保険者枝番	5673	減免後子ども・子育てで支援金決定額
5594	契約者 住所(所在地) 市区町村名	5634	市町村保険者番号	5674	期別子ども・子育てで支援分
5595	契約者 住所(所在地) 町字	5635	加入者情報 被保険者証記号(券面記載)	5675	繰越調定額子ども・子育てで支援分
5596	契約者 住所(所在地) 番地号表記	5636	加入者情報 被保険者証番号(券面記載)	5676	期別子ども・子育てで支援分
5597	契約者 住所(所在地) 方書	5637	被保険者証枝番	5677	繰越子ども・子育てで支援分
5598	契約者 電話番号	5638	申請年月日	5678	続柄コード2
5599	削除フラグ	5639	削除フラグ	5679	続柄コード3
5600	操作者ID	5640	操作者ID	5680	続柄コード4
5601	操作年月日	5641	操作年月日	5681	支給申請簡素化希望有無
5602	操作時刻	5642	操作時刻	5682	市区町村コード
5603	滞納消込特定キー情報1	5643	18歳以上均等割額	5683	福祉事務所コード
5604	滞納消込特定キー情報2	5644	18歳未満均等割軽減額	5684	ケース番号
5605	収納コンビニ支店コード	5645	子ども・子育てで支援金賦課資格区分	5685	申請履歴番号
5606	滞納世帯区分	5646	子ども・子育てで支援金引落額1	5686	決定履歴番号
5607	相談年月日	5647	子ども・子育てで支援金引落額2	5687	員番号
5608	相談内容	5648	子ども・子育てで支援金所得割率	5688	最新フラグ
5609	特別療養費支給対象	5649	子ども・子育てで支援金資産割率	5689	世帯管理番号
5610	特別療養費支給対象該当日	5650	子ども・子育てで支援金平等割額	5690	開始年月日
5611	特別療養費支給対象非該当日	5651	子ども・子育てで支援金2割軽減平等割額	5691	停止年月日
5612	簡易書留番号	5652	子ども・子育てで支援金4割軽減平等割額	5692	停止解除年月日
5613	市区町村コード	5653	子ども・子育てで支援金5割軽減平等割額	5693	宛名番号
5614	国保記号番号	5654	子ども・子育てで支援金6割軽減平等割額	5694	廃止年月日
5615	宛名番号	5655	子ども・子育てで支援金7割軽減平等割額	5695	削除フラグ
5616	履歴番号	5656	子ども・子育てで支援金均等割額	5696	操作者ID
5617	最新フラグ	5657	子ども・子育てで支援金2割軽減均等割額	5697	操作年月日
5618	申請年月日	5658	子ども・子育てで支援金4割軽減均等割額	5698	操作時刻
5619	解除年月日	5659	子ども・子育てで支援金5割軽減均等割額		
5620	申請種別区分	5660	子ども・子育てで支援金6割軽減均等割額		

〈収納〉

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1	市区町村コード	61	在留期間等コード_月	123	業務コード
2	宛名番号	62	在留期間等コード_日	124	業務詳細(科目)コード
3	履歴番号	63	在留期間等満了年月日	125	代理人_有効期間(開始年月日)
4	最新フラグ	64	処理年月日	126	最新フラグ
5	管内管外の区分	65	登録部署(情報を登録した課・係など)	127	代理人_有効期間(終了年月日)
6	世帯番号	66	統合宛名フラグ	128	指定都市_行政区等コード
7	行政区(地区管理)	67	名寄せ元フラグ	129	肩書
8	住民区分	68	名寄せ先宛名番号	130	メモ
9	住民種別	69	他業務参照不可フラグ	131	連絡先区分
10	住民状態	70	独自施策システム等ID	132	電話番号
11	個人番号	71	業務ID	133	削除フラグ
12	異動年月日	72	削除フラグ	134	操作者ID
13	異動届出年月日	73	操作者ID	135	操作年月日
14	異動事由	74	操作年月日	136	操作時刻
15	氏名	75	操作時刻	137	市区町村コード
16	氏_日本人	76	市区町村コード	138	同一人_宛名番号
17	名_日本人	77	宛名番号	139	最新フラグ
18	氏名_外国人ローマ字	78	業務コード	140	指定都市_行政区等コード
19	氏名_外国人漢字	79	業務詳細(科目)コード	141	代表_宛名番号
20	氏名_振り仮名(フリガナ)	80	連番	142	削除フラグ
21	氏_日本人_振り仮名	81	最新フラグ	143	操作者ID
22	名_日本人_振り仮名	82	指定都市_行政区等コード	144	操作年月日
23	旧氏	83	連絡先区分	145	操作時刻
24	旧氏_振り仮名	84	電話番号	146	市区町村コード
25	通称	85	削除フラグ	147	宛名番号
26	通称_フリガナ	86	操作者ID	148	業務コード
27	通称_フリガナ確認状況	87	操作年月日	149	業務詳細(科目)コード
28	性別	88	操作時刻	150	宛名メモ番号
29	性別表記	89	市区町村コード	151	宛名メモ履歴番号
30	生年月日_元号	90	宛名番号	152	最新フラグ
31	生年月日	91	業務コード	153	指定都市_行政区等コード
32	生年月日_不詳フラグ	92	業務詳細(科目)コード	154	入力_閲覧範囲
33	生年月日_不詳表記	93	送付先履歴番号	155	有効期限(開始年月日)
34	死亡年月日	94	最新フラグ	156	有効期限(終了年月日)
35	続柄コード1	95	指定都市_行政区等コード	157	宛名メモ内容
36	続柄コード2	96	被保険者番号	158	削除フラグ
37	続柄コード3	97	児童_宛名番号	159	操作者ID
38	続柄コード4	100	氏名(名称)	160	操作年月日
39	続柄表記	101	氏名(名称)_フリガナ	161	操作時刻
40	世帯主氏名	102	住所(所在地)_郵便番号	162	市区町村コード
41	指定都市_行政区等コード	103	住所(所在地)	163	宛名番号
42	住所	104	住所(所在地)_市区町村コード	164	業務コード
43	住所_市区町村コード	105	住所(所在地)_町字コード	165	業務詳細(科目)コード
44	住所_町字コード	106	住所(所在地)_都道府県	166	返戻物の種別
45	住所_都道府県	107	住所(所在地)_市区町村名	167	履歴番号
46	住所_市区郡町村名	108	住所(所在地)_町字	168	最新フラグ
47	住所_町字	109	住所(所在地)_番地号表記	169	指定都市_行政区等コード
48	住所_番地号表記	110	住所(所在地)_方書	170	被保険者番号
49	住所_方書コード	111	連絡先区分	171	児童_宛名番号
50	住所_方書	112	電話番号	172	返戻調査番号
51	住所_方書_フリガナ	113	メモ	173	調査_返戻処理段階の区分
52	住所_郵便番号	114	登録日	174	文書番号
53	在留カード等番号	115	利用廃止日	175	賦課年度
54	在留カード等番号区分	116	削除フラグ	176	相当年度
55	住所_国名コード	117	操作者ID	177	期別
56	住所_国名等	118	操作年月日	178	通知書番号
57	住所_国外住所	119	操作時刻	179	帳票名
58	在留資格等コード	120	市区町村コード	180	返戻登録日
59	在留資格等名称	121	宛名番号	181	返戻日
60	在留期間等コード_年	122	代理人_宛名番号	182	返戻事由

183	再発送日	254	最新フラグ	314	調定額 国民健康保険内訳 後期高齢者支援退職分
184	公示日	255	指定都市 行政区等コード	315	法定納期限
185	公示送達日	256	店舗電話番号	316	納期限
186	納期限(変更前)	257	店舗名 漢字	317	指定納期限
187	納期限(変更後)	258	店舗名 カナ	318	課税更正日
188	担当者ID	259	削除フラグ	320	延滞金強制入力区分
189	削除フラグ	260	操作者ID	321	延滞金強制入力年月日
190	操作者ID	261	操作年月日	322	課税単位(市町村/行政区)区分
191	操作年月日	262	操作時刻	323	更正事由
192	操作時刻	263	市区町村コード	324	収入年月日
193	市区町村コード	264	業務コード	325	領収年月日
194	返戻調査番号	265	発行番号	326	構成員督促送付可否フラグ
195	返戻調査履歴番号	266	最新フラグ	327	収納額 本税(料)
196	最新フラグ	267	指定都市 行政区等コード	328	収納額 延滞金
197	指定都市 行政区等コード	268	宛名番号	329	収納額 督促手数料
198	調査記録 調査年月日	269	被保険者番号	330	収納額 法人住民税内訳 均等割額
199	調査記録 調査時刻	270	児童 宛名番号	331	収納額 法人住民税内訳 法人税割額
200	調査記録 担当者ID	271	交付年月日	332	土地・家屋 固定資産税額
201	調査記録 調査方法	272	交付時刻	333	償却資産 固定資産税額
202	調査記録 調査内容/結果	273	交付場所	334	配当割・株式等譲渡所得割控除額
203	送付時点郵便番号	274	交付区分	335	配当割・株式等譲渡所得割還付額
204	送付時点氏名	275	証明書種別	336	控除不足額
205	送付時点氏	276	記載事項	337	充当又は委託納付額
206	送付時点名	277	枚数	339	納期特例区分
207	送付時点住所 都道府県	278	端末名	340	納期特例適用後納期
208	送付時点住所 市区郡町村名	279	処分情報	341	課税区分
209	送付時点住所 町字	280	削除フラグ	342	軽自管理番号
210	送付時点住所 番地号表記	281	操作者ID	343	車台番号
211	送付時点住所 方書	282	操作年月日	344	種別コード
212	削除フラグ	283	操作時刻	345	車両番号(標識番号) 標板文字
213	操作者ID	284	市区町村コード	346	車両番号(標識番号) 分類番号
214	操作年月日	285	賦課年度	347	車両番号(標識番号) かな文字
215	操作時刻	286	相当年度	348	車両番号(標識番号) 一連指定番号
216	市区町村コード	287	通知書番号	349	証明書有効期限
217	宛名番号	288	業務詳細(科目)コード	350	法人管理番号
218	業務コード	289	特別徴収義務者指定番号	351	申告年月日
219	業務詳細(科目)コード	290	期別	352	修正申告年月日
220	抑止開始日	291	申告履歴番号	353	確定申告提出年月日
221	最新フラグ	292	事業年度番号	354	更正決定通知年月日
222	抑止終了日	293	児童 宛名番号	355	申告期限の延長月数
223	処理注意区分	294	最新フラグ	356	申告期限
224	メモ	295	指定都市 行政区等コード	357	延長申告期限
225	削除フラグ	296	宛名番号	358	更正請求日
226	操作者ID	297	被保険者番号	359	国税の申告基礎区分
227	操作年月日	298	国保記号番号	360	国税申告(更正)年月日
228	操作時刻	299	申告区分	361	重加算税の有無
240	市区町村コード	300	事業年度開始日	362	不納欠損日
241	金融機関コード	301	事業年度終了日	363	不納欠損事由
242	最新フラグ	302	共有資産番号	364	不納欠損金額 本税(料)
243	指定都市 行政区等コード	303	市税事務所コード	365	不納欠損金額 延滞金
244	指定金融区分コード	304	調定額 本税(料)	366	不納欠損金額 督促手数料
245	金融機関名 漢字	305	調定額 延滞金	367	削除フラグ
246	金融機関名 カナ	306	調定額 督促手数料	368	操作者ID
247	削除フラグ	307	調定額 法人住民税内訳 均等割額	369	操作年月日
248	操作者ID	308	調定額 法人住民税内訳 法人税割額	370	操作時刻
249	操作年月日	309	調定額 国民健康保険内訳 医療一般分	371	市区町村コード
250	操作時刻	310	調定額 国民健康保険内訳 医療退職分	372	賦課年度
251	市区町村コード	311	調定額 国民健康保険内訳 介護一般分	373	相当年度
252	金融機関コード	312	調定額 国民健康保険内訳 介護退職分	374	通知書番号
253	店舗番号	313	調定額 国民健康保険内訳 後期高齢者支援一般分	375	業務詳細(科目)コード

376	特別徴収義務者指定番号	436	更正請求日	497	口座振替終了年月日
377	期別	437	国税の申告基礎区分	498	金融機関コード
378	申告履歴番号	438	国税申告(更正)年月日	499	店舗番号
379	事業年度番号	439	削除フラグ	500	ゆうちょ銀行記号
380	児童 宛名番号	440	操作者ID	501	ゆうちょ銀行番号
381	調定履歴番号	441	操作年月日	502	金融機関種別
382	最新フラグ	442	操作時刻	503	口座種別
383	指定都市 行政区等コード	443	市区町村コード	504	口座番号
384	宛名番号	444	賦課年度	505	口座名義人氏名 カナ
385	被保険者番号	445	相当年度	506	口座名義人氏名 漢字
386	国保記号番号	446	通知書番号	507	口座振替申請年月日
387	申告区分	447	業務詳細(科目)コード	508	自治体受付日
388	事業年度開始日	448	特別徴収義務者指定番号	509	口座振替停止開始年月日
389	事業年度終了日	449	期別	511	口座振替廃止年月日
390	共有資産番号	450	収納履歴連番	512	納付方法
391	市税事務所コード	451	申告履歴番号	513	振替口座情報区分
392	調定額 本税(料)	452	事業年度番号	514	異動事由
393	調定額 延滞金	453	児童 宛名番号	515	口座振替開始(変更)通知送付年月日
394	調定額 督促手数料	454	最新フラグ	518	メモ
395	法定納期限	455	指定都市 行政区等コード	519	削除フラグ
396	納期限	456	宛名番号	520	操作者ID
397	指定納期限	457	被保険者番号	521	操作年月日
398	課税更正日	458	国保記号番号	522	操作時刻
399	延滞金強制入力区分	459	会計年度	523	市区町村コード
400	延滞金強制入力年月日	460	申告区分	524	賦課年度
401	課税単位(市町村/行政区)区分	461	事業年度開始日	525	相当年度
402	更正事由	462	事業年度終了日	526	通知書番号
403	土地・家屋 固定資産税額	463	市税事務所コード	527	業務詳細(科目)コード
404	償却資産 固定資産税額	464	収入年月日	528	特別徴収義務者指定番号
405	確定申告日	465	領収年月日	529	期別
406	配当割・株式等譲渡所得割控除額	466	納付区分	530	児童 宛名番号
407	配当割・株式等譲渡所得割還付額	467	納付種別	531	最新フラグ
408	控除不足額	468	収納区分	532	指定都市 行政区等コード
409	充当又は委託納付額	469	組替区分	533	宛名番号
410	納期特例区分	470	納付チャネル区分	534	口座振替実績履歴連番
411	納期特例適用後納期	471	仮消区分	535	口座振替処理区分
412	課税区分	472	収納額 本税(料)	536	振替年月日
413	軽自管理番号	473	収納額 延滞金	537	収入年月日
414	車台番号	474	収納額 督促手数料	538	口座振替金額
415	種別コード	475	収納額 法人住民税内訳 均等割額	539	全期前納振替金額
416	車両番号(標識番号) 標板文字	476	収納額 法人住民税内訳 法人税割額	540	振替結果コード
417	車両番号(標識番号) 分類番号	478	公的年金の種類	541	調定額 本税(料)
418	車両番号(標識番号) かな文字	479	滞納消込特定キー情報1	542	調定額 延滞金
419	車両番号(標識番号) 一連指定番号	480	滞納消込特定キー情報2	543	調定額 督促手数料
420	法人管理番号	481	納付済通知書を一意に特定する番号	544	収納額 本税(料)
421	申告年月日	482	時効延長有無区分	545	収納額 延滞金
422	修正申告年月日	483	収納コンビニ店舗コード	546	収納額 督促手数料
423	確定申告提出年月日	484	収納コンビニ支店コード	548	金融機関コード
424	更正決定通知年月日	485	削除フラグ	549	店舗番号
425	申告期限の延長月数	486	操作者ID	550	ゆうちょ銀行記号
426	調定額 法人住民税内訳 均等割額	487	操作年月日	551	ゆうちょ銀行番号
427	調定額 法人住民税内訳 法人税割額	488	操作時刻	552	金融機関種別
428	調定額 国民健康保険内訳 医療一般分	489	市区町村コード	553	口座種別
429	調定額 国民健康保険内訳 医療退職分	490	宛名番号	554	口座番号
430	調定額 国民健康保険内訳 介護一般分	491	業務詳細(科目)コード	555	口座名義人氏名 カナ
431	調定額 国民健康保険内訳 介護退職分	492	振替口座区分	556	口座名義人氏名 漢字
432	調定額 国民健康保険内訳 後期高齢者支援一般分	493	口座履歴番号	557	削除フラグ
433	調定額 国民健康保険内訳 後期高齢者支援退職分	494	最新フラグ	558	操作者ID
434	申告期限	495	指定都市 行政区等コード	559	操作年月日
435	延長申告期限	496	口座振替開始年月日	560	操作時刻

561	市区町村コード	624	過誤納発生年度	685	充当先 通知書番号
562	過誤納発生年度	625	賦課年度	686	充当先 業務詳細(科目)コード
563	賦課年度	626	相当年度	687	充当先 期別
564	相当年度	627	通知書番号	688	充当先 収納履歴連番
565	通知書番号	628	業務詳細(科目)コード	689	充当先 事業年度番号
566	業務詳細(科目)コード	629	特別徴収義務者指定番号	690	充当先 申告履歴番号
567	特別徴収義務者指定番号	630	期別	691	充当先 児童 宛名番号
568	過誤納番号	631	過誤納番号	692	充当先 申告区分
569	申告履歴番号	632	申告履歴番号	693	充当先 事業年度開始日
570	事業年度番号	633	事業年度番号	694	充当先 事業年度終了日
571	児童 宛名番号	634	児童 宛名番号	695	充当先 市税事務所コード
572	最新フラグ	635	収納履歴連番	696	本税(料)から本税(料)充当額
573	指定都市 行政区等コード	636	最新フラグ	697	本税(料)から延滞金充当額
574	宛名番号	637	指定都市 行政区等コード	698	本税(料)から督促手数料充当額
575	被保険者番号	638	宛名番号	700	延滞金から本税(料)充当額
576	国保記号番号	639	被保険者番号	701	延滞金から延滞金充当額
577	申告区分	640	国保記号番号	702	延滞金から督促手数料充当額
578	事業年度開始日	641	申告区分	703	督促手数料から本税(料)充当額
579	事業年度終了日	642	事業年度開始日	704	督促手数料から延滞金充当額
580	市税事務所コード	643	事業年度終了日	705	督促手数料から督促手数料充当額
581	過誤納発生日	644	市税事務所コード	706	還付加算金から本税(料)充当額
582	過誤納発生事由	645	還付額 本税(料)	707	還付加算金から延滞金充当額
583	還付区分	646	還付額 延滞金	708	還付加算金から督促手数料充当額
584	支払区分	647	還付額 督促手数料	711	充当適状日
586	保留区分	648	還付加算金	712	充当申出日
588	過誤納額 本税(料)	649	還付日(予定日)	716	組替区分
589	過誤納額 延滞金	650	還付入力年月日	717	削除フラグ
590	過誤納額 督促手数料	651	還付済額 本税(料)	718	操作者ID
591	還付加算金	652	還付済額 督促手数料	719	操作年月日
592	充当済額 本税(料)	653	還付済額 延滞金	720	操作時刻
593	充当済額 督促手数料	654	還付済額 加算金	721	市区町村コード
594	充当済額 延滞金	656	削除フラグ	722	賦課年度
595	充当済額 加算金	657	操作者ID	723	相当年度
597	還付済額 本税(料)	658	操作年月日	724	通知書番号
598	還付済額 督促手数料	659	操作時刻	725	業務詳細(科目)コード
599	還付済額 延滞金	660	市区町村コード	726	特別徴収義務者指定番号
600	還付済額 加算金	661	過誤納発生年度	727	期別
601	還付充当決議年月日	662	賦課年度	728	申告履歴番号
602	還付充当通知年月日	663	相当年度	729	事業年度番号
603	還付請求日	664	通知書番号	730	児童 宛名番号
604	還付支出日(予定日)	665	業務詳細(科目)コード	731	宛名番号
605	還付時効起算日	666	特別徴収義務者指定番号	732	最新フラグ
606	還付時効完成日	667	期別	733	指定都市 行政区等コード
607	還付欠損日	668	過誤納番号	734	被保険者番号
608	公的年金の種類	669	申告履歴番号	735	国保記号番号
609	金融機関コード	670	事業年度番号	736	申告区分
610	店舗番号	671	児童 宛名番号	737	事業年度開始日
611	ゆうちょ銀行記号	672	充当履歴番号	738	事業年度終了日
612	ゆうちょ銀行番号	673	最新フラグ	739	市税事務所コード
613	金融機関種別	674	指定都市 行政区等コード	740	督促状発行日
614	口座種別	675	収納履歴連番	741	督促状返戻日
615	口座番号	676	宛名番号	742	督促区分
616	口座名義人氏名 カナ	677	申告区分	744	引き抜き(削除)区分
617	口座名義人氏名 漢字	678	事業年度開始日	745	引き抜き(削除)事由
618	公金口座区分	679	事業年度終了日	746	削除フラグ
619	削除フラグ	680	市税事務所コード	747	操作者ID
620	操作者ID	681	充当日(予定日)	748	操作年月日
621	操作年月日	682	充当入力年月日	749	操作時刻
622	操作時刻	683	充当先 賦課年度	750	市区町村コード
623	市区町村コード	684	充当先 相当年度	751	督促停止管理番号

752	宛名番号	813	操作時刻	873	発行回数
753	最新フラグ	814	市区町村コード	874	発行連番
755	督促停止年月日	815	宛名番号	875	最新フラグ
756	督促停止事由	816	業務詳細(科目)コード	876	指定都市 行政区等コード
757	督促停止解除年月日	817	口座履歴番号	877	宛名番号
758	督促停止解除事由	818	最新フラグ	878	被保険者番号
759	削除フラグ	819	指定都市 行政区等コード	879	国保記号番号
760	操作者ID	820	金融機関コード	880	収納額
761	操作年月日	821	店舗番号	881	延滞金
762	操作時刻	822	ゆうちょ銀行記号	882	督促手数料
763	市区町村コード	823	ゆうちょ銀行番号	884	指定期限
764	督促停止管理番号	824	金融機関種別	885	種別コード
765	賦課年度	825	口座種別	886	車両番号(標識番号) 標板文字
766	相当年度	826	口座番号	887	車両番号(標識番号) 分類番号
767	通知書番号	827	口座名義人氏名 カナ	888	車両番号(標識番号) かな文字
768	業務詳細(科目)コード	828	口座名義人氏名 漢字	889	車両番号(標識番号) 一連指定番号
769	特別徴収義務者指定番号	829	還付口座登録年月日	890	コンビニバーコード使用期限
770	期別	830	削除フラグ	891	マルチペイメント支払期限
771	申告履歴番号	831	操作者ID	892	二次元コード支払期限
772	事業年度番号	832	操作年月日	895	分納誓約日
773	児童 宛名番号	833	操作時刻	896	収納機関番号
774	宛名番号	834	市区町村コード	897	滞納消込特定キー情報1
775	最新フラグ	835	賦課年度	898	滞納消込特定キー情報2
776	指定都市 行政区等コード	836	相当年度	899	納付種別
777	被保険者番号	837	通知書番号	900	納付番号
778	国保記号番号	838	業務詳細(科目)コード	901	MPN確認番号
779	申告区分	839	特別徴収義務者指定番号	902	MPN納付区分
780	事業年度開始日	840	期別	903	バーコード情報
781	事業年度終了日	841	申告履歴番号	904	OCRID
782	市税事務所コード	842	事業年度番号	905	上段OCR
783	督促停止年月日	843	児童 宛名番号	906	下段OCR
784	督促停止事由	844	宛名番号	907	eLTAX納税者ID
785	督促停止解除年月日	845	不納欠損日	908	eL番号
786	督促停止解除事由	846	最新フラグ	909	納付済通知書を一意に特定する番号
787	削除フラグ	847	指定都市 行政区等コード	910	時効延長有無区分
788	操作者ID	848	被保険者番号	911	削除フラグ
789	操作年月日	849	国保記号番号	912	操作者ID
790	操作時刻	850	申告区分	913	操作年月日
791	市区町村コード	851	事業年度開始日	914	操作時刻
792	共有者 納税義務者 宛名番号	852	事業年度終了日	915	軽自管理番号
793	共有資産番号	853	市税事務所コード	916	送付先区分
794	共有者 履歴番号	854	不納欠損事由	917	送付先を設定する理由
795	構成員連番	855	不納欠損金額 本税(料)	918	法定納期限等
796	構成員 納税義務者 宛名番号	856	不納欠損金額 延滞金	919	仮消込収納額 本税(料)
797	最新フラグ	857	不納欠損金額 督促手数料	920	仮消込収納額 延滞金
798	指定都市 行政区等コード	858	削除フラグ	921	仮消込収納額 督促手数料
799	共有区分	859	操作者ID	922	森林環境税額
800	代表者のフラグ	860	操作年月日	923	法定納期限等
801	告知用納税通知書等発行対象フラグ	861	操作時刻	924	公的年金の種類
802	構成員督促送付可否フラグ	862	市区町村コード	925	森林環境税額
803	異動年月日	863	賦課年度	926	児童 宛名番号
804	異動事由	864	相当年度	927	還付充当理由
805	共有者の人数	865	通知書番号	928	還付充当メモ
806	登記持分 分子	866	業務詳細(科目)コード	929	納付すべき額 本税(料)
807	登記持分 分母	867	特別徴収義務者指定番号	930	納付すべき額 延滞金
808	現況持分 分子	868	期別	931	納付すべき額 督促手数料
809	現況持分 分母	869	申告履歴番号	932	納付済額 本税(料)
810	削除フラグ	870	事業年度番号	933	納付済額 延滞金
811	操作者ID	871	児童 宛名番号	934	納付済額 督促手数料
812	操作年月日	872	発行システム区分	935	充当後の未納額 本税(料)

936	充当後の未納額 延滞金	955	宛名番号	974	子ども・子育て事業所名称
937	充当後の未納額 督促手数料	956	税目区分	975	合併前 市区町村コード
938	履歴番号	957	連番	976	子ども・子育て事業所名称
939	課税年度	958	最新フラグ	977	合併前 市区町村コード
940	市区町村コード	959	指定都市 行政区等コード	978	合併前 市区町村コード
941	賦課年度	960	eLTAX納税者ID	979	合併前 市区町村コード
942	業務詳細(科目)コード	961	削除フラグ	980	還付履歴番号
943	期別	962	操作者ID	981	合併前 市区町村コード
944	最新フラグ	963	操作年月日	982	充当先 合併前 市区町村コード
945	納期限	964	操作時刻	983	合併前 市区町村コード
946	期別名称	965	還付充当再通知年月日	984	合併前 市区町村コード
947	年月	966	子ども・子育て事業所番号	985	合併前 市区町村コード
948	振替日	967	子ども・子育て事業所番号	986	合併前 市区町村コード
949	再振替日	968	子ども・子育て事業所番号	987	合併前 市区町村コード
950	削除フラグ	969	収納履歴連番	988	市税事務所コード
951	操作者ID	970	口座振替停止終了年月日	989	管内管外の区分
952	操作年月日	971	合併前 市区町村コード	990	法人住民税内訳 均等割額
953	操作時刻	972	子ども・子育て事業所名称	991	法人住民税内訳 法人税割額
954	市区町村コード	973	合併前 市区町村コード	992	調定額 国民健康保険内訳 子ども・子育て支援一般分
				993	調定額 国民健康保険内訳 子ども・子育て支援一般分

〈滞納〉

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1	市区町村コード	61	在留期間等コード_月	123	業務コード
2	宛名番号	62	在留期間等コード_日	124	業務詳細(科目)コード
3	履歴番号	63	在留期間等満了年月日	125	代理人_有効期間(開始年月日)
4	最新フラグ	64	処理年月日	126	最新フラグ
5	管内管外の区分	65	登録部署(情報を登録した課・係など)	127	代理人_有効期間(終了年月日)
6	世帯番号	66	統合宛名フラグ	128	指定都市_行政区等コード
7	行政区(地区管理)	67	名寄せ元フラグ	129	肩書
8	住民区分	68	名寄せ先宛名番号	130	メモ
9	住民種別	69	他業務参照不可フラグ	131	連絡先区分
10	住民状態	70	独自施策システム等ID	132	電話番号
11	個人番号	71	業務ID	133	削除フラグ
12	異動年月日	72	削除フラグ	134	操作者ID
13	異動届出年月日	73	操作者ID	135	操作年月日
14	異動事由	74	操作年月日	136	操作時刻
15	氏名	75	操作時刻	137	市区町村コード
16	氏_日本人	76	市区町村コード	138	同一人_宛名番号
17	名_日本人	77	宛名番号	139	最新フラグ
18	氏名_外国人ローマ字	78	業務コード	140	指定都市_行政区等コード
19	氏名_外国人漢字	79	業務詳細(科目)コード	141	代表_宛名番号
20	氏名_振り仮名(フリガナ)	80	連番	142	操作者ID
21	氏_日本人_振り仮名	81	最新フラグ	143	操作年月日
22	名_日本人_振り仮名	82	指定都市_行政区等コード	144	操作時刻
23	旧氏	83	連絡先区分	145	市区町村コード
24	旧氏_振り仮名	84	電話番号	146	宛名番号
25	通称	85	削除フラグ	147	業務コード
26	通称_フリガナ	86	操作者ID	148	業務詳細(科目)コード
27	通称_フリガナ確認状況	87	操作年月日	149	宛名メモ番号
28	性別	88	操作時刻	150	宛名メモ履歴番号
29	性別表記	89	市区町村コード	151	最新フラグ
30	生年月日_元号	90	宛名番号	152	指定都市_行政区等コード
31	生年月日	91	業務コード	153	入力・閲覧範囲
32	生年月日_不詳フラグ	92	業務詳細(科目)コード	154	有効期限(開始年月日)
33	生年月日_不詳表記	93	送付先履歴番号	155	有効期限(終了年月日)
34	死亡年月日	94	最新フラグ	156	宛名メモ内容
35	続柄コード1	95	指定都市_行政区等コード	157	削除フラグ
36	続柄コード2	96	被保険者番号	158	操作者ID
37	続柄コード3	97	児童_宛名番号	159	操作年月日
38	続柄コード4	100	氏名(名称)	160	操作時刻
39	続柄表記	101	氏名(名称)_フリガナ	161	市区町村コード
40	世帯主氏名	102	住所(所在地)_郵便番号	162	宛名番号
41	指定都市_行政区等コード	103	住所(所在地)	163	業務コード
42	住所	104	住所(所在地)_市区町村コード	164	業務詳細(科目)コード
43	住所_市区町村コード	105	住所(所在地)_町字コード	165	返戻物の種別
44	住所_町字コード	106	住所(所在地)_都道府県	166	履歴番号
45	住所_都道府県	107	住所(所在地)_市区町村名	167	最新フラグ
46	住所_市区郡町村名	108	住所(所在地)_町字	168	指定都市_行政区等コード
47	住所_町字	109	住所(所在地)_番地号表記	169	被保険者番号
48	住所_番地号表記	110	住所(所在地)_方書	170	児童_宛名番号
49	住所_方書コード	111	連絡先区分	171	返戻調査番号
50	住所_方書	112	電話番号	172	調査・返戻処理段階の区分
51	住所_方書_フリガナ	113	メモ	173	文書番号
52	住所_郵便番号	114	登録日	174	賦課年度
53	在留カード等番号	115	利用廃止日	175	相当年度
54	在留カード等番号区分	116	削除フラグ	176	期別
55	住所_国名コード	117	操作者ID	177	通知書番号
56	住所_国名等	118	操作年月日	178	帳票名
57	住所_国外住所	119	操作時刻	179	返戻登録日
58	在留資格等コード	120	市区町村コード	180	返戻日
59	在留資格等名称	121	宛名番号	181	返戻事由
60	在留期間等コード_年	122	代理人_宛名番号	182	再発送日

183	公示日	243	指定都市_行政区等コード	305	更正決定通知年月日
184	公示送達日	244	店舗電話番号	306	申告期限の延長月数
185	納期限(変更前)	245	店舗名	307	申告期限
186	納期限(変更後)	246	店舗名_カナ	308	延長申告期限
187	担当者ID	247	削除フラグ	309	更正請求日
188	削除フラグ	248	操作者ID	310	国税の申告基礎区分
189	操作者ID	249	操作年月日	311	国税申告(更正)年月日
190	操作年月日	250	操作時刻	312	延滞金強制入力区分
191	操作時刻	251	市区町村コード	313	課税単位(市町村/行政区)区分
192	市区町村コード	252	宛名番号	314	収入年月日
193	返戻調査番号	253	最新フラグ	315	領収年月日
194	返戻調査履歴番号	254	勤務先_宛名番号	316	督促停止区分
195	最新フラグ	255	生活保護受給フラグ	317	催告発行停止区分
196	指定都市_行政区等コード	256	居所不明者フラグ	318	収納額_本税(料)
197	調査記録_調査年月日	257	最終接触日	319	収納額_延滞金
198	調査記録_調査時刻	258	削除フラグ	320	収納額_督促手数料
199	調査記録_担当者ID	259	操作者ID	321	収納額_法人住民税内訳_均等割額
200	調査記録_調査方法	260	操作年月日	322	収納額_法人住民税内訳_法人税割額
201	調査記録_調査内容/結果	261	操作時刻	323	種別コード
202	送付時点郵便番号	262	市区町村コード	324	車両番号(標識番号)_標板文字
203	送付時点氏名	263	賦課年度	325	車両番号(標識番号)_分類番号
204	送付時点氏	264	相当年度	326	車両番号(標識番号)_かな文字
205	送付時点名	265	通知書番号	327	車両番号(標識番号)_一連指定番号
206	送付時点住所_都道府県	266	業務詳細(科目)コード	329	督促発送区分
207	送付時点住所_市区郡町村名	267	特別徴収義務者指定番号	330	履行状況
208	送付時点住所_町字	268	期別	331	不履行回数
209	送付時点住所_番地号表記	269	申告履歴番号	332	不履行判定日
210	送付時点住所_方書	270	事業年度番号	333	変更納期限
211	削除フラグ	271	児童_宛名番号	334	処分の有無
212	操作者ID	272	最新フラグ	335	滞納処分の停止の有無
213	操作年月日	273	指定都市_行政区等コード	336	欠損の有無
214	操作時刻	274	宛名番号	337	削除フラグ
215	市区町村コード	275	被保険者番号	338	操作者ID
216	宛名番号	276	配偶者_宛名番号	339	操作年月日
217	業務コード	277	国保記号番号	340	操作時刻
218	業務詳細(科目)コード	278	申告区分	341	市区町村コード
219	抑止開始日	279	事業年度開始日	342	宛名番号
220	最新フラグ	280	事業年度終了日	343	滞納者メモ管理番号
221	抑止終了日	281	共有資産番号	344	滞納者メモ履歴番号
222	処理注意区分	282	市税事務所コード	345	最新フラグ
223	メモ	283	調定額_本税(料)	346	指定都市_行政区等コード
224	削除フラグ	284	調定額_延滞金	347	滞納者メモ内容
225	操作者ID	285	調定額_督促手数料	348	滞納者メモタイトル
226	操作年月日	286	調定額_法人住民税内訳_均等割額	349	削除フラグ
227	操作時刻	287	調定額_法人住民税内訳_法人税割額	350	操作者ID
228	市区町村コード	288	調定額_国民健康保険内訳_医療一般分	351	操作年月日
229	金融機関コード	289	調定額_国民健康保険内訳_医療退職分	352	操作時刻
230	最新フラグ	290	調定額_国民健康保険内訳_介護一般分	353	市区町村コード
231	指定都市_行政区等コード	291	調定額_国民健康保険内訳_介護退職分	354	宛名番号
232	指定金融区分コード	292	調定額_国民健康保険内訳_後期高齢者支援一般分	355	フラグコード
233	金融機関名	293	調定額_国民健康保険内訳_後期高齢者支援退職分	356	フラグ内容コード
234	金融機関名_カナ	294	法定納期限	358	最新フラグ
235	削除フラグ	295	納期限	361	削除フラグ
236	操作者ID	296	法定納期限等	362	操作者ID
237	操作年月日	297	指定納期限	363	操作年月日
238	操作時刻	300	納期の特例	364	操作時刻
239	市区町村コード	301	賦課更正日	365	市区町村コード
240	金融機関コード	302	申告年月日	366	フラグコード
241	店舗番号	303	修正申告年月日	367	フラグ内容コード
242	最新フラグ	304	確定申告提出年月日	369	最新フラグ

370	フラグ名称	441	事業年度番号	501	最新フラグ
372	フラグ設定担当者コード	442	児童 宛名番号	502	指定都市 行政区等コード
373	削除フラグ	443	発送年月日	503	被保険者番号
374	操作者ID	444	最新フラグ	504	交渉年月日
375	操作年月日	445	指定都市 行政区等コード	505	交渉場所
376	操作時刻	446	宛名番号	506	交渉時刻
377	市区町村コード	447	被保険者番号	507	交渉内容
378	関連者 宛名番号	448	申告区分	508	見出し
379	宛名番号	449	事業年度開始日	509	本人接触区分
380	最新フラグ	450	事業年度終了日	510	折衝相手
381	指定都市 行政区等コード	451	催告書送付回数	511	担当者コード
382	関連者区分	452	催告期限	512	交渉方法
383	削除フラグ	453	催告 指定期限	513	記録コード
384	操作者ID	454	催告区分	514	納付予定年月日
385	操作年月日	455	納付書種類	515	納付予定金額
386	操作時刻	456	削除フラグ	516	差押予定年月日
387	市区町村コード	457	操作者ID	517	強調表示区分
388	宛名番号	458	操作年月日	518	削除フラグ
389	最新フラグ	459	操作時刻	519	操作者ID
390	指定都市 行政区等コード	460	市区町村コード	520	操作年月日
391	担当者コード 主担当	461	宛名番号	521	操作時刻
392	担当者コード 副担当	462	催告停止管理番号	522	市区町村コード
393	削除フラグ	463	最新フラグ	523	分割納付管理番号
394	操作者ID	464	指定都市 行政区等コード	524	宛名番号
395	操作年月日	465	催告停止開始年月日	525	最新フラグ
396	操作時刻	466	催告停止理由(引抜停止)	526	指定都市 行政区等コード
407	市区町村コード	467	催告停止解除年月日	527	受付年月日
408	担当者・グループ(班等)コード	468	催告停止解除理由	528	誓約有無
409	担当者登録年月日	469	削除フラグ	529	現誓約区分
410	最新フラグ	470	操作者ID	530	誓約年月日
411	指定都市 行政区等コード	471	操作年月日	531	支払方法
412	担当者削除年月日	472	操作時刻	532	分割回数
413	グループ(班等)コード	473	市区町村コード	533	納付金額
414	削除フラグ	474	期別 催告停止管理番号	534	本日納付分
415	操作者ID	475	賦課年度	535	分割納付開始年月日
416	操作年月日	476	課税年度	536	分割納付取消年月日
417	操作時刻	477	通知書番号	537	分割納付取消理由
418	市区町村コード	478	業務詳細(科目)コード	538	延滞金計算年月日
419	納付義務者 宛名番号	479	特別徴収義務者指定番号	539	処分備考
420	納付義務者 履歴番号	480	期別	540	削除フラグ
421	承継納付義務者連番	481	申告履歴番号	541	操作者ID
422	承継納付義務者 宛名番号	482	事業年度番号	542	操作年月日
423	最新フラグ	483	宛名番号	543	操作時刻
424	指定都市 行政区等コード	484	最新フラグ	544	市区町村コード
425	異動年月日	485	指定都市 行政区等コード	545	分割納付管理番号
426	異動事由	486	申告区分	546	賦課年度
427	持分 分子	487	事業年度開始日	547	相当年度
428	持分 分母	488	事業年度終了日	548	通知書番号
429	削除フラグ	489	市税事務所コード	549	業務詳細(科目)コード
430	操作者ID	490	催告停止年月日	550	特別徴収義務者指定番号
431	操作年月日	491	催告停止理由(引抜停止)	551	期別
432	操作時刻	492	催告停止解除年月日	552	申告履歴番号
433	市区町村コード	493	催告停止解除理由	553	事業年度番号
434	賦課年度	494	削除フラグ	554	児童 宛名番号
435	相当年度	495	操作者ID	555	分納誓約履歴番号
436	通知書番号	496	操作年月日	556	分割回数
437	業務詳細(科目)コード	497	操作時刻	557	納付書発行回数
438	特別徴収義務者指定番号	498	市区町村コード	558	最新フラグ
439	期別	499	宛名番号	559	指定都市 行政区等コード
440	申告履歴番号	500	履歴番号	560	宛名番号

561	被保険者番号	621	猶予区分	681	照会・回答先 住所(所在) 都道府県
562	申告区分	622	徴収(換価)猶予区分	682	照会・回答先 住所(所在) 市区町村名
563	事業年度開始日	623	許可区分	683	照会・回答先 住所(所在) 町字
564	事業年度終了日	624	不許可事由	684	照会・回答先 住所(所在) 番地号表記
565	納付予定年月日	625	決定年月日	685	照会・回答先 住所(所在) 方書
566	履行状況	626	開始年月日	686	削除フラグ
567	分割納付金額 本税(料)	627	終了年月日	687	操作者ID
568	分割納付金額 督促手数料	628	決議年月日	688	操作年月日
569	分割納付金額 延滞金	629	猶予事由	689	操作時刻
570	納付番号	630	延滞金の免除区分	690	市区町村コード
571	MPN確認番号	631	延滞金の免除率(手入力)	691	宛名番号
572	MPN納付区分	632	取消起案年月日	692	実態調査管理番号
573	分割納付金額 法人住民税内訳 均等割額	633	取消決議年月日	693	最新フラグ
574	分割納付金額 法人住民税内訳 法人税割額	634	徴収(換価)猶予取消事由	694	指定都市 行政区等コード
575	削除フラグ	635	担保の設定有無	695	照会先番号
576	操作者ID	636	起案年月日	696	照会年月日
577	操作年月日	637	削除フラグ	697	回答年月日
578	操作時刻	638	操作者ID	698	住民基本台帳登録区分
579	市区町村コード	639	操作年月日	699	居住状況
580	分割納付管理番号	640	操作時刻	700	転出(居)先住所 市区町村コード
581	賦課年度	641	市区町村コード	701	転出(居)先住所 町字コード
582	相当年度	642	徴収(換価)猶予管理番号	702	転出(居)先住所 都道府県
583	通知書番号	643	賦課年度	703	転出(居)先住所 市区郡町村名
584	業務詳細(科目)コード	644	相当年度	704	転出(居)先住所 町字
585	特別徴収義務者指定番号	645	通知書番号	705	転出(居)先住所 番地号表記
586	期別	646	業務詳細(科目)コード	706	転出(居)先住所 方書
587	申告履歴番号	647	特別徴収義務者指定番号	707	転出(居)先住所 郵便番号
588	事業年度番号	648	期別	708	転出(居)確定日
589	児童 宛名番号	649	申告履歴番号	709	本籍地
590	分納誓約履歴番号	650	事業年度番号	710	本籍地 市区町村コード
591	分割回数	651	児童 宛名番号	711	本籍地 町字コード
592	最新フラグ	652	最新フラグ	712	筆頭者名
593	指定都市 行政区等コード	653	指定都市 行政区等コード	713	勤務区分
594	宛名番号	654	宛名番号	714	勤務先所在地
595	被保険者番号	655	被保険者番号	715	勤務先所在地 市区町村コード
596	申告区分	656	申告区分	716	勤務先所在地 町字コード
597	事業年度開始日	657	事業年度開始日	717	勤務先所在地 都道府県
598	事業年度終了日	658	事業年度終了日	718	勤務先所在地 市区郡町村名
599	納付予定年月日	659	納期限	719	勤務先所在地 町字
600	分割納付金額 本税(料)	660	猶予金額 本税(料)	720	勤務先所在地 番地号表記
601	分割納付金額 督促手数料	661	猶予金額 延滞金	721	勤務先所在地 方書
602	分割納付金額 延滞金	662	猶予金額 督促手数料	722	勤務先名称
603	分割納付金額 法人住民税内訳 均等割額	663	猶予金額 法人住民税内訳 均等割額	723	勤務先電話番号
604	分割納付金額 法人住民税内訳 法人税割額	664	猶予金額 法人住民税内訳 法人税割額	724	収入・所得有無
605	収納額 本税(料)	665	削除フラグ	725	収入・所得額
606	収納額 督促手数料	666	操作者ID	726	個人住民税課税状況有無
607	収納額 延滞金	667	操作年月日	727	個人住民税滞納有無
608	収納額 法人住民税内訳 均等割額	668	操作時刻	728	個人住民税滞納年度
609	収納額 法人住民税内訳 法人税割額	669	市区町村コード	729	個人住民税滞納合計額
610	削除フラグ	670	照会種類コード	730	固定資産税滞納有無
611	操作者ID	671	照会先番号	731	固定資産税滞納年度
612	操作年月日	672	グループ連番	732	固定資産税滞納合計額
613	操作時刻	673	最新フラグ	733	軽自動車税滞納有無
614	市区町村コード	674	指定都市 行政区等コード	734	軽自動車税滞納年度
615	徴収(換価)猶予管理番号	675	照会・回答先 名称	735	軽自動車税滞納合計額
616	宛名番号	676	照会・回答先 名称 略称	736	国民健康保険滞納有無
617	申請年月日	677	照会・回答先 住所(所在) 郵便番号	737	国民健康保険滞納年度
618	最新フラグ	678	照会・回答先 住所(所在)	738	国民健康保険滞納合計額
619	指定都市 行政区等コード	679	照会・回答先 住所(所在) 市区町村コード	739	介護保険滞納有無
620	担保財産 財産情報管理番号	680	照会・回答先 住所(所在) 町字コード	740	介護保険滞納年度

741	介護保険滞納合計額	871	共有区分	931	賦課年度
742	後期高齢者医療滞納有無	872	削除フラグ	932	相当年度
743	後期高齢者医療滞納年度	873	操作者ID	933	通知書番号
744	後期高齢者医療滞納合計額	874	操作年月日	934	業務詳細(科目)コード
745	子ども・子育て支援滞納有無	875	操作時刻	935	特別徴収義務者指定番号
746	子ども・子育て支援滞納年度	876	市区町村コード	936	期別
747	子ども・子育て支援滞納合計額	877	財産情報管理番号	937	申告履歴番号
748	その他滞納有無	878	最新フラグ	938	事業年度番号
749	その他滞納年度	879	指定都市 行政区等コード	939	児童 宛名番号
750	その他滞納合計額	880	財産区分	940	最新フラグ
751	納付誓約の有無	881	財産詳細	941	指定都市 行政区等コード
752	滞納処分の停止の有無	882	削除フラグ	942	宛名番号
753	滞納処分の停止の理由	883	操作者ID	943	被保険者番号
754	交付要求の有無	884	操作年月日	944	申告区分
755	交付要求の事件番号	885	操作時刻	945	事業年度開始日
756	差押の有無	886	市区町村コード	946	事業年度終了日
757	差押の物件	887	財産情報管理番号	947	納期限
758	生活保護の有無	888	権利者 利害関係者番号	948	処分金額 本税(料)
759	不動産の有無	889	最新フラグ	949	処分金額 延滞金
760	預貯金の有無	890	指定都市 行政区等コード	950	処分金額 督促手数料
761	生命保険の有無	891	債権額	951	処分金額 法人住民税内訳 均等割額
762	連絡先	892	削除フラグ	952	処分金額 法人住民税内訳 法人税割額
763	職業	893	操作者ID	953	削除フラグ
764	扶養家族	894	操作年月日	954	操作者ID
765	備考	895	操作時刻	955	操作年月日
766	照会先担当者所属	896	市区町村コード	956	操作時刻
767	照会先担当者連絡先	897	滞納処分管理番号	957	市区町村コード
768	照会先担当者氏名	898	宛名番号	958	処分コード
769	削除フラグ	899	財産情報管理番号	959	参加差押 滞納処分管理番号
770	操作者ID	900	最新フラグ	960	宛名番号
771	操作年月日	901	指定都市 行政区等コード	961	最新フラグ
772	操作時刻	902	一部解除年月日	962	指定都市 行政区等コード
843	市区町村コード	903	一部解除理由	963	執行機関 利害関係者番号
844	宛名番号	904	削除フラグ	964	参加差押発送年月日
845	実態調査管理番号	905	操作者ID	965	参加差押起案年月日
846	不動産番号	906	操作年月日	966	参加差押決議年月日
847	最新フラグ	907	操作時刻	967	参加差押到達年月日
848	指定都市 行政区等コード	908	市区町村コード	968	執行機関差押年月日
849	所在地	909	処分コード	969	参加差押解除起案年月日
850	家屋番号	910	差押 滞納処分管理番号	970	参加差押解除決議年月日
851	地目	911	宛名番号	971	参加差押解除(終了)年月日
852	地積	912	最新フラグ	972	参加差押財産区分
853	床面積	913	指定都市 行政区等コード	973	参加差押解除(終了)理由
854	評価額	914	執行機関 利害関係者番号	974	処分備考
855	管轄法務局名称	915	差押発送年月日	975	削除フラグ
856	管轄法務局所在地	916	差押起案年月日	976	操作者ID
857	削除フラグ	917	差押決議年月日	977	操作年月日
858	操作者ID	918	差押到達年月日	978	操作時刻
859	操作年月日	919	差押解除起案年月日	979	市区町村コード
860	操作時刻	920	差押解除決議年月日	980	参加差押 滞納処分管理番号
861	市区町村コード	921	解除(終了)年月日	981	賦課年度
862	宛名番号	922	差押財産区分	982	相当年度
863	財産情報管理番号	923	差押解除(終了)理由	983	通知書番号
864	最新フラグ	924	処分備考	984	業務詳細(科目)コード
865	指定都市 行政区等コード	925	削除フラグ	985	特別徴収義務者指定番号
866	照会種類コード	926	操作者ID	986	期別
867	照会先番号	927	操作年月日	987	申告履歴番号
868	回答年月日	928	操作時刻	988	事業年度番号
869	財産区分	929	市区町村コード	989	児童 宛名番号
870	財産情報	930	差押 滞納処分管理番号	990	最新フラグ

991	指定都市 行政区等コード	1052	事業年度開始日	1112	指定都市 行政区等コード
992	宛名番号	1053	事業年度終了日	1113	充当入力年月日
993	被保険者番号	1054	納期限	1114	充当決議年月日
994	申告区分	1055	処分金額 本税(料)	1115	通知年月日
995	事業年度開始日	1056	処分金額 延滞金	1116	処分備考
996	事業年度終了日	1057	処分金額 督促手数料	1117	削除フラグ
997	納期限	1058	処分金額 法人住民税内訳 均等割額	1118	操作者ID
998	処分金額 本税(料)	1059	処分金額 法人住民税内訳 法人税割額	1119	操作年月日
999	処分金額 延滞金	1060	削除フラグ	1120	操作時刻
1000	処分金額 督促手数料	1061	操作者ID	1121	市区町村コード
1001	処分金額 法人住民税内訳 均等割額	1062	操作年月日	1122	処分コード
1002	処分金額 法人住民税内訳 法人税割額	1063	操作時刻	1123	充当管理番号
1003	削除フラグ	1064	市区町村コード	1124	賦課年度
1004	操作者ID	1065	処分コード	1125	相当年度
1005	操作年月日	1066	配当情報管理番号	1126	通知書番号
1006	操作時刻	1067	宛名番号	1127	業務詳細(科目)コード
1007	市区町村コード	1068	最新フラグ	1128	特別徴収義務者指定番号
1008	処分コード	1069	指定都市 行政区等コード	1129	期別
1009	交付要求(交付破産) 滞納処分管理番号	1070	債権現在額	1130	申告履歴番号
1010	宛名番号	1071	他機関の債権額	1131	事業年度番号
1011	最新フラグ	1072	残余金	1132	児童 宛名番号
1012	指定都市 行政区等コード	1073	配当時の延滞金額	1133	最新フラグ
1013	破産管財人 利害関係者番号	1074	延滞金計算年月日	1134	指定都市 行政区等コード
1014	執行機関 利害関係者番号	1075	受入額	1135	宛名番号
1015	交付要求執行機関 利害関係者番号	1076	滞納処分費	1136	被保険者番号
1016	交付要求発送年月日	1077	残余金交付	1137	申告区分
1018	破産手続開始決定日	1078	交付期日	1138	事業年度開始日
1019	先行差押年月日	1079	交付時刻	1139	事業年度終了日
1020	破産手続解除年月日	1080	交付場所	1140	延滞金計算年月日
1021	交付要求起案年月日	1081	備考	1141	充当額 本税(料)
1022	交付要求種類	1082	削除フラグ	1142	充当額 延滞金
1023	事件番号	1083	操作者ID	1143	充当額 督促手数料
1024	交付要求年月日	1084	操作年月日	1144	充当額 法人住民税内訳 均等割額
1025	交付要求決議年月日	1085	操作時刻	1145	充当額 法人住民税内訳 法人税割額
1026	交付要求解除起案年月日	1086	市区町村コード	1146	削除フラグ
1027	交付要求解除決議年月日	1087	配当情報管理番号	1147	操作者ID
1028	交付要求解除(終了)年月日	1088	財産情報管理番号	1148	操作年月日
1029	交付要求完了年月日	1089	最新フラグ	1149	操作時刻
1030	交付要求解除(終了)理由	1090	指定都市 行政区等コード	1150	市区町村コード
1031	処分備考	1091	削除フラグ	1151	処分コード
1032	削除フラグ	1092	操作者ID	1152	繰上徴収管理番号
1033	操作者ID	1093	操作年月日	1153	宛名番号
1034	操作年月日	1094	操作時刻	1154	最新フラグ
1035	操作時刻	1095	市区町村コード	1155	指定都市 行政区等コード
1036	市区町村コード	1096	処分コード	1156	繰上徴収起案年月日
1037	交付要求(交付破産)管理番号	1097	財産情報管理番号	1157	繰上徴収決議年月日
1038	賦課年度	1098	利害関係者番号	1158	繰上徴収取消起案年月日
1039	相当年度	1099	最新フラグ	1159	繰上徴収取消年月日
1040	通知書番号	1100	指定都市 行政区等コード	1160	繰上徴収取消理由
1041	業務詳細(科目)コード	1101	配当順位	1161	繰上徴収後 納期限
1042	特別徴収義務者指定番号	1102	債権額	1162	繰上徴収後 納期限 時刻
1043	期別	1103	配当額	1163	繰上徴収理由
1044	申告履歴番号	1104	削除フラグ	1164	処分備考
1045	事業年度番号	1105	操作者ID	1165	削除フラグ
1046	児童 宛名番号	1106	操作年月日	1166	操作者ID
1047	最新フラグ	1107	操作時刻	1167	操作年月日
1048	指定都市 行政区等コード	1108	市区町村コード	1168	操作時刻
1049	宛名番号	1109	充当管理番号	1169	市区町村コード
1050	被保険者番号	1110	宛名番号	1170	繰上徴収管理番号
1051	申告区分	1111	最新フラグ	1171	賦課年度

1172	相当年度	1232	削除フラグ	1297	滞納処分の停止取消年月日
1173	通知書番号	1233	操作者ID	1298	滞納処分の停止取消理由
1174	業務詳細(科目)コード	1234	操作年月日	1299	処分備考
1175	特別徴収義務者指定番号	1235	操作時刻	1300	削除フラグ
1176	期別	1236	市区町村コード	1301	操作者ID
1177	申告履歴番号	1237	利害関係者番号	1302	操作年月日
1178	事業年度番号	1238	最新フラグ	1303	操作時刻
1179	児童 宛名番号	1239	指定都市 行政区等コード	1304	市区町村コード
1180	最新フラグ	1240	住所(所在) 郵便番号	1305	滞納処分の停止管理番号
1181	指定都市 行政区等コード	1241	住所(所在)	1306	賦課年度
1182	宛名番号	1242	住所(所在) 市区町村コード	1307	相当年度
1183	被保険者番号	1243	住所(所在) 町字コード	1308	通知書番号
1184	申告区分	1244	住所(所在) 都道府県	1309	業務詳細(科目)コード
1185	事業年度開始日	1245	住所(所在) 市区郡町村名	1310	特別徴収義務者指定番号
1186	事業年度終了日	1246	住所(所在) 町字	1311	期別
1187	納期限	1247	住所(所在) 番地号表記	1312	申告履歴番号
1188	処分金額 本税(料)	1248	住所(所在) 方書	1313	事業年度番号
1189	処分金額 延滞金	1249	氏名(名称)	1314	児童 宛名番号
1190	処分金額 督促手数料	1250	氏名(名称) フリガナ	1315	最新フラグ
1191	処分金額 法人住民税内訳 均等割額	1251	関係者区分	1316	指定都市 行政区等コード
1192	処分金額 法人住民税内訳 法人税割額	1252	担当部署	1317	宛名番号
1193	削除フラグ	1253	電話番号	1318	被保険者番号
1194	操作者ID	1254	削除フラグ	1319	申告区分
1195	操作年月日	1255	操作者ID	1320	事業年度開始日
1196	操作時刻	1256	操作年月日	1321	事業年度終了日
1197	市区町村コード	1257	操作時刻	1322	納期限
1198	処分コード	1258	市区町村コード	1323	滞納処分の停止金額 本税(料)
1199	宛名番号	1259	公売財産管理番号	1324	滞納処分の停止金額 延滞金
1200	検索 滞納処分管理番号	1260	財産情報管理番号	1325	滞納処分の停止金額 督促手数料
1201	最新フラグ	1261	最新フラグ	1326	滞納処分の停止金額 法人住民税内訳 均等割額
1202	指定都市 行政区等コード	1262	指定都市 行政区等コード	1327	滞納処分の停止金額 法人住民税内訳 法人税割額
1203	検索実施年月日	1263	公売期間開始年月日	1328	削除フラグ
1204	検索情報	1264	公売期間終了年月日	1329	操作者ID
1205	削除フラグ	1265	開札年月日	1330	操作年月日
1206	操作者ID	1268	公売保証金納付期間開始年月日	1331	操作時刻
1207	操作年月日	1269	公売保証金納付期間終了年月日	1332	市区町村コード
1208	操作時刻	1270	対象財産	1333	滞納処分の停止管理番号
1209	市区町村コード	1271	公売価額	1334	調査履歴番号
1210	検索 滞納処分管理番号	1272	公売方法	1335	最新フラグ
1211	賦課年度	1274	買受人 氏名(名称)	1336	指定都市 行政区等コード
1212	相当年度	1277	入札者有無	1337	入力年月日
1213	通知書番号	1278	入札取消年月日	1338	調査情報
1214	業務詳細(科目)コード	1279	公売財産区分	1339	削除フラグ
1215	特別徴収義務者指定番号	1280	公売財産詳細	1340	操作者ID
1216	期別	1281	削除フラグ	1341	操作年月日
1217	申告履歴番号	1282	操作者ID	1342	操作時刻
1218	事業年度番号	1283	操作年月日	1343	市区町村コード
1219	児童 宛名番号	1284	操作時刻	1344	賦課年度
1220	最新フラグ	1285	市区町村コード	1345	相当年度
1221	指定都市 行政区等コード	1286	滞納処分の停止管理番号	1346	通知書番号
1222	宛名番号	1287	宛名番号	1347	業務詳細(科目)コード
1223	被保険者番号	1288	最新フラグ	1348	特別徴収義務者指定番号
1224	申告区分	1289	指定都市 行政区等コード	1349	期別
1225	事業年度開始日	1290	起案年月日	1350	申告履歴番号
1226	事業年度終了日	1291	決裁年月日	1351	事業年度番号
1227	調定額 本税(料)	1292	滞納処分の停止年月日	1352	児童 宛名番号
1228	調定額 督促手数料	1293	滞納処分の停止種類	1353	最新フラグ
1229	調定額 確定延滞金	1294	滞納処分の停止理由	1354	指定都市 行政区等コード
1230	調定額 法人住民税内訳 均等割額	1295	取消起案年月日	1355	宛名番号
1231	調定額 法人住民税内訳 法人税割額	1296	取消決議年月日	1356	被保険者番号

1357	申告区分	1421	操作年月日	1487	決議年月日
1358	事業年度開始日	1422	操作時刻	1488	開始年月日
1359	事業年度終了日	1423	市区町村コード	1489	終了年月日
1360	5年時効完成年月日	1424	賦課年度	1490	削除フラグ
1361	滞納処分の停止納税義務消滅日	1425	相当年度	1491	操作者ID
1362	催告延長期限年月日	1426	通知書番号	1492	操作年月日
1363	削除フラグ	1427	業務詳細(科目)コード	1493	操作時刻
1364	操作者ID	1428	申告履歴番号	1494	市区町村コード
1365	操作年月日	1429	事業年度番号	1495	延滞金減免管理番号
1366	操作時刻	1430	特別徴収義務者指定番号	1496	賦課年度
1367	市区町村コード	1431	期別	1497	相当年度
1368	賦課年度	1432	児童 宛名番号	1498	通知書番号
1369	相当年度	1433	発行システム区分	1499	業務詳細(科目)コード
1370	通知書番号	1434	発行回数	1500	特別徴収義務者指定番号
1371	業務詳細(科目)コード	1435	発行連番	1501	期別
1372	特別徴収義務者指定番号	1436	最新フラグ	1502	申告履歴番号
1373	期別	1437	指定都市 行政区等コード	1503	事業年度番号
1374	申告履歴番号	1438	宛名番号	1504	児童 宛名番号
1375	事業年度番号	1439	被保険者番号	1505	最新フラグ
1376	児童 宛名番号	1440	収納額	1506	指定都市 行政区等コード
1377	時効管理履歴番号	1441	延滞金	1507	宛名番号
1378	最新フラグ	1442	督促手数料	1508	被保険者番号
1379	指定都市 行政区等コード	1444	指定期限	1509	申告区分
1382	時効更新・完成猶予区分	1445	種別コード	1510	事業年度開始日
1383	時効の更新・完成猶予理由	1446	車両番号(標識番号) 標板文字	1511	事業年度終了日
1386	削除フラグ	1447	車両番号(標識番号) 分類番号	1512	免除金額
1387	操作者ID	1448	車両番号(標識番号) かな文字	1513	免除区分
1388	操作年月日	1449	車両番号(標識番号) 一連指定番号	1514	免除率(手入力)
1389	操作時刻	1451	コンビニバーコード使用期限	1515	削除フラグ
1390	市区町村コード	1452	マルチペイメント支払期限	1516	操作者ID
1391	賦課年度	1453	二次元コード支払期限	1517	操作年月日
1392	相当年度	1456	分納誓約日	1518	操作時刻
1393	通知書番号	1457	収納機関番号	1530	軽自管理番号
1394	業務詳細(科目)コード	1459	滞納消込特定キー情報1	1531	送付先区分
1395	特別徴収義務者指定番号	1460	滞納消込特定キー情報2	1532	送付先を設定する理由
1396	期別	1461	納付種別	1533	仮消込収納額 本税(料)
1397	申告履歴番号	1462	納付番号	1534	仮消込収納額 延滞金
1398	事業年度番号	1463	MPN確認番号	1535	仮消込収納額 督促手数料
1399	児童 宛名番号	1464	MPN納付区分	1536	交付要求到達年月日
1400	宛名番号	1465	バーコード情報	1537	債権種別区分
1401	欠損年月日	1466	OCRID	1538	充当日(予定日)
1402	最新フラグ	1467	上段OCR	1539	充当理由
1403	指定都市 行政区等コード	1468	下段OCR	1540	滞納処分費への充当有無
1404	被保険者番号	1469	eLTAX納税者ID	1541	充当額 滞納処分費
1405	申告区分	1470	eL番号	1542	売却区分番号
1406	事業年度開始日	1471	納付済通知書を一意に特定する番号	1543	滞納処分費
1407	事業年度終了日	1472	時効延長有無区分	1544	公売公告日
1408	起案年月日	1473	充当用納付書区分	1545	公売開始時刻
1409	決裁年月日	1474	削除フラグ	1546	公売終了時刻
1410	不納欠損事由	1475	操作者ID	1547	公売入場時間 自
1411	調査担当者コード	1476	操作年月日	1548	公売入場時間 至
1412	不納欠損メモ	1477	操作時刻	1549	公売参加申込開始日
1413	確認事項	1478	市区町村コード	1550	公売参加申込開始時刻
1414	不納欠損金額 本税(料)	1479	延滞金減免管理番号	1551	公売参加申込終了日
1415	不納欠損金額 延滞金	1480	申請年月日	1552	公売参加申込終了時刻
1416	不納欠損金額 督促手数料	1481	最新フラグ	1553	公売参加申込場所
1417	不納欠損金額 法人住民税内訳 均等割額	1482	指定都市 行政区等コード	1554	入札場所
1418	不納欠損金額 法人住民税内訳 法人税割額	1483	宛名番号	1555	開札時刻
1419	削除フラグ	1485	申請者 宛名番号	1556	開札場所
1420	操作者ID	1486	申請者 氏名	1557	公売保証金納付時刻 自

1558	公売保証金納付時刻_至	1575	指定都市_行政区等コード	1592	合併前_市区町村コード
1559	公売保証金納付場所	1576	eLTAX納税者ID	1593	合併前_市区町村コード
1560	公売保証金額	1577	削除フラグ	1594	合併前_市区町村コード
1561	最高価申込者_売却決定年月日	1578	操作者ID	1595	合併前_市区町村コード
1562	最高価申込者_売却決定時刻	1579	操作年月日	1596	合併前_市区町村コード
1563	最高価申込者_買受代金納付期限	1580	操作時刻	1597	合併前_市区町村コード
1564	次順買受申込者_売却決定年月日	1581	申請年月日	1598	合併前_市区町村コード
1565	次順買受申込者_売却決定時刻	1582	分割納付の有無	1599	合併前_市区町村コード
1566	次順買受申込者_買受代金納付期限	1583	交付要求財産区分	1600	合併前_市区町村コード
1567	落札金額	1584	時効更新年月日	1601	合併前_市区町村コード
1568	2年時効完成年月日	1585	時効完成猶予開始年月日	1602	管内管外の区分
1569	滞納処分管理番号	1586	時効完成猶予終了年月日	1603	破産開始決定年月日
1570	市区町村コード	1587	合併前_市区町村コード	1604	破産開始決定年月日
1571	宛名番号	1588	合併前_市区町村コード	1605	削除フラグ
1572	税目区分	1589	合併前_市区町村コード	1606	法人住民税内訳_均等割額
1573	連番	1590	合併前_市区町村コード	1607	法人住民税内訳_法人税割額
1574	最新フラグ	1591	合併前_市区町村コード	1608	調定額_国民健康保険内訳_子ども・子育て支援一般分

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険事務情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1 窓口対応では、個人番号カード又は身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 他の行政機関等から特定個人情報を含む情報（被保険者資格情報、所得情報等）を入手する際は、必要な対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。 3 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、配信される情報（データ）は国保連合会において対象者との関連性、妥当性及び整合性のチェックを行うことで対象者以外の情報の入手を防止する 4 オンライン申請では、身分証明書の画像添付により、対象者の本人確認を厳守し、また、対象者の被保険者番号の入力を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。なお、対象者以外からの申請により入手した場合は、本人へ連絡し削除のうえ記録を残す。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1 必要な情報以外記載できない書類様式または申請フォームとする。 2 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、配信される情報は国保連合会においてあらかじめ指定された情報（データ定義されている情報）であり、必要な情報以外は入手できない仕組みとなっている。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<国保業務における措置> 1 手続に当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で、申請書等を提出してもらう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。 2 紙媒体の申請等情報は、本人等が来庁して提出するか、直接札幌市に郵送するため、中間で詐取・奪取が行われるリスクは低い。 3 システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 4 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付する。 <庁内各業務システムとの連携における措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。また、本書において、事務ごとに特定個人情報の利用目的を詳細に定義し、これを公表することで、入手元が事前に使用目的を認識できる措置を講じている。 <国保連合会とのデータ連携における措置> 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、情報のやり取りには専用線を用いるとともに、指定された情報しか入手できないよう制御されている。また、データ連携に使用するデータ連携用PCは、自動で処理される仕組みとなっており、端末は、施錠可能なラックで保管し、制限された利用者しかアクセスできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カード又は身分証明書の提示や署名用電子証明書等により、必ず本人確認を行う。 他市町村等からは、他市町村等が法令で定める本人確認を行って入手した情報が提供される。 国保連合会からデータ連携で入手する情報は、本市において事前に本人確認を行った情報が情報集約システムから送信されるものである。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カード又は身分証明書の提示を受け、既に登録された宛名情報の基本5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。なお、国保連合会からデータ連携で入手する情報に個人番号は記録されていない。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 職員が収集した情報に基づいて、不正確な情報があれば修正している。また、担当者以外の職員による再確認を行うことで、入力誤りを未然に防止する。 3 国保連合会からのデータ連携で入手する情報は、被保険者の異動前の市町村及び異動後の市町村で確認を行う。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<国保業務における措置> 1 紙媒体及び電子媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫や権限を付与された職員のみがアクセス可能なID・パスワード管理により保管する。 2 委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。 3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。国保システム標準化後はガバメントクラウド上の閉域ネットワークでシステム間連携を行うため、外部に漏れることはない。 <業務間連携システムにおける措置> インターネットから隔離された専用回線を用いているため、外部への情報漏えいを防止している。 <国保連合会とのデータ連携における措置> データ連携用PCと情報集約システムの接続及びデータ連携用PCと国保システムの接続は専用線を用いているため外部に漏れることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	1 国民健康保険業務に関する宛名情報は、システム基盤(社会保障宛名)に保存しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。国民健康保険システム標準化後は、ガバメントクラウドに保存し、システム基盤(社会保障宛名)は使用しない。 2 国民健康保険業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される仕組みとなっている。 3 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人特定に必要な範囲に限定される仕組みとなっている。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	システム基盤(市中間サーバー)との連携は、番号制度に伴う、団体間の情報連携に必要な範囲に限定される仕組みになっている。	
その他の措置の内容	<国保連合会とのデータ連携> 情報集約システムからデータ連携用PCを通して受信する情報は、データ定義されており不要な情報を入手することはなく、かつ、国保システムで確認の上、情報を取り込む仕組みとなっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<国保システム及び国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける管理方法> システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード(約30秒ごとに変化する)、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。 <標準化後の国保システム及び統合収納・統合滞納システムにおける管理方法> システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別とパスワード及びMFAデバイス等を利用した多要素認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックで保管し、アクセスできる職員を限定する。 2 国保総合PCは、利用できる職員を限定し、ユーザーIDとパスワードによる認証を実施する。 3 なりすましによる不正を防止する観点から、共用のIDは利用しない。 4 国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることリスクを軽減している。 5 ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 6 パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない

	具体的な管理方法 <国保システム及び国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける管理方法> 1 発効管理 ① 認証サーバーにおいて、職員の所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門（「Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署」の所属長）から情報システム部門に対して申請を行うこととしている。国保システム標準化後は国保統括部門に対して申請を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行うこととしている。国保システム標準化後は国保統括部門に対して申請を行う。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCのアクセス権限は、実施手順に基づき、業務主管部門が管理を行う。 2 国保総合PCのアクセス権限は、国保連合会の指示に基づき、業務主管部門が管理を行う。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行っている。 2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効させる。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	1 システム操作記録として、いつ、どのユーザーが、誰の情報を、参照・更新したか、アクセスログを記録している。 2 情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。
その他の措置の内容	1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。国民健康保険システム標準化後は国保統括部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックに保管されているため、不正に複製されにくい。 2 国保総合PCは、個人番号を利用しない仕組みであるため、不正に複製されにくい。 3 国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	1 外部記憶媒体へのデータのコピーを原則禁じている。例外については実施手順により定められている。 2 システムにより操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することにに対する注意喚起を行っている。 3 会計年度任用職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。国保システム標準化後は国保統括部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。 3 住民が行ったオンライン申請のデータ等は、アクセス権限の設定により特定の職員のみがアクセスできるようなシステムで管理する。 4 外部媒体へのデータのコピーを禁じている。仮にコピーしようとしたとしても、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録した外部記憶媒体以外は書き込みができない。なお、業務上やむを得ずコピーする場合は、事前に所属長の承認を得たうえで行う。 5 外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックに保管されているため、不正に複製されにくい。 2 国保総合PCは、個人番号を利用しない仕組みであるため、不正に複製されにくい。 3 国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバーを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して委託契約を締結している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
	具体的な制限方法	【全事務共通】 ①特定個人情報を取り扱う従業員の名簿を提出させる。 ②電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業員を限定させる。 【国民健康保険業務の場合】 ①閲覧/更新権限を持つものは必要最小限とし、アカウント管理を行い、システム上で操作を制限している。 ②ログを取得し、必要に応じ不正な使用がないことを確認している 【情報集約システムの場合】 アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託業者に遵守させる。 【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 ①取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう制御している。 ②運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 ③アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 ④パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 【ガバメントクラウド移行作業時に関する措置】 ・移行作業に従事する者は、事前に指定された取扱従業員に限定し、付与するIDの権限及び数は当該業務に必要最小限とし、部外者のアクセスを制限することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	・システム操作の記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、一定時間毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ、誰が、どのデータベースに、どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。 ・情報集約システムについては、アクセスログを記録し、定期的な点検を徹底させる。 医療保険者等向け中間サーバー等については、操作ログを中間サーバーで記録している。 操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。 【ガバメントクラウド移行作業時に関する措置】 ・移行作業に従事する者は、事前に指定された取扱従業員に限定し、付与するIDの権限及び数は当該業務に必要最小限とし、部外者のアクセスを制限することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて unnecessary 複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとして

		いる。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報等の取扱いに使用する電子計算機等については、アクセスログ等から従業員の利用状況を適切に記録し、保管することを委託先に遵守させることとしている。（再委託及び再々委託する場合も同様とする。）
特定個人情報の提供ルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、第三者への提供の禁止を規定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。
	委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを規定している。また遵守内容について定期的に報告させている。
特定個人情報の消去ルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。 <ガバメントクラウド移行作業時に関する措置> ・委託先で作成・使用したデータを削除した場合は、その日時及び消去の内容を記録した書面を作成させ、本市に報告させることとしている。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	【全事務共通】 当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 8 従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない

		【全事務共通】 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して許諾することと規定している。 また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に委託先から報告させている。 ・情報集約システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・情報集約システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 医療保険者等向け中間サーバー等に係るデータセンター、ハードウェア、OS及びミドルウェア(以下「開発・運用環境」という。)は、取りまとめ機関等が自ら用意・設置するのではなく、開発・運用環境を賃貸する事業者(以下「クラウド事業者」という。)から借り受ける。クラウド事業者は以下の要件を満たしており、最先端のセキュリティ対策を講じている。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 クラウド事業者から借り受けた開発・運用環境内に、取りまとめ機関から委託された開発・運用保守業者が、医療保険者等向け中間サーバー等を構築する。 開発・運用保守業者は、①クラウド事業者が提示する責任共有モデル(クラウド事業者が保有・管理する開発・運用環境についてのそれぞれの責任の範囲を示したものを)を理解し、②OS、ミドルウェア及びシステムに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にてクラウド事業者と取り交わし、③書面の内容についてさらに取りまとめ機関から許諾を得る。 なお、クラウド事業者が保有・管理する開発・運用環境を利用できる者は、取りまとめ機関及び開発・運用保守業者のみである。利用に当たっては、専用端末からのみ利用可能となる仕様としており、担当者ごとに必要最小限度の利用範囲を定め、ID・パスワード・生体認証によりログインを行い、さらにアクセスログの管理を徹底する。また、取りまとめ機関とクラウド事業者との契約は、個人情報の電子データを取り扱わない契約とする。 【ガバメントクラウド移行作業時に関する措置】 ・移行作業に従事する者は、事前に指定された取扱従業者に限定し、付与するIDの権限及び数は当該業務に必要最小限とし、部外者のアクセスを制限することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報等の取扱いに使用する電子計算機等については、アクセスログ等から従業者の利用状況を適切に記録し、保管することを委託先に遵守させることとしている。
具体的な方法		
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	十分である ＜選択肢＞ 1) 特に入力している 3) 課題が残されている 2) 十分である	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

<国保連合会における措置>

- ・情報集約システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、情報集約システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
- ・情報集約システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・情報集約システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・情報集約システムを国保連合会に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。
- ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
- ・情報集約システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
- ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に個人情報保護管理者の承認を得る。
- ・許可された電子記録媒体又は機器等以外については、使用又は接続を制限する。
- ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。

<取りまとめ機関における措置>

支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報の提供・移転の実行記録をシステムに保管する。 <ガバメントクラウドにおける措置> 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第3.0版】」(令和7年3月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 特定個人情報の提供・移転は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。 (確認方法) 個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であるか確認している。	
その他の措置の内容	1 「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会う。国保システム標準化後は国保統括部門の職員が立ち会う。 3 外部記憶媒体へのコピーを原則禁止している。例外については実施手順により定められている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。外部ネットワークへの提供・移転は発生しない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	1 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。 2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続に基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。国保システム標準化後は、国保統括部門の管理の下に実施する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。 ③ システムによって、入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。 ② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)			
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の庁内各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムが照会内容を照会許可用照合リストと照合し、情報提供許可証を発行した後で、情報照会を行う仕組みになっている。この仕組みにより、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否している。 2 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の庁内各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、正確な照会対象者の特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			

リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の庁内各業務システムへのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムが照会内容を照会許可照会リストと照合し、情報提供許可証を発行した後で、情報照会を行う仕組みになっている。この仕組みにより、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否している。 2 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の庁内各業務システムへのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、特定個人情報にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。 ③ システムによる入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得る必要がある。また、情報連携が認められた相手システムとしか連携されない仕組みになっている。 ② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、誤った相手へ特定個人情報を提供するリスクに対応している。 2 情報提供データベースへ情報が登録される際には、決められた形式のファイルであるかをチェックする機能が備わっている。また情報提供データベースに登録された情報の内容は端末の画面で確認することができる。これらにより、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 3 情報提供データベース管理機能(※)では、情報提供データベース内の副本データを既存業務システム内の正本データと照合するためのデータを出力する機能を有しており、提供する特定個人情報に誤りがないか確認することができる。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 3) 十分に遵守していない	2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 3) 十分に整備していない	2) 十分に整備している
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 3) 十分に整備していない	2) 十分に整備している
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 3) 十分に周知していない	2) 十分に周知している
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている

	具体的な対策の内容	<札幌市における措置> 1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。 4 データ連携用PCは施錠可能なラックに設置している。 5 国保システム標準化後は、ガバメントクラウド上に保存される。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をする。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> 1 ガバメントクラウドについては政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者から調達し、サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、認可されたもののだけが設置環境にアクセスできるよう適切な権限管理策を行っている。 2 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
⑥技術的対策		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<札幌市における措置> 1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバー機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。 2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 4 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 5 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 6 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 7 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> 1 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 2 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 3 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 4 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 5 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 6 ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 7 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 8 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する市民の個人番号と同様に管理する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	保有する情報は異動があった場合に随時更新しており、更新していない場合は他の職員から判別可能にして複数人で確認できる体制をとっている。 データ連携用PCにある情報は、処理後、速やかに削除する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	1 一定の保管期間を経過するなど札幌市が事務処理上不要と判断した情報は、システムにて自動判別し、消去する。 2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破碎等を行う。 3 札幌市が定めた保管期間を経過した帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判読できないよう、焼却又は裁断する。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<取りまとめ機関における措置> 支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者は、定期的に自己点検を実施する。
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査は全ての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	<札幌市における措置> 国民健康保険事務に携わる職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得のための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバープラットフォームの運用に携わる職員及び事業者は、セキュリティや運用規則等についての研修を実施する。
3. その他のリスク対策		
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市総務局行政部行政情報課
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求について受け付ける。
特記事項	札幌市ホームページに請求先、請求手続、費用等についての案内を掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> (手数料額、納付方法: 手数料は無料。ただし写しの交付を希望する場合は、交付費用の実費相当) 1) 有料 2) 無料 の負担が必要。納付方法は現金、納入通知書等による。
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	国民健康保険事務
公表場所	札幌市総務局行政部行政情報課
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年8月12日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	札幌市公報(広報さっぽろ)、札幌市ホームページ等で住民等からの意見の募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び主要市有施設(区役所等)で全文を閲覧可能とする。
②実施日・期間	令和8年8月12日～令和8年9月11日
③期間を短縮する特段の理由	－
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月12日	Ⅲ－3 リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	記載中にある「システム部門」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらない。
平成28年4月12日	Ⅲ－3 リスク2 その他の措置の内容	記載中にある「システム部門」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらない。
平成28年4月12日	Ⅲ－3 リスク4 リスクに対する措置の内容	記載中にある「システム部門」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらない。
平成28年4月12日	Ⅳ－1 ② 具体的な内容	記載中にある「情報化推進部」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらない。
平成29年4月12日	(1ページ) 表紙 公表日	平成28年4月12日	平成29年4月12日	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	I－2 システム1 ②	(項番5の追記)	5 北海道国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という。)とのデータ連携機能 ① 国保情報集約システムに提供するデータの作成 ② 国保情報集約システムから提供されるデータの取込 ※データ連携は、データ連携用PC(データ連携のみを行う専用端末)を介して行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	I－2 システム1 ③	国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム	国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム、 国保情報集約システム	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	I－2 システム11 ①	(システム11の追記)	国保情報集約システム(以下、「情報集約システム」という。)	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	I－2 システム11 ②	(システム11の追記)	国民健康保険被保険者の資格や高額療養費の該当回数を都道府県単位で管理するシステムであり、国保連合会に設置されるサーバーと市区町村に設置されるクライアント端末(以下、「国保総合PC」という。)で構成され、札幌市では国保総合PCの以下の機能を活用する。(国保総合PCは個人番号を利用せず、データも保持しない) 1 資格継続業務にかかる機能 配信された帳票(資格継続情報)を出力する。 2 世帯継続判定業務にかかる機能 (1)配信された帳票(世帯継続性判定)を出力する。 (2)世帯継続性の判定における確定処理を行う。 3 高額該当回数の引き継ぎ業務 配信された帳票(高額該当回数情報)を出力する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	I－2 システム11 ③	(システム11の追記)	[○]その他 (国保システム(データ連携用PCを介した連携))	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	I－5	平成27年10月6日条例第42号。以下、「条例」という。	平成27年10月6日条例第42号。以下、「利用条例」という。	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	I－6 ②	第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、106の項)	第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項)	事前	「重要な変更」
平成29年4月12日	(別添1)事務の内容 図	(図に追記)	○情報元にある国保連合会に「情報集約システム」を追記。 ○情報元に新たに「コンビニ収納代行業者」を追記。 ○札幌市の枠の中に「データ連携用PC」と「国保総合PC」を追記 ○「⑩データ連携」、「⑫帳票の配信」、「⑬世帯の継続性判定」、「⑭速報確定情報」の追記および矢印の追記	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月12日	(別添1)事務の内容 (備考)	(①～④まで追記)	①資格継続情報・高額該当回数情報のデータ連携。 ②情報集約システムで処理された資格継続情報や高額該当回数情報にかかる処理帳票の配信。 ③情報集約システムから示された世帯の継続性の判定について、確定処理を行う。 ④コンビニエンスストアで納付した情報を受け取る。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ-3 ① 地方公共団体・地方独立行政法人	「各市町村、北海道国民健康保険団体連合会」	「各市町村」	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ-3 ① その他	(追記)	国保連合会	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ-3 ③	(⑩の追記)	⑩ 国保連合会とのデータ連携情報・日次(資格継続情報等)、月次(高額該当回数情報等) ※平成30年4月以降	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ-3 ④	(3行目から追記)	平成30年4月以降は、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、その管理を国保連合会に委託することから、国保連合会からの情報の入手は妥当である。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ-3 ⑤	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託の有無	「7件」	「8件」	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託事項6 ⑤	国民健康保険法第45条第5項において、療養の給付に関する費用の審査・支払事務を国民健康保険団体連合会に委託することができる旨を確認できる。	業務担当課への問い合わせ(国民健康保険法第45条第5項に基づく委託)	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託事項8	(委託事項8の追記)	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託事項8 ①	(委託事項8の追記)	国民健康保険の資格管理(都道府県単位)および高額療養費の該当回数の管理業務	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託事項8 ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(委託事項8の追記)	特定個人情報ファイルの一部	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託事項8 ② 対象となる本人の数	(委託事項8の追記)	10万人以上100万人未満	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託事項8 ② 対象となる本人の範囲	(委託事項8の追記)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託事項8 ② その妥当性	(委託事項8の追記)	国民健康保険法第113条の3に基づく共同委託契約である。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託事項8 ③	(委託事項8の追記)	10万以上50人未満	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託事項8 ④	(委託事項8の追記)	[○]専用線	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託事項8 ⑤	(委託事項8の追記)	業務担当課への問い合わせ(国民健康保険法第113条の3に基づく共同委託)	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託事項8 ⑥	(委託事項8の追記)	北海道国民健康保険団体連合会	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託事項8 ⑦	(委託事項8の追記)	再委託する	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅱ-4 委託事項8 ⑧	(委託事項8の追記)	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月12日	Ⅱ－4 委託事項8 ㊟	(委託事項8の追記)	資格継続業務、高額該当回の引き継ぎ業務で使用する情報集約システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ－5 提供・移転の有無	提供を行っている(21)件	提供を行っている(27)件	事前	「重要な変更」に併せて変更(提供先の追加)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 提供先6～提供先27	(提供先6～提供先21)	(提供先6～提供先27) ※提供先を6つ増やし、「①法令上の根拠」に記載のある「別表第二」の項番に従い並び変えた。 なお、新規に追加(追記)した提供先は次の通り。 ○提供先6 別表第二(第9項) ○提供先7 別表第二(第12項) ○提供先8 別表第二(第15項) ○提供先24 別表第二(第97項) ○提供先26 別表第二(第109項) ○提供先27 別表第二(第120項)	事前	「重要な変更」に併せて変更(提供先の追加)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 移転先1 ㊟	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 移転先2 ㊟	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 移転先3 ㊟	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 移転先4 ㊟	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 移転先5 ㊟	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 移転先6 ㊟	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 移転先7 ㊟	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 移転先8 ㊟	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 移転先9 ㊟	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 移転先10 ㊟	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 移転先11 ㊟	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 移転先12 ㊟	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ－5 移転先13 ㊟	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ－6 ㊟	(＜札幌市における措置＞の記載に項番3を追記)	3 データ連携用PCは、業務主管部門の執務室内の施錠可能なラックで保管する。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	(別添2)＜国保＞	(項番3152から3203の追記)	((別添2)＜国保＞の項番3152から3203のとおり)	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	(別添2)＜収納＞	(項番1970から1980の追記)	((別添2)＜収納＞の項番1970から1980のとおり)	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅲ－2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(項番3の追記)	3 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、配信される情報(データ)は国保連合会において対象者との関連性や妥当性および整合性のチェックを行い対象者以外の情報の入手を防止する。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－2 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(項番2の追記)	2 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、配信される情報は国保連合会においてあらかじめ指定された情報(データ定義されている情報)であり、必要な情報以外は入手できない仕組みとなっている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月12日	Ⅲ－２ リスク2 リスクに対する措置の内容	(＜国保連合会とのデータ連携における措置＞ 以下の記載を追記)	＜国保連合会とのデータ連携における措置＞ 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、情報のやり取りには専用線を用いるとともに、指定された情報しか入手できないよう制御されている。また、データ連携に使用するデータ連携用PCは、自動で処理される仕組みとなっており、端末は、施錠可能なラックで保管し、アクセスも制限された利用者のみとしている。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－２ リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	(6行目から追記)	国保連合会からデータ連携で入手する情報は、本市において事前に本人確認を行った情報が情報集約システムから送信されるものであり、本人確認実施済の情報と言える。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－２ リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	(2行目の「なお、」以下を追記)	なお、国保連合会からデータ連携で入手する情報に個人番号は記録されていない。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－２ リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(項番3の追記)	3 国保連合会からのデータ連携で入手する情報は、被保険者の異動前の市町村および異動後の市町村で確認を行うことにより正確性を確保している。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－２ リスク4 リスクに対する措置の内容	(＜国保連合会とのデータ連携における措置＞ 以下の記載を追記)	＜国保連合会とのデータ連携における措置＞ データ連携用PCと情報集約システムの接続、及びデータ連携用PCと国保システムの接続は専用線を用いているため外部に漏れることはない。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－３ リスク1 その他の措置の内容	(追記)	＜国保連合会とのデータ連携＞ 情報集約システムからデータ連携用PCを通して受信する情報は、データ定義されており不要な情報を入手することはなく、かつ、国保システムで確認の上、情報を取り込む仕様となっている。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－３ リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	(＜国保連合会とのデータ連携＞以下の記載を追記)	＜国保連合会とのデータ連携＞ 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックで保管し、アクセスできる職員を限定する。 2 国保総合PCは、利用できる職員を限定し、ユーザーIDとパスワードによる認証を実施する。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－３ リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	(＜国保連合会とのデータ連携＞以下の記載を追記)	＜国保連合会とのデータ連携＞ 1 データ連携用PCのアクセス権限は、実施手順に基づき、業務主管部門が管理を行う。 2 国保総合PCのアクセス権限は、国保連合会の指示に基づき、業務主管部門が管理を行う。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－３ リスク2 その他の措置の内容	(＜国保連合会とのデータ連携＞以下の記載を追記)	＜国保連合会とのデータ連携＞ 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックで保管する。 2 国保総合PCは、使用中以外は必ずログオフを行うよう周知徹底している。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－３ リスク3 リスクに対する措置の内容	1 外部媒体へのデータのコピーを禁じている。 2 システム操作記録を取得しているため、事務外で使用した場合は直ちに特定可能であることを周知している。 3 臨時職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。	1 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することに対する注意喚起を行っている。 3 臨時職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更及び文言整理であり、重要な変更にあたらない。
平成29年4月12日	Ⅲ－３ リスク4 リスクに対する措置の内容	(＜国保連合会とのデータ連携＞以下の記載を追記)	＜国保連合会とのデータ連携＞ 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックに保管されているため、不正できない仕組みである。 2 国保総合PCは、個人番号を利用しない仕組みであり、複製されるリスクはない。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月12日	Ⅲ－4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な管理方法	(5行目から追記)	情報集約システムについては、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託業者に遵守させる。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－4 特定個人情報ファイルの取り扱いの記録 具体的な管理方法	(3行目を追記)	情報集約システムについては、アクセスログを記録し、定期的な点検を徹底させる。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－4 特定個人情報の提供のルール 委託先から他社への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	(3行目から追記)	情報集約システムについては、情報の目的外利用、第三者へ提供、情報の複写、複製ができない旨、委託契約書に明記し、必要に応じて調査や報告を求める。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－4 特定個人情報の提供のルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	(3行目から追記)	情報集約システムとの情報連携については、専用線を利用し、本市が設置するデータ連携用PCにて自動でやり取りすることし、情報の目的外利用、第三者へ提供、情報の複写、複製ができない旨、委託契約書に明記し、必要に応じて調査や報告を求める。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追記)	<国保連合会における措置> ・情報集約システムにおいて保有する特定個人情報情報が、インターネットに流出することを防止するため、情報集約システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・情報集約システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効果率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・情報集約システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・情報集約システムを国保連合会に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・情報集約システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	(上記つづき)	(上記つづき)	・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に個人情報保護管理者の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報集約システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。	事前	(上記つづき)
平成29年4月12日	Ⅲ－5 リスク1 その他の措置の内容	(項番3の追記)	3 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない。
平成29年4月12日	Ⅲ－7 リスク1 ⑤ 具体的な対策の内容	(<札幌市における措置>の記載に項番4を追記)	4 データ連携用PCは施錠可能なラックに設置している。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ－7 リスク2 リスクに対する措置の内容	(3行目を追記)	データ連携用PCにある情報は、処理後、速やかに削除する。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅵ－1 ①	平成27年12月24日	平成28年10月31日	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅵ－2 ②	平成27年6月15日～7月14日	平成28年12月21日～平成29年1月19日	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月12日	VI-2 ④	・マイナンバーを導入することによってどのようなメリットがあるのかわからない。 ・リスクへの対策をとっていても、悪意のある人間による情報漏えいは起こるのではないかな。 ・情報漏えいしたときに市はどのような対応を取るのか。	(※前回評価の記載から再評価における意見に変更) ・委託先である国保連合会において、マイナンバーをどのように利用し、どのように管理を行うのか。また、情報漏えいがあった場合の責任はどうなるのか。 ・セキュリティ対策を強化しても情報漏えいのリスクがあることから、マイナンバーによる管理や情報提供には危惧がある。 ・前回の評価から今回の再評価までの間に情報漏えいやハッキングなどはあったのか。システム導入の効果はどうか。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	VI-2 ⑤	住民意見による評価書の修正はない。	評価書本体への反映ではないが、住民からの意見を受けて「(別添3)変更箇所」にある項目のところに該当ページを追記した。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	VI-3 ①	平成27年9月14日	平成29年3月24日	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	VI-3 ③	特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについては、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。	特定個人情報保護評価書の再評価に関する特定個人情報ファイルの取扱いについては、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成31年3月7日	I-2 システム12 ①	(システム12の追記)	特定健診・特定保健指導システム	事後	国保システムからの移転
平成31年3月7日	I-2 システム12 ②	(システム12の追記)	1 特定健診・特定保健指導にかかる機能 ① 特定健診対象者情報の登録、受診券の発行 ② 健診結果情報の登録 ③ 保健指導対象者情報の登録、利用券の発行	事後	国保システムからの移転
平成31年3月7日	I-2 システム12 ③	(システム12の追記)	[○]住民基本台帳ネットワークシステム [○]その他(国保システム(データ連携用PCを介した連携))	事後	国保システムからの移転
平成31年3月7日	I-6 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項)	事後	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にあたらない。
平成31年3月7日	I-7 ②所属長の役職名	保険企画課長 木村 良彦	保険企画課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載のため、重要な変更にあたらない。
平成31年3月7日	II-5 提供先27 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第120項)	番号法第19条第7号 別表第二(第119項)	事後	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にあたらない。
令和2年11月27日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	札幌市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	札幌市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	I-1 ②事務の内容	札幌市では、国民健康保険法及びこれに基づく条例により、国民健康保険の資格管理、給付、保険料の賦課徴収等の事務を行っている。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。)別表第一の30項により個人番号を利用することができるのは、国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 ついては、特定個人情報ファイルを主務省令に定める以下の事務で取り扱うこととする。 1 資格に関し以下の事務を行う。 ① 国民健康保険資格に関する届出(取得、喪失、住所変更、氏名変更、世帯変更、修学、病院・施設入所等)の受理、審査及び処理を行う業務 ② 国民健康保険資格の管理を行う業務 ③ 被保険者に対する被保険者証及び高齢受給者証の交付、返還受理、更新を行う(再発行も含む)業務 ④ 被保険者からの基準収入額適用申請の受理、審査及び処理を行う業務	札幌市では、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及びこれに基づく条例により、国民健康保険の資格管理、給付、保険料の賦課徴収等の事務を行っている。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の30項により個人番号を利用することができるのは、「国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている。 ついては、特定個人情報ファイルを主務省令に定める以下の事務で取り扱うこととする。 1 資格に関する事務 ① 国民健康保険資格に関する届出(取得、喪失、住所変更、氏名変更、世帯変更、修学、病院・施設入所等)の受理、審査及び処理 ② 国民健康保険資格の管理 ③ 被保険者に対する被保険者証及び高齢受給者証の交付、返還受理又は更新(再発行も含む) ④ 被保険者からの基準収入額適用申請の受理、審査及び処理	事前	重要な変更
令和2年11月27日	(上記つづき)	2 保険給付に関し以下の事務を行う。 ① 医療機関等からのレセプトの審査および支払いに関する業務 ② 各種給付(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等)の支給、管理に関する業務 ③ 被保険者の所得区分、自己負担限度額の判定に関する業務 ④ 各種認定証(限度額適用認定証等)、特定疾病療養受療証の交付、管理に関する業務 ⑤ 保険給付費の返還、管理に関する業務 ⑥ 医療費適正化に関する業務 3 保健事業に関し以下の事務を行う。 ① 特定健診、特定保健指導等に関する業務 4 保険料の賦課に関し以下の事務を行う。 ① 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を把握し、管理する業務 ② 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を元に保険料を計算し、納付すべき保険料や納期限を納付義務者に通知する業務 ③ 他市町村への賦課状況・課税状況等の照会を行う業務 ④ 国民健康保険料の減免申請の受理、審査及び減免処理を行う業務 ⑤ 非自発的失業者に係る保険料軽減の届出の受理、審査及び処理を行う業務	2 保険給付に関する事務 ① 医療機関等からのレセプトの審査及び支払い ② 各種保険給付(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等)の支給又は管理 ③ 被保険者の所得区分及び自己負担限度額の判定 ④ 各種認定証(限度額適用認定証等)及び特定疾病療養受療証の交付又は管理 ⑤ 保険給付費の返還又は管理に関する業務 ⑥ 医療費適正化に関する業務 3 保健事業に関する事務 特定健診、特定保健指導等に関する業務 4 国民健康保険料(以下「保険料」という。)の賦課に関する事務 ① 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を把握し、管理する業務 ② 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を元に保険料を計算し、納付すべき保険料や納期限を納付義務者に通知する業務 ③ 他市町村への賦課状況・課税状況等の照会を行う業務 ④ 保険料の減免申請の受理、審査及び減免処理 ⑤ 非自発的失業者に係る保険料軽減の届出の受理、審査及び処理	事前	(上記つづき)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	(上記つづき)	5 保険料の収納・滞納整理に関し以下の事務を行う。 ① 納付義務者からの納付の管理、納付義務者への還付・充当を行う業務 ② 納期限内に納付がない納付義務者に督促状を送付し、自主的に納付されない場合は財産の差押えなどの滞納整理を行う業務 《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)>》 特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更もしくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。	5 保険料の収納・滞納整理に関する事務 ① 納付義務者の納付状況の管理、納付義務者への還付・充当を行う業務 ② 納期限内に納付がない納付義務者に督促状を送付し、自主的に納付されない場合は財産の差押えなどの滞納整理を行う業務 6 オンライン資格確認に関する事務 オンライン資格確認とは、マイナンバーカードを被保険者証等として利用できるようにすることで、被保険者が医療機関等を受診した際に、医療機関等が被保険者の最新の正しい資格情報をオンライン資格確認等システムで効率的に確認できるようにする仕組みである。以下の処理を行う。 ①本市の保有する被保険者の資格情報を国保情報集約システムを経由して医療保険者等向け中間サーバーへ提供する処理 ②提供した被保険者の資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けする処理 《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)>》 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日号外特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更もしくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。	事前	(上記つづき)
令和2年11月27日	I-2 システム1 ②システムの機能	国民健康保険法及びこれに基づく条例により、被保険者情報の管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 資格にかかる機能 ① 資格の取得、喪失、変更等の情報の登録・管理 ② 被保険者証の作成及び被保険者証交付履歴の管理 ③ 70歳以上75歳未満の被保険者に対する負担割合の決定及び高齢受給者証の作成 2 賦課にかかる機能 ① 保険料の決定及び保険料決定通知書の作成 ② 保険料の減免申請情報の登録及び変更決定 ③ 保険料の特別徴収に関する管理 3 給付にかかる機能 ① 被保険者からの療養費等の申請情報の登録及び支給決定 ② 各種認定証(限度額適用認定証等)、特定疾病療養受療証の発行 4 北海道国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という。))とのデータ連携機能 ① 国保情報集約システムに提供するデータの作成 ② 国保情報集約システムから提供されるデータの取込 ※データ連携は、データ連携用PC(データ連携のみを行う専用端末)を介して行う。	国民健康保険法及びこれに基づく条例により、被保険者情報の管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 資格に係る機能 ① 資格の取得、喪失、変更等の情報の登録・管理 ② 被保険者証の作成及び被保険者証交付履歴の管理 ③ 70歳以上75歳未満の被保険者に対する負担割合の決定及び高齢受給者証の作成 2 賦課に係る機能 ① 保険料の決定及び保険料決定通知書の作成 ② 保険料の減免申請情報の登録及び変更決定 ③ 保険料の特別徴収に関する管理 3 給付に係る機能 ① 被保険者からの療養費等の申請情報の登録及び支給決定 ② 各種認定証(限度額適用認定証等)、特定疾病療養受療証の発行 4 北海道国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))とのデータ連携機能 ① 国保情報集約システムに提供するデータの作成 ② 国保情報集約システムから提供されるデータの取込 ※データ連携は、データ連携用PC(データ連携のみを行う専用端末)を介して行う。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	I-2 システム2 ②システムの機能	国民健康保険法、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により賦課された保険料の収納管理及び滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。 <収納管理> 1 国保・介護・後期高齢システムからの賦課情報連携 2 社会保障宛名から国保・介護・後期高齢システムの送付先情報を連携 3 金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携 <滞納整理> 1 滞納者情報の管理 2 各滞納処分書類の作成 3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 4 統計・決算情報の作成 5 延滞金の計算	国民健康保険法、介護保険法(平成9年法律第123号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びこれらの法律に基づく条例により賦課された保険料の収納管理及び滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。 <収納管理> 1 国保・介護・後期高齢システムからの賦課情報連携 2 システム基盤(社会保障宛名)から国保・介護・後期高齢システムの送付先情報を連携 3 金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携 <滞納整理> 1 滞納者情報の管理 2 各滞納処分書類の作成 3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 4 統計・決算情報の作成 5 延滞金の計算	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	I－2 システム3 ②システムの機能	金融機関・財務連携代行システムは、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収入情報を送受信するシステムであり、国保システムにおいては、以下の機能を活用する。 1 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから、口座振替依頼の情報を金融機関・財務連携代行システムへ連携する。 2 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから、口座振替結果および日々の保険料の収納情報を国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへ連携する。	札幌市のシステムであり、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収納情報を送受信するシステムで、国保・介護・後期収納管理／滞納整理システムとの連携においては、以下の機能を活用する。 1 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへ、口座振替依頼の情報を提供する。 2 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへ、口座振替結果及び日々の介護保険料の収納情報を提供する。	事後	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
令和2年11月27日	I－2 システム4 ②システムの機能	システム基盤(個人基本)より住民基本台帳の情報を受領し社会保障業務(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務)で活用するとともに、個人(および法人)を管理し、宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する機能群である。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名からの課税情報連携 税宛名から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。 3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人および法人の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 4 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務として把握した対象者について、社会保障業務として管理している番号を連携する。	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し社会保障業務(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務)で活用する。また、個人(及び法人)の宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 システム基盤(税宛名)からの課税情報連携 システム基盤(税宛名)から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。 3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 4 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務で把握した対象者について、社会保障業務で管理している番号を連携する。	事後	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
令和2年11月27日	I－2 システム5 ②システムの機能	システム基盤(個人基本)より住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用するとともに、個人および法人を管理し、納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する機能群である。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人および法人の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務として把握した対象者について、税業務として管理している番号を連携する。 4 社会保障宛名への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報を社会保障宛名へ情報連携する。	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用する。また、個人(及び法人)の納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。 4 システム基盤(社会保障宛名)への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報をシステム基盤(社会保障宛名)へ情報連携する。	事後	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	I-2 システム6 ②システムの機能	既存住基システムより住民基本台帳の情報を受領し、情報を再編成のうえ、庁内の住民基本台帳の情報を必要とするシステムへ、情報移転するためのシステム機能を有する。住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けているシステムにのみ住民基本台帳の情報を連携する。 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムで発生した異動データを受領し、情報連携が認められた情報移転先のシステムに、必要と認められた項目について送信する。 2 住記異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信された異動データについて、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該異動データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で連携する。 3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 番号法別表第二に基づき、世帯情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。	札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、情報システム部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2 住記記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	I-2 システム7 ②システムの機能	団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 個人番号を把握したことを契機として、団体内統合宛名番号の付番と、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号取得が完了しているかの状況管理を行う。 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システム専用エリア利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 ※(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 ※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	I-2 システム8 ②システムの機能	中間サーバー・プラットフォームと庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などの要件が、庁内の各業務システムに与える影響を吸収する。また、フォーマット変換やコード変換など、各システムでそれぞれに開発すると非効率になってしまう機能を集約する。 1 サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームに対して、符号取得、情報転送、情報照会に関する連携を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合及び庁内各業務システムへの連携を行う場合に、それぞれが受け取れるデータのフォーマットや、コードへ変換を行う。 3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、庁内各業務システムで管理している番号へ変換するために、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。 4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。	札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1 サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。 3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。 4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	(上記つづき)	(上記つづき)	※中間サーバー・プラットフォーム…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」)を含む。)のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。 (参考) 中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」)を含む。)のソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない。))。	事後	(上記つづき)
	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の30項により個人番号を利用することができるのは、「国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている。 ・ついで、特定個人情報ファイルを主務省令に定める以下の事務で取り扱うこととする。 ・1 資格に関する事務 (前略)③ 被保険者に対する被保険者証及び高齢受給者証の交付、返還受理又は更新(再発行も含む) (中略) 4 国民健康保険料(以下「保険料」という。)の賦課に関する事務 ① 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を把握し、管理する業務 ② 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を元に保険料を計算し、納付すべき保険料や納期限を納付義務者に通知する業務 ③ 他市町村への賦課状況・課税状況等の照会を行う業務 ④ 保険料の減免申請の受理、審査及び減免処理 ⑤ 非自発的失業者に係る保険料軽減の届出の受理、審査及び処理 5 保険料の収納・滞納整理に関する事務 ① 納付義務者の納付状況の管理、納付義務者への還付・充当を行う業務 ② 納期限内に納付がない納付義務者に督促状を送付し、自主的に納付されない場合は財産の差押えなどの滞納整理を行う業務	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の44の項により個人番号を利用することができるのは、「国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている。 ・ついで、特定個人情報ファイルを主務省令に定める以下の事務で取り扱う。 ・1 資格に関する事務 (前略)③ 被保険者に対する資格確認書及び資格情報のお知らせ(以下、「資格確認書等」という。)の交付、返還受理又は更新(再発行も含む) (中略) 4 国民健康保険料(以下「保険料」という。)の賦課に関する事務 (追記) ⑥ 産前産後軽減の届出の受理、審査及び処理 5 保険料の収納・滞納整理に関する事務 (追記) ③ 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(上記続き) 6 オンライン資格確認に関する事務 オンライン資格確認とは、マイナンバーカードを被保険者書等として利用できるようにすることで、被保険者が医療機関等を受診した際に、医療機関等が被保険者の最新の正しい資格情報をオンライン資格確認等システムで効率的に確認できるようにする仕組みである。以下の処理を行う。 ①本市の保有する被保険者の資格情報を国保情報集約システムを経由して医療保険者等向け中間サーバーへ提供する処理 ②提供した被保険者の資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けする処理	(上記続き) 6 オンライン資格確認に関する事務 オンライン資格確認とは、個人番号カードを資格確認書等として利用できるようにすることで、被保険者が医療機関等を受診した際に、医療機関等が被保険者の最新の正しい資格情報をオンライン資格確認等システムで効率的に確認できるようにする仕組みである。以下の処理を行う。 ①本市の保有する被保険者の資格情報を国保情報集約システムを経由して医療保険者等向け中間サーバーへ提供する処理 ②提供した被保険者の資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けする処理	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	(別紙1) I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化前に使用するシステム】 システム1～13	(省略)	別紙1 (別紙1)標準化前に使用するシステムに集約	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】 システム2 ①システムの名称	(追記)	国民健康保険システム(以下「国保システム」という。)	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム2 ②システムの機能	(追記)	国民健康保険法及びこれに基づく条例により、被保険者情報の管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 資格に係る機能 ① 資格の取得、喪失、変更等の情報の登録・管理 ② 資格確認書等の作成及び資格確認書等交付履歴の管理 ③ 70歳以上75歳未満の被保険者に対する負担割合の決定及び資格確認書等の作成 ④ 滞納世帯の情報を集約し、減免・軽減情報や不現住情報の照会 2 賦課に係る機能 ① 保険料の決定及び保険料決定通知書の作成 ② 保険料の減免申請情報の登録及び変更決定 ③ 保険料の特別徴収に関する管理 3 給付に係る機能 ① 被保険者からの療養費等の申請情報の登録及び支給決定 ② 各種認定証(限度額適用認定証等)、特定疾病療養受療証の発行 4 北海道国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)とのデータ連携機能 ① 国保情報集約システムに提供するデータの作成 ② 国保情報集約システムから提供されるデータの取込 ※データ連携は、データ連携用PC(データ連携のみを行う専用端末)を介して行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム2 ③他のシステムとの接続	(追記)	既存住民基本台帳システム、宛名システム、税務システム、国保情報集約システム、統合収納・滞納システム、システム基盤(市中間サーバー)、特定健診・特定保健指導システム、各原局システム	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム3 ①システムの名称	(追記)	国保・介護・後期 統合収納システム・統合滞納システム	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム3 ②システムの機能	(追記)	国民健康保険法、介護保険法(平成9年法律第123号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びこれらの法律に基づく条例により賦課された保険料の収納管理または滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。 <収納管理> 1 国保・介護・後期高齢システムからの情報連携 2 金融機関・収納代行業者等からの収納情報連携 3 統合滞納システムからの情報連携 <滞納整理> 1 滞納者情報の管理 2 各滞納処分書類の作成 3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 4 統計・決算情報の作成 5 延滞金の計算 6 統合収納システムとの情報連携	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム4 ③他のシステムとの接続	(追記)	国保システム、庁内各業務システム	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム4 ①システムの名称	(追記)	システム基盤(団体内統合宛名)	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム4 ②システムの機能	(追記)	札幌市のシステムで、中間サーバー・プラットフォーム(※)と市内各業務システムの間を立ち、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 ※(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 ※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム4 ③他のシステムとの接続	(追記)	システム基盤(市中間サーバー、個人基本、税宛名、社会保障宛名)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム5 ①システムの名称	(追記)	システム基盤(市中間サーバー)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム5 ②システムの機能	(追記)	札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と市内各業務システムの間立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、市内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1 中間サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や市内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。 3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、市内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を市内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から市内各業務システムで管理している番号を取得する。	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	上記続き	上記続き	(上記続き) 4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。 ※中間サーバー・プラットフォーム…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」)を含む。)のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。 〈参考〉 中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」)を含む。)のソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない)。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム5 ③他のシステムとの接続	(追記)	中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム6 ①システムの名称	(追記)	中間サーバー・プラットフォーム	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム6 ②システムの機能	(追記)	国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。 1 符号管理 符号と団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。 3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。 4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。 5 情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。 7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム(※))と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 (※)インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム ＜参考＞コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	上記続き	上記続き	(上記続き) 8 セキュリティ管理 ①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ②送信するデータに対して署名(そのファイルの正当性を示すデータ)を付与する。 ③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ④データの暗号化や複合に必要なデータ暗号化鍵の管理を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報(システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報)の管理を行う。 9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10 システム管理 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム6 ③他のシステムとの接続	(追記)	システム基盤(市中間サーバー)、情報提供ネットワーク	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム7 ③他のシステムとの接続	(追記)	既存住民基本台帳システム	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム8 ①システムの名称	(追記)	国保情報集約システム(以下「情報集約システム」という。) ☒	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム8 ②システムの機能	(追記)	国保連合会のシステムで、被保険者の資格や高額療養費の該当回数(以下「高額該当回数」という。)を都道府県単位で管理するシステムである。国保連合会に設置するサーバーと市区町村に設置するクライアント端末(以下「国保総合PC」という。)で構成され、札幌市では国保総合PCの以下の機能を活用する。(国保総合PCは個人番号を利用せず、データも保持しない) 1 資格継続業務に係る機能 国保連合会から配信された帳票(資格継続情報)を出力する。 2 世帯継続判定業務に係る機能 (1)国保連合会から配信された帳票(世帯継続性判定)を出力する。 (2)世帯継続性の判定における確定処理を行う。 3 高額該当回数の引継業務 国保連合会から配信された帳票(高額該当回数の情報)を出力する。 4 オンライン資格確認に係る医療保険者等向け中間サーバー等システムへの被保険者異動情報の提供 (詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 被保険者資格異動に関するデータを市区町村からデータ連携用PCを介して国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等システムへの被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村から受領した被保険者異動情報を医療保険者等向け中間サーバー等システムへ送信する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム8 ③他のシステムとの接続	(追記)	国保システム(データ連携用PCを介した連携)		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム9 ①システムの名称	(追記)	特定健診・特定保健指導システム		
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム9 ②システムの機能	(追記)	特定健診・特定保健指導に係る機能 ① 特定健診対象者情報の登録、受診券の発行 ② 健診結果情報の登録 ③ 保健指導対象者情報の登録、利用券の発行		
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム9 ③他のシステムとの接続	(追記)	国保システム(FTP連携)、既存住民基本台帳システム		
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム9 ①システムの名称	(追記)	医療保険者等向け中間サーバー		
	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 【国保システム標準化後に使用するシステム】システム10 ②システムの機能	(追記)	医療保険者等全体又は医療保険制度横断で個人番号カードを用いた資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、以下の機能を有する。 なお、本システムは、国民健康保険中央会及び社会保険診療報酬支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が運営する。 1 資格履歴管理事務に係る機能 (1)資格履歴管理 医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 (2)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を含まない。) 2 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能(国民健康保険に関する事務においてはこの機能は用いない。) 3 本人確認事務に係る機能(同上)		
	I-5 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例第42号。以下「利用条例」という。) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	番号法第9条第1項 別表の44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例第42号。以下「利用条例」という。) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 住民基本台帳法第30条の9 別表第一項番73の2(J-LIS照会による本人確認)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	I-6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(42、43、44、45の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく「利用特定個人情報の提供に関する命令」主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」及び「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、55の2、55の3、56、65、69、70、81、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173、173の2の項) (情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(特定個人情報利用事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(69、70、71、160の項)	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1)事務内容 備考	(前略) ②資格情報より被保険者証を交付する。資格情報・所得情報に基づき賦課額を決定し、又は減免申請により審査し減免を行い保険料を通知する。被保険者からの申請により各種給付を行う。対象者を抽出し受診券を発行する。(後略)	(前略) ②資格情報より資格確認書等を交付する。資格情報・所得情報に基づき賦課額を決定し、又は減免申請により審査し減免を行い保険料を通知する。被保険者からの申請により各種給付を行う。対象者を抽出し受診券を発行する。(中略) ⑧納税者がeLTAXを利用して納付した情報(電子納付情報)を受け取る。 ⑨国保システムから「財務会計システム」へ納付データを送信(連動)し、格納。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ－2 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	正確かつ公平・公正な給付・賦課を行うに当たり、上記の範囲の特定個人情報保有を必要がある。	正確かつ公平・公正な資格決定と給付・賦課を行うに当たり、上記の範囲の特定個人情報保有を必要がある。	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－2 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(前略) ④ 児童福祉・子育て関係情報…医療助成受給者について、資格証交付対象から除外するため。また、受給者の医療費を把握し、各種保険給付を行うために保有 ⑤ 障害者福祉関係情報…医療助成受給者について、資格証交付対象から除外するため。また、受給者の医療費を把握し、各種保険給付を行うために保有 ⑥ 生活保護・社会福祉関係情報…生活保護に関する情報に基づき、国民健康保険の資格喪失処理、保険料の減免及び各種認定証等の交付のために保有 ⑦ 介護・高齢者福祉関係情報…介護保険の第2号被保険者の保険料の計算及び高額介護合算療養費等の適正な支給のために保有 ⑧ 雇用・労働関係情報…非自発的失業者に対する保険料の軽減措置を行うため。また、被保険者の所得区分、自己負担限度額、労働災害情報を把握し、各種保険給付を行うために保有 ⑨ 年金関係情報…特別徴収による保険料の徴収及び退職者医療制度該当者の医療費を把握し各種補助金の交付申請のために保有	(前略) ④ 児童福祉・子育て・障害者福祉関係情報…医療助成受給者について受給者の医療費を把握し、各種保険給付を行うために保有 ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報…生活保護に関する情報に基づき、国民健康保険の資格喪失処理、保険料の減免及び各種認定証等の交付のために保有 ⑥ 介護・高齢者福祉関係情報…介護保険の第2号被保険者の保険料の計算及び高額介護合算療養費等の適正な支給のために保有 ⑦ 雇用・労働関係情報…非自発的失業者に対する保険料の軽減措置を行うため。また、被保険者の所得区分、自己負担限度額、労働災害情報を把握し、各種保険給付を行うために保有 ⑧ 年金関係情報…特別徴収による保険料の徴収の医療費を把握し各種補助金の交付申請のために保有	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－3 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(前略) ④ 児童福祉・子育て関係情報…随時(変更時等) ⑤ 障害者福祉関係情報…随時(変更時等) ⑥ 生活保護・社会福祉関係情報…随時(保護担当課からの連絡受付時等) ⑦ 介護・高齢者福祉関係情報…随時(年齢到達時、届出受理時、変更時等) ⑧ 雇用・労働関係情報…随時(届出受理時等、変更時等) ⑨ 年金関係情報…随時(届出受理時等))、月次(年金給付対象者情報受理時) ⑩ 国保連合会とのデータ連携情報…日次(資格継続情報等)、月次(高額該当回数情報等) ※平成30年4月以降	(前略) ④ 児童福祉・子育て・障害者福祉関係情報…随時(変更時等) ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報…随時(保護担当課からの連絡受付時等) ⑥ 介護・高齢者福祉関係情報…随時(年齢到達時、届出受理時、変更時等) ⑦ 雇用・労働関係情報…随時(届出受理時等、変更時等) ⑧ 年金関係情報…随時(届出受理時等))、月次(年金給付対象者情報受理時) ⑨ 国保連合会とのデータ連携情報…日次(資格継続情報等)、月次(高額該当回数情報等)	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－3 特定個人情報の入手・使用 ④入手にかかる妥当性	国民健康保険の資格管理、賦課徴収及び保健事業事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申請等の情報、税情報等の収集を行う必要がある。 都道府県単位での被保険者資格等の管理を国保連合会に委託することになっていることから、国保連合会からの情報の入手は妥当である。	国民健康保険の資格管理、保険給付、賦課徴収及び保健事業事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申請等の情報、税情報等の収集を行う必要がある。 また、国民健康保険において被保険者資格や保険給付等の管理を都道府県単位で適切に実施するにあたり、国民健康保険法第113条の3に基づき、個人番号利用事務の一部(資格情報や給付情報の収集・整理等)を国保連合会に委託しているため、本事務の遂行において同連合会から当該情報を入手することは妥当である。なお、入手する情報は事務の遂行上、必要最小限の範囲に限定している。	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－3 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	国民健康保険法第9条及び番号法別表第二の4、2、43、44、45項の規定による。庁内連携による入手は利用条例において明示されている。	国民健康保険法第9条及び命令第2条の表69、70、71、160の項の規定による。庁内連携による入手は利用条例において明示されている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ-3 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	(前略) 4 収納事務 賦課情報や納付情報等を収納事務に使用する。 5 滞納整理事務 滞納情報等から滞納整理を行うために使用する。	(前略) 5 保険料の収納に関する事務 ① 被保険者情報と納付情報を照合し、収納管を行うための基礎情報として使用する。 ② 納付情報や賦課情報等を元に、過誤納金の還付・充当事務を行うために使用する。 ③ 口座振替等において、被保険者情報と金融機関口座情報の管理を行うために使用する。 6 保険料の滞納整理に関する事務 ① 滞納情報等を把握・管理し、滞納者に対する督促や催告のために使用する。 ② 滞納者の財産調査や、情報提供ネットワークシステム等を通じた他機関への資産照会・連携を行い、滞納処分を行うための基礎情報として使用する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-3 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	1 資格事務 ・被保険者の資格取得や資格喪失の認定等 ・被保険者証等の交付等 2 給付事務 ・各種保険給付の支給決定等 ・各種保険給付を行うための所得計算、自己負担限度額の判定等 3 賦課事務 ・保険料額決定等	1 資格に関する事務 ・被保険者の資格取得や資格喪失の認定等 ・資格確認書等の交付等 2 保険給付に関する事務 ・各種保険給付の支給決定等 ・各種保険給付を行うための所得計算、自己負担限度額の判定等 3 保険料の賦課に関する事務 ・保険料額決定等 4 保険料の収納・滞納整理に関する事務 ・保険料の徴収 ・保険料の還付	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する。11件	委託する。6件	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	療養費支給申請書点検業務 ①～⑨(略)	削除	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	削除	診療報酬明細書審査支払等に関する業務	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	削除	本市における国民健康保険事業の適正かつ効率的な執行を目的として、以下の各種業務を包括して委託する。 1. 診療報酬明細書(レセプト)の審査及び支払業務 医療機関等から請求されるレセプトの点検・審査及び診療報酬等の支払に関する業務。 2. レセプト等の点検・資格重複点検等業務 医療費適正化のためのレセプト内容点検、及び他制度との資格重複チェック等のデータ処理業務。 3. 後発医薬品(ジェネリック)差額通知等に関わるデータ作成業務 被保険者への医療費啓発、及び各種通知書(ジェネリック差額通知、医療費通知等)の作成に伴うデータ加工・整理業務。 4. 第三者行為事案に係る損害賠償請求事務(求償事務) 交通事故等の第三者行為による給付事案に係る損害賠償請求(関係書類の受付・審査、過失割合の交渉、求償額の算定等)に関する業務。 5. 国民健康保険資格継続・高額医療費共同処理事務等 中間サーバー及び国保情報集約システム等を介した各種情報連携、高額療養費等の共同処理に関わるシステム運用・データ連携業務。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	削除	特定個人情報ファイルの一部	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	削除	10万人以上100万人未満	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	削除	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	削除	国民健康保険法第85条第3項において、各業務を都道府県単位で組織される国保連合会に委託することができる旨が規定されている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先における取扱者数	削除	10人以上50人未満	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	削除	専用線・紙	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤委託先名の確認方法	削除	業務担当課への問い合わせ	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	削除	国保連合会	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑦再委託の有無	削除	再委託する	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑧再委託の許諾方法	削除	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑨再委託事項	削除	資格継続業務及び高額該当回数の引継業務で使用する情報集約システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	診療報酬明細書点検業務 ①～⑨(略)	削除	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	削除	国保システムの運用・保守委託 ①～⑨(略) (項番7から繰り上げ)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 (変更前委託事項7)	札幌市ホームページ「総務局情報システム部 入札・契約等情報」にて公表する。	札幌市ホームページ入札等契約結果一覧にて公表する。	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	ジェネリック差額通知業務委託 ①～⑨(略)	削除	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	資格継続業務、高額該当回数の引継業務に関する市町村保険者事務共同処理業務 ①～⑨(略)	削除	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7	療養の給付に関する費用の審査・支払業務 ①～⑨(略)	削除	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	削除	医療保険者等向け中間サーバー等システムにおける資格履歴管理事務 ①～⑨(略) (項番9から繰り上げ)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	国保システムの運用・保守委託 ①～⑨(略) (項番4に繰り上げ)	情報集約システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務 ①～⑨(略) (項番10から繰り上げ)	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	当市	本市	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条	国民健康保険法第110条	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)
	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	北海道国民健康保険団体連合会 (北海道国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)	国保連合会 (国保連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	「重要な変更」に併せて変更 (文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1～提供先20	削除	命令第2条の表に定める情報照会者(別紙2参照)	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	削除	命令第2条の表に定める情報照会者(別紙参照)	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	削除	命令第2条の表	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先における用途	削除	命令第2条の表に定める各事務	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ③提供する情報	削除	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下、「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数	削除	10万人以上100万人未満	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	削除	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑥提供方法	削除	情報提供ネットワークシステム、専用線	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑦時期・頻度	削除	(別紙2)提供先一覧のとおり	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項、命令第2条の表第27項	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ②移転先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって命令第29条で定めるもの	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ③移転する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって命令第29条で定めるもの	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ⑥移転方法	その他(システム基盤)	専用線	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項、命令第2条の表第42項	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2 ②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって命令第44条で定めるもの	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2 ③移転する情報	医療保険給付関係情報	医療保険給付関係情報であって命令第44条で定めるもの	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2 ⑥移転方法	その他(システム基盤)	専用線	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項、命令第2条の表第48項	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって命令第50条で定めるもの	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ③移転する情報	医療保険給付関係情報	医療保険給付関係情報であって命令第50条で定めるもの	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ⑥移転方法	その他(システム基盤)	専用線	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項、命令第2条の表第87項	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ②移転先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による費用の徴収に関する事務であって命令第89条で定めるもの	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ③移転する情報	医療保険給付関係情報	医療保険給付関係情報であって命令第89条で定めるもの	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ⑥移転方法	その他(システム基盤)	専用線	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって命令第117条で定めるもの	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ③移転する情報	医療保険給付関係情報	医療保険給付関係情報であって命令第117条で定めるもの	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ⑥移転方法	その他(システム基盤)	専用線	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6	保健福祉局総務部総務課	保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ⑥移転方法	その他(システム基盤)	専用線	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項、命令第2条の表第131項	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 ⑥移転方法	その他(システム基盤)	専用線	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ⑥移転方法	その他(システム基盤)	専用線	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9 ⑥移転方法	その他(システム基盤)	専用線	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 ⑥移転方法	その他(システム基盤)	専用線	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 ⑥移転方法	その他(システム基盤)	専用線	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	Ⅱ－５ 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ⑥移転方法	その他(システム基盤)	専用線	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ－6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 3 データ連携用PCは、業務主管部門(「Ⅱ.2.⑥事務担当部署」の所属長)の執務室内の施錠可能なラックで保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。国保システム標準化後はガバメントクラウドに保存する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。国保システム標準化後はID及びパスワードによる認証に加え、FIDO規格準拠(FIDO U2FまたはFIDO2)のハードウェアMFAデバイスによる認証を必要とする。 3 データ連携用PCは、業務主管部門(「Ⅱ.2.⑥事務担当部署」の所属長)の執務室内の施錠可能なラックで保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <オンライン申請における措置> サービス事業者が提供するクラウドサービス上に保存される。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ－6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(上記続き)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等は、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。 クラウドは、事業者によりセキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅱ－6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<札幌市における措置> 1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報は、システムにて自動判別し、消去する。 2 ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。 3 札幌市が定めた保管期間を経過した紙書類については、外部業者による裁断処理を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 特定個人情報は地方公共団体からの操作によって消去されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<札幌市における措置> (前略) 4. USBメモリ等の記憶媒体利用は、個人持込を禁止し管理品に限定する。貸出・返却時はPM所属長の承認と台帳記録、施錠管理を徹底。個人情報の運搬時は、施錠バッグ等を用い、運搬記録の作成と第三者によるデータ消去確認を行う。 (中略) <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1 窓口対応では、個人番号カード又は身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 他の行政機関等から特定個人情報を含む情報(被保険者資格情報、所得情報等)を入手する際は、必要な対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。 3 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、配信される情報(データ)は国保連合会において対象者との関連性、妥当性及び整合性のチェックを行うことで対象者以外の情報の入手を防止する。	(前略) 4 オンライン申請では、身分証明書の画像添付により、対象者の本人確認を厳守し、また、対象者の被保険者番号の inputs を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。なお、対象者以外からの申請により入手した場合は、本人へ連絡し削除のうえ記録を残す。	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-2 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク 1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1 必要な情報以外記載できない書類様式とする。	1 必要な情報以外記載できない書類様式または申請フォームとする。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ-2 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク 1 リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ-2 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク 2 リスクに対する措置の内容	<国保システムにおける措置> (省略) <国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <システム基盤における措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <システム外の措置> 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。	<国保業務における措置> (追記)4 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付する。 <庁内各業務システムとの連携における措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。また、本書において、事務ごとに特定個人情報の利用目的を詳細に定義し、これを公表することで、入手元が事前に使用目的を認識できる措置を講じている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ-2 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク 2 リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ-2 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク 3 入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示や署名用電子証明書等により、必ず本人確認を行う。 他市町村等からは、他市町村等が番号法第16条に基づく本人確認を行って入手した情報が提供される。 国保連合会からデータ連携で入手する情報は、本市において事前に本人確認を行った情報が情報集約システムから送信されるものである。	個人番号カード又は身分証明書の提示や署名用電子証明書等により、必ず本人確認を行う。 他市町村等からは、他市町村等が法令で定める本人確認を行って入手した情報が提供される。 国保連合会からデータ連携で入手する情報は、本市において事前に本人確認を行った情報が情報集約システムから送信されるものである。☐データ連携PCあるならおけ	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ-2 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク 3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 職員が収集した情報に基づいて、不正確な情報があれば修正している。 3 国保連合会からのデータ連携で入手する情報は、被保険者の異動前の市町村及び異動後の市町村で確認を行う。	1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 職員が収集した情報に基づいて、不正確な情報があれば修正している。また、担当者以外の職員による再確認を行うことで、入力誤りを未然に防止する。 3 国保連合会からのデータ連携で入手する情報は、被保険者の異動前の市町村及び異動後の市町村で確認を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ-2 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク 3 リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-2 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4 リスクに対する措置の内容	<国保システムにおける措置> 1 紙媒体及び電子媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 2 委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。 3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システム> システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <システム基盤における措置> システム基盤における接続は専用回線を用いているため外部に漏れることはない。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> 住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。 <国保連合会とのデータ連携における措置> データ連携用PCと情報集約システムの接続及びデータ連携用PCと国保システムの接続は専用線を用いているため外部に漏れることはない。	<国保業務における措置> 1 紙媒体及び電子媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫や権限を付与された職員のみがアクセス可能なID・パスワード管理により保管する。 2 委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。 3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。国保システム標準化後はガバメントクラウド上の閉域ネットワークでシステム間連携を行うため、外部に漏れることはない。 <業務間連携システムにおける措置> インターネットから隔離された専用回線を用いているため、外部への情報漏えいを防止している。 <国保連合会とのデータ連携における措置> データ連携用PCと情報集約システムの接続及びデータ連携用PCと国保システムの接続は専用線を用いているため外部に漏れることはない。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ-2 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4 リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ-3 特定個人情報の使用 リスク1 宛名システム等における措置の内容	1 国民健康保険業務に関する宛名情報は、システム基盤(社会保障宛名)に保存しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。(後略)	1 国民健康保険業務に関する宛名情報は、システム基盤(社会保障宛名)に保存しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。(後略)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ-3 特定個人情報の使用 リスク1 リスクの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ-3 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<標準化後の国保システム及び統合収納管理・統合滞納整理システムにおける管理方法> システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別とパスワード及びMFAデバイス等を利用した多要素認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。	<標準化後の国保システム及び統合収納・統合滞納システムにおける管理方法> システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別とパスワード及びMFAデバイス等を利用した多要素認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ-3 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	<国保システム及び国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける管理方法> 1 発効管理 ① 認証サーバーにおいて、職員の所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)から情報システム部門に対して申請を行うこととしている。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行うこととしている。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCのアクセス権限は、実施手順に基づき、業務主管部門が管理を行う。 2 国保総合PCのアクセス権限は、国保連合会の指示に基づき、業務主管部門が管理を行う。	<国保システム及び国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける管理方法> 1 発効管理 ① 認証サーバーにおいて、職員の所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)から情報システム部門に対して申請を行うこととしている。国保システム標準化後は国保統括部門に対して申請を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行うこととしている。国保システム標準化後は国保統括部門に対して申請を行う。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCのアクセス権限は、実施手順に基づき、業務主管部門が管理を行う。 2 国保総合PCのアクセス権限は、国保連合会の指示に基づき、業務主管部門が管理を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	1 アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行っている。 2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効申請を行っている。	1 アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行っている。 2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効させる。	事前	「重要な変更」に併せて変更（文言整理）
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用リスク2 その他の措置の内容	<国保システム及び国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> 1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外はログオフを行う。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックで保管する。 2 国保総合PCは、使用中以外は必ずログオフを行うよう周知徹底している。	<国保システム及び国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> 1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外はログオフを行う。 <システム標準化後の国保システム及び統合収納管理・統合滞納整理システムにおける措置> 1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう国保統括部門にて管理する。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、国保統括部門にて制御する。 3 システム使用中以外はログオフを行う。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックで保管する。 2 国保総合PCは、使用中以外は必ずログオフを行うよう周知徹底している。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用リスク2 リスクの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用リスク3 リスクの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用リスク4 リスクに対する措置の内容	1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックに保管されているため、不正に複製されにくい。 2 国保総合PCは、個人番号を利用しない仕組みであるため、不正に複製されにくい。 3 国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。	1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。 3 住民が行ったオンライン申請のデータ等は、アクセス権限の設定により特定の職員のみがアクセスできるようシステムで管理する。 4 外部媒体へのデータのコピーを禁じている。仮にコピーしようとしたとしても、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録した外部記憶媒体以外は書き込みができない。なお、業務上やむを得ずコピーする場合は、事前に所属長の承認を得たうえで行う。 5 外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックに保管されているため、不正に複製されにくい。 2 国保総合PCは、個人番号を利用しない仕組みであるため、不正に複製されにくい。 3 国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－３ 特定個人情報の使用リスク4 リスクの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	【全事務共通】 ①特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。 ②電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業員を限定させる。 【新基幹系システムの場合】 サーバ室や事務室の入退室を従業員に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。 また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。 (中略) 【情報集約システムのクラウド移行作業時に関する措置】 ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 (再委託及び再々委託する場合も同様とする。)	【全事務共通】 ①特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。 ②電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業員を限定させる。 【国民健康保険業務の場合】 ①閲覧/更新権限を持つものは必要最小限とし、アカウント管理を行い、システム上で操作を制限している。 ②ログを取得し、必要に応じ不正な使用がないことを確認している。 (中略) 【ガバメントクラウド移行作業時に関する措置】 ・移行作業に従事する者は、事前に指定された取扱従業員に限定し、付与するIDの権限及び数は当該業務に必要最小限とし、部外者のアクセスを制限することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	(前略) 【情報集約システムのクラウド移行作業時に関する措置】 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 (再委託及び再々委託する場合も同様とする。)	(前略) 【ガバメントクラウド移行作業時に関する措置】 ・移行作業に従事する者は、事前に指定された取扱従業員に限定し、付与するIDの権限及び数は当該業務に必要最小限とし、部外者のアクセスを制限することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報等の取扱いに使用する電子計算機等については、アクセスログ等から従業員の利用状況を適切に記録し、保管することを委託先に遵守させることとしている。 (再委託及び再々委託する場合も同様とする。)	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール	<情報集約システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。	<ガバメントクラウド移行作業時に関する措置> ・委託先で作成・使用したデータを削除した場合は、その日時及び消去の内容を記録した書面を作成させ、本市に報告させることとしている。	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ－４ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保	【情報集約システムのクラウド移行作業時に関する措置】 ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。	【ガバメントクラウド移行作業時に関する措置】 ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－４ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	特定個人情報の提供・移転の実行記録をシステムに保管する。	特定個人情報の提供・移転の実行記録をシステムに保管する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第3.0版】」（令和7年3月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）リスク1 その他の措置の内容	1 「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立ち会う。 3 外部記憶媒体へのコピーを原則禁止している。例外については実施手順により定められている。	1 「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立ち会う。国保システム標準化後は国保統括部門の職員が立ち会う。 3 外部記憶媒体へのコピーを原則禁止している。例外については実施手順により定められている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離れた閉域ネットワークで構成する。外部ネットワークへの提供・移転は発生しない。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）リスク1 リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク2 リスクに対する措置の内容	1 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。 2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続に基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。	1 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。 2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続に基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。国民健康保険システム標準化後は、保険企画課情報システム担当の管理の下に実施する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク2 リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－５ 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3 リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－６ 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	本市の各業務システム	本市の庁内各業務システム	事前	「重要な変更」に併せて変更（文言整理）
	Ⅲ－６ 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	本市の各業務システム	本市の庁内各業務システム	事前	「重要な変更」に併せて変更（文言整理）
	Ⅲ－６ 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5 リスクに対する措置の内容	本市の各業務システム	本市の庁内各業務システム	事前	「重要な変更」に併せて変更（文言整理）
	Ⅲ－６ 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6 リスクに対する措置の内容	本市の各業務システム	本市の庁内各業務システム	事前	「重要な変更」に併せて変更（文言整理）
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ②安全管理体制	特に力を入れて整備している	十分に整備している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ③安全管理規程	特に力を入れて整備している	十分に整備している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ④安全管理体制・規程の職員への周知	特に力を入れて周知している	十分に周知している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<札幌市における措置> 1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。 4 データ連携用PCは施錠可能なラックに設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をする。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<札幌市における措置> (中略) 5 国民健康保険システム標準化後は、ガバメントクラウド上に保存される。 (中略) <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者から調達し、サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、認可されたものだけが設置環境にアクセスできるよう適切な権限管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<札幌市における措置> 1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバー機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。 2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	(前略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (追記) 4 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 5 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 6 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 7 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	上記続き	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑦バックアップ	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑧事故発生時手順の策定・周知	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑩死者の個人番号 リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	Ⅲ－７ 特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順 手順の内容	1 一定の保管期間を経過するなど札幌市が事務処理上不要と判断した情報は、システムにて自動判別し、消去する。 2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。 3 札幌市が定めた保管期間を経過した帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判読できないよう、焼却又は裁断する。	(前略) <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV-1 監査 ①自己点検	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	IV-1 監査 ①監査	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	IV-1 監査 ①監査 具体的な内容	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査は全ての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的に実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。	(前略) <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	「重要な変更」に伴う変更
	IV-2 監査 従業者に対する教育・啓発	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し
	IV-3. その他のリスク対策	-	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更